2026 年度

大学院便覧

2026 年度入学者用

博士前期課程

博士後期課程

京都外国語大学 大学院

Kyoto University of Foreign Studies, Graduate School

目　次

Ⅰ 大学院の概要と行事予定表

大学院の概要 …… 3
2026 年度年間行事予定表 …… 5
大学院事務室事務取扱時間 …… 7
大学からの連絡・通知 …… 7

Ⅱ 博士前期課程

修了要件および修了判定 …… 9
単位修得要領 …… 10
授業 …… 15
履修登録 …… 18
教職課程 …… 21
成績および成績の発表 …… 24
指導教員 …… 25
修士論文・個人研究成果報告書の
　提出までのスケジュール等 …… 25
学位論文又は個人研究成果報告書
　の提出及び指導に関する内規 …… 28
学位論文又は個人研究成果報告書
　作成要領 …… 30
優れた業績を上げたと認められる場合の
　在学期間の短縮（早期修了）…… 33

Ⅲ 博士後期課程

修了要件および修了判定 …… 36
研究領域 …… 36
研究指導の方法 …… 36
博士論文 …… 36
学位論文の提出及び審査手続きに関する内規 …… 41
学位論文作成要領 …… 43
各研究領域の研究指導教員 …… 46

Ⅳ 研究倫理

研究倫理 …… 50
生成 AI 利用に関するガイドライン…… 50

Ⅴ 学籍・学費

学籍 …… 52
学費 …… 54
留学生の在留期間の更新など …… 55
各種願・届 …… 55

Ⅵ 研究支援・学生生活

研究奨励金・奨学金 …… 57
ティーチング・アシスタント制度、
　アカデミック・チューター制度 …… 58
証明書 …… 58
大学院生研究室 …… 60
学生生活に関する相談 …… 61

Ⅶ 資料

京都外国語大学大学院学則…… 67
京都外国語大学学位規程 …… 76
京都外国語大学大学院長期履修規程…… 78
京都外国語大学大学院研究生規程 …… 79
京都外国語大学大学院科目等履修生等規程 …… 81
京都外国語大学・京都外国短期大学
　試験等における不正行為の処分基準 …… 83
本学の沿革 …… 85

Ⅷ 2026 年度授業科目時間割表
（博士前期課程）

曜日･講時順(集中講義含む) …… 87

【建学の精神とシンボルマーク】

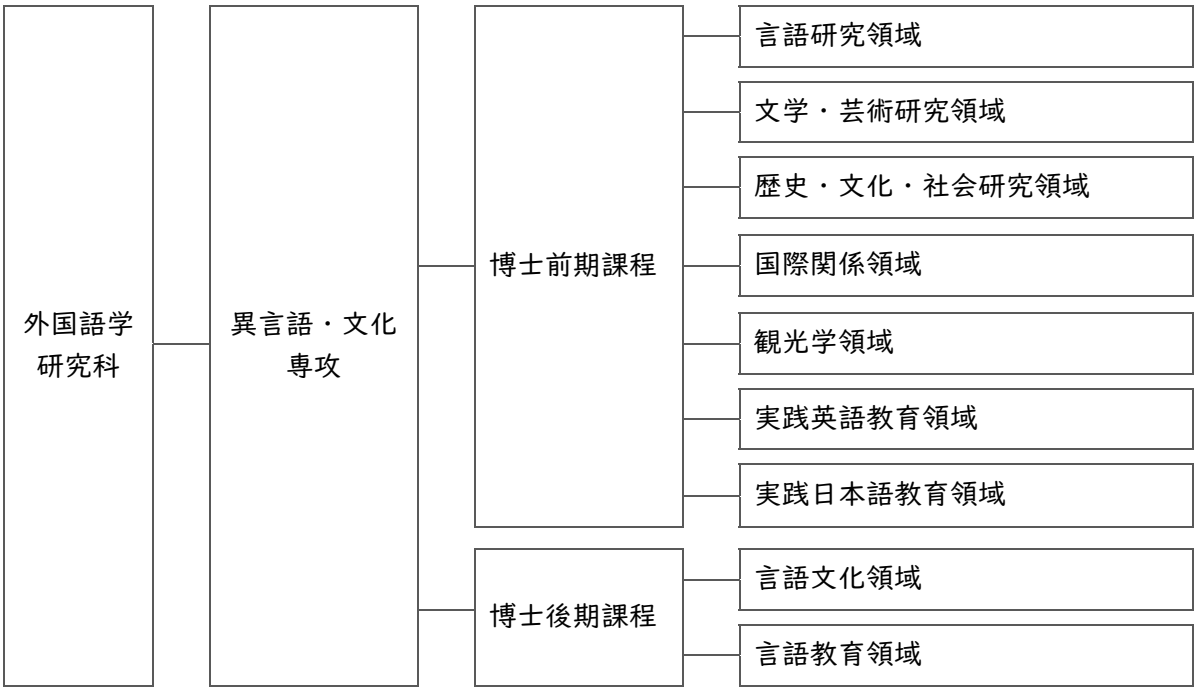


本学は、建学の精神である”PAX MUNDI PER LINGUAS”－言語を通して世界の平和を－ の達成を願い、この精神を体得し、修了後もこの精神で不断の努力を惜しまぬ学生の育成をめざしています。シンボルマークは、地球の中に建学の精神を掲げ、育成された学生が、平和の使者として世界にはばたく姿を白い鳩で表したものです。

Ⅰ 大学院の概要と行事予定表

大学院の概要

❒ 研究科・専攻・課程・研究領域



❒ 教育課程及び学位

外国語学研究科前期課程では、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力、又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を兼ね備えた人材を育成するため、必要な授業科目を開設し、７つの研究領域を設け、それぞれに体系的な教育課程を編成しています。

学則に定める課程の目的を達成するための教育課程において修了に必要な単位（修了要件単位）を修得し、修士論文又は個人研究成果報告書の審査及び最終試験に合格した場合は、修士（言語文化学）の学位を授与します。

外国語学研究科後期課程では、言語文化及び言語教育の専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を兼ね備えた人材を育成するため、年次ごとにインディペンデント・スタディ（個人研究）の研究指導により、論文発表を行い、学位論文（以下「博士論文」という。）を作成します。

博士論文を執筆・提出し、論文審査及び口述試問に合格した場合は、博士（言語文化学）の学位を授与します。

❒ 本学のポリシー

（I）ディプロマ・ポリシー（学位授与に関する方針）

外国語学研究科は、外国語の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、研究者、教育者のみならず、広く国際社会に貢献し得る人材を育成し、言語を通して世界の平和に貢献することを目的としています。

博士前期課程及び後期課程の目標を以下のとおりとし、前期課程は修了に必要な単位を修得し、修士論文又は個人研究成果報告書の審査に合格した場合に、修士（言語文化学）の学位を与えます。

博士後期は博士論文審査に合格した場合に、博士（言語文化学）の学位を与えます。

［博士前期課程］

広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を兼ね備えた人材の育成を目的としています。

［博士後期課程］

言語文化領域	最新の学術研究の探求を通じた、言語・文化に関する多角的な視点と独自の研究能力の修得
言語教育領域	英語教育及び日本語教育の専門的指導に必要とされる高度な知識と見識、かつ説得力ある指導力と独自の研究能力の修得

(2) カリキュラム・ポリシー（教育課程に関する方針）

外国語学研究科は、異言語・文化専攻における専門分野の研究能力、又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力、その基礎となる豊かな学識を修得させることを目的としています。

博士前期課程は、言語、文学・芸術、歴史・文化・社会、国際関係、観光の学際的、総合的研究、並びに英語、日本語の言語教育・学習方法論の研究を行うことをカリキュラム・ポリシーとして教育研究活動を推進します。

博士後期課程は、世界の諸地域における人間の営みの中核をなす文化を、言語を通して根源的に解明できる人材を育成すること、また、多分野に通じた創造性ある言語教育者を育成することをカリキュラム・ポリシーとして教育研究活動を推進します。

(3) アドミッション・ポリシー（入学者受け入れに関する方針）

本学の教育の目的・理念・目標を理解し、新しい知の体系の創造と新しい時代を担うことのできる幅広い視野と柔軟な思考を備え、国際社会に貢献したいという意思のある次のような学生を広く国内外から求めます。

【求める学生像】

≪博士前期課程≫

① グローバル化する国際社会に対応できる高度な専門職をめざす人
② 教育機関で専門的な指導ができる教育者をめざす人
③ 言語文化・言語教育の学術研究分野で専門的研究者をめざす人

≪博士後期課程≫

① 国際的視点に立った研究を行い、その成果を人類に広く還元し、社会に大きく貢献する研究者をめざす人
② 従来の理論や常識を越える独自の研究をめざす人

【本学の入学試験制度】

≪博士前期課程≫

一般入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期)、社会人入学試験（Ⅰ期・Ⅱ期)、学内推薦入学試験

≪博士後期課程≫

一般入学試験

2026 年度年間行事予定表

		博 士 前 期		博 士 後 期
4 月	1 日(水)	学年始・入学式	1 日(水)	学年始・入学式
		以下の詳細は、「授業開始までのオリエンテーション等のスケジュール」(ホームページ掲載)で確認してください。 上旬　履修登録期間 2 日(木)　新入生オリエンテーション（博士前期課程のみ） 4 日(土)　健康診断 6 日(月)　健康診断 8 日(水)　受講時間割表の確認		
	9 日(木)	**春学期授業開始**		
			24 日(金)	博論提出願･研究活動報告書提出締切（2027 年 3 月修了）
	29 日(水・祝)	通常授業		
	30 日(木)	休講		
5 月	1 日(金)	休講		
	2 日(土)	休講		
	中旬	履修登録科目取消期間 取消後の受講時間割表の確認	11 日(月)	博士論文提出締切 （2026 年 9 月修了）
	18 日(月)	通常授業（創立記念日）		
	29 日(金)	修士論文又は個人研究成果報告書題目届提出締切（2027 年 3 月修了）	22 日(金)	博士論文研究計画書提出締切　※1 年次生
6 月				
7 月	2 日(木)	春学期授業アンケート開始（～15 日まで）		
	20 日(月・祝)	通常授業		
	22 日(水)	春学期授業終了		
	23 日(木)	補講		
	24 日(金)	補講		
	25 日(土)	夏期休暇開始	25 日(土)	夏期休暇開始
8 月	下旬	春学期成績発表		
9 月	上旬	9 月修了判定結果発表		
	中旬	履修登録期間 受講時間割表の確認		
	13 日(日)	前期課程入学試験 ［学内推薦･一般Ⅰ期･社会人Ⅰ期］		
	19 日(土)	夏期休暇終了	19 日(土)	夏期休暇終了
	20 日(日)	前期課程入学試験（予備） ［学内推薦･一般Ⅰ期･社会人Ⅰ期］		
	23 日(水・祝)	研究発表会		
	24 日(木)	**秋学期授業開始**		
			30 日(水)	博論提出願･研究活動報告書提出締切（秋学期復学の 2027 年 3 月修了）

		博　士　前　期		博　士　後　期
10 月	12 日(月・祝)	通常授業		
	中旬	履修登録科目の取消期間 取消後の受講時間割表の確認		
	22 日(木)	休講		
	23 日(金)	休講（大学入学試験）		
	24 日(土)	休講（大学入学試験）		
			30 日(金)	博論提出願･研究活動報告書提出締切 （2027 年９月修了）
11 月	３日(火・祝)	外大祭・語劇祭		
	４日(水)	休講　外大祭・語劇祭		
	５日(木)	休講　外大祭・語劇祭後片付け		
	19 日(木)	休講		
	20 日(金)	休講（大学入学試験）		
	21 日(土)	休講（大学入学試験）		
12 月			**７日(月)**	**博士論文提出締切　(2027 年３月修了)**
			11 日(金)	第一次発表申込締切　※１年次生 第二次発表申込締切　※２年次生
	21 日(月)	秋学期授業アンケート開始(～１月 18 日まで)		
	26 日(土)	通常授業終了		
	28 日(月)	冬期休暇開始	28 日(月)	冬期休暇開始
2027 年 １月	６日(水)	冬期休暇終了	６日(水)	冬期休暇終了
	７日(木)	通常授業開始		
	12 日(火)	**修士論文又は個人研究成果報告書提出締切 （2027 年３月修了）**	12 日(火)	博士論文概要･要約提出締切 ※１年次生 博士論文主要内容･要約提出締切 ※２年次生
	15 日(金)	休講		
	16 日(土)	休講（大学入学共通テスト実施）		
	25 日(月)	秋学期授業終了		
	26 日(火)	補講		
	27 日(水)	補講		
	28 日(木)	春期休暇開始	28 日(木)	春期休暇開始
２月			中旬	第一次発表会 第二次発表会
	21 日(日)	前期課程入学試験［一般Ⅱ期･社会人Ⅱ期］ 後期課程入学試験［一般］		
	28 日(日)	前期課程入学試験（予備） ［一般Ⅱ期･社会人Ⅱ期］ 後期課程入学試験　（予備） ［一般］		
	下旬	修了判定結果発表・秋学期成績発表		
３月	20 日(土)	学位記授与式	20 日(土)	学位記授与式
	31 日(水)	学年終	31 日(水)	学年終

大学院事務室事務取扱時間

大学院事務室（5 号館 1 階）
TEL：075-322-6603　e-mail：daigakuin@kufs.ac.jp
事務取扱時間　月～土 9：00～17：00

※上記の事務取扱時間は「授業期間中」の取扱時間です。
※日曜日・祝日等の休業日、大学行事（入試等）実施日および休暇中の一定期間（別途告知）は、事務の取り扱いを行いません。その他、臨時に変更する場合は本学ホームページ等でお知らせします。

大学からの連絡・通知

大学および大学院事務室からの連絡・通知は、本学ホームページ、ポータルシステム「Kyoto Gaidai UNIPA」および京都外大 Gmail で行いますので、随時確認をしてください。

なお、確認を怠り不利益や不都合が生じた場合は、すべて自己責任となりますので、見落としのないよう注意してください。

Ⅱ 博士前期課程

修了要件および修了判定

❑ 修了要件

博士前期課程を修了するには、次の要件を満たす必要があります。

（1）博士前期課程に２年（１年制課程は１年。また、長期履修学生は当該長期履修を認められた期間）以上在学すること。

（2）所定の修了要件単位（学位論文（以下「修士論文」という。）審査による場合は 30 単位以上、個人研究成果報告書による場合は 32 単位以上）を修得すること。

（3）必要な研究指導を受けたうえ、修士論文又は個人研究成果報告書の審査及び最終試験に合格すること。

※ 早期修了について（長期履修学生を除く。）

京都外国語大学大学院学則第 24 条第１項ただし書きに基づき、大学院博士前期課程において、優れた業績を上げたと認められる者は、修了要件における在学期間を短縮して修了することができます。

要件や申請についての詳細は、33 ページを参照してください。

❑ 修了判定

在学中に修得した単位数・在学年月数・修士論文又は個人研究成果報告書の審査結果に基づき、年度末（3 月修了）および春学期末（9 月修了）に修了判定を行います。

なお、修了判定結果は Kyoto Gaidai UNIPA で、９月修了は９月上旬、３月修了は２月下旬に発表します。

単位修得要領

【修了に必要な単位（２年制課程)】

<table>
<tr><th>必修
選択</th><th colspan="2">科目区分</th><th colspan="2">修士論文
の審査による場合</th><th colspan="2">個人研究成果報告書
の審査による場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">必修</td><td colspan="2">専門ゼミ（必修）</td><td colspan="2">８単位</td><td colspan="2">８単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">共通科目（必修）</td><td colspan="2">４単位</td><td colspan="2">４単位</td></tr>
<tr><td rowspan="4">選択</td><td colspan="2">専門ゼミ（選択）</td><td>０単位以上
（算入上限：６単位）</td><td rowspan="4">18 単位以上</td><td>０単位以上
（算入上限：６単位）</td><td rowspan="4">20 単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門科目</td><td>専門科目Ａ群</td><td>４単位以上
（算入上限：６単位）</td><td>４単位以上
（算入上限：６単位）</td></tr>
<tr><td>専門科目Ｂ群</td><td>６単位以上
（算入上限：10 単位）</td><td>８単位以上
（算入上限：10 単位）</td></tr>
<tr><td colspan="2">共通科目（選択）</td><td>２単位以上
（算入上限：６単位）</td><td>２単位以上
（算入上限：８単位）</td></tr>
<tr><td colspan="3">修了に必要な総単位数</td><td colspan="2">30 単位以上</td><td colspan="2">32 単位以上</td></tr>
</table>

（1）専門ゼミ（必修）

・自身の研究領域の指導教員(主査)のゼミを１年次春学期から履修し、ゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅳの単位を修得しなければなりません。

・ゼミⅡを履修するには当該ゼミのⅠの単位を、Ⅲを履修するにはⅡの単位を、Ⅳを履修するにはⅢの単位を修得しておく必要があります。

・ゼミⅠ～Ⅳはすべて春・秋学期に開講します。

（2）共通科目（必修）

「研究基礎論概説」（２単位）および「データ科学Ⅰ」（２単位）の単位を修得しなければなりません。

（3）専門ゼミ（選択）

指導教員（主査）の許可を得て、指導教員(主査)以外のゼミⅠ・Ⅱ・Ⅲ（２年次春学期まで）を履修することができます。

（4）専門科目Ａ群

・自身の研究領域の科目を４単位以上修得しなければなりません。

・自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければなりません。

・自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができます。

（5）専門科目Ｂ群

・自身の研究領域の科目を、修士論文の審査による場合は６単位以上、個人研究成果報告書の審査による場合は８単位以上修得しなければなりません。

・自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければなりません。

・自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができます。

（6）共通科目（選択）

共通科目（選択）を２単位以上修得しなければなりません。

（7）選択科目全体の必要単位数

専門ゼミ（選択)、専門科目Ａ群、専門科目Ｂ群、共通科目（選択）に該当する科目を合わせて、修士論文の審査による場合は 18 単位以上、個人研究成果報告書の審査による場合は 20 単位以上修得しなければなりません。

【修了に必要な単位（１年制課程［実践英語教育領域、実践日本語教育領域］）】

<table>
<tr><th>必修
選択</th><th colspan="2">科目区分</th><th colspan="2">修士論文
の審査による場合</th><th colspan="2">個人研究成果報告書
の審査による場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">必修</td><td colspan="2">専門ゼミ（必修）</td><td colspan="2">４単位</td><td colspan="2">４単位</td></tr>
<tr><td colspan="2">共通科目（必修）</td><td colspan="2">４単位</td><td colspan="2">４単位</td></tr>
<tr><td rowspan="5">選択</td><td colspan="2">専門ゼミ（選択）</td><td>０単位以上
（算入上限：２単位）</td><td rowspan="4">22 単位以上</td><td>０単位以上
（算入上限：２単位）</td><td rowspan="4">24 単位以上</td></tr>
<tr><td rowspan="2">専門科目</td><td>専門科目Ａ群</td><td>６単位以上
（算入上限：10 単位）</td><td>６単位以上
（算入上限：10 単位）</td></tr>
<tr><td>専門科目Ｂ群</td><td>８単位以上
（算入上限：16 単位）</td><td>10 単位以上
（算入上限：18 単位）</td></tr>
<tr><td colspan="2">共通科目（選択）</td><td>０単位以上
（算入上限：６単位）</td><td>０単位以上
（算入上限：８単位）</td></tr>
<tr><td colspan="3">修了に必要な総単位数</td><td colspan="2">30 単位以上</td><td colspan="2">32 単位以上</td></tr>
</table>

(1) 専門ゼミ（必修）

・自身の研究領域の指導教員(主査)のゼミを１年次春学期から履修し、ゼミⅠ・Ⅱの単位を修得しなければなりません。

・ゼミⅡを履修するには当該ゼミのⅠの単位を修得しておく必要があります。

・ゼミⅠ・Ⅱは春・秋の両学期に開講します。

(2) 共通科目（必修）

「研究基礎論概説」（２単位）および「データ科学Ⅰ」（２単位）の単位を修得しなければなりません。

(3) 専門ゼミ（選択）

指導教員（主査）の許可を得て、指導教員(主査)以外のゼミⅠ（１年次春学期のみ）を履修することができます。

(4) 専門科目Ａ群

・自身の研究領域の科目を６単位以上修得しなければなりません。

・自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければなりません。

・自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができます。

(5) 専門科目Ｂ群

・自身の研究領域の科目を、修士論文の審査による場合は８単位以上、個人研究成果報告書の審査による場合は 10 単位以上修得しなければなりません。

・自身の研究領域で必修として指定されている科目の単位はすべて修得しなければなりません。

・自身の研究領域以外の領域の科目も履修することができます。

(6) 共通科目（選択）

共通科目（選択）も履修することができます。

(7) 選択科目全体の必要単位数

専門ゼミ（選択）、専門科目Ａ群、専門科目Ｂ群、共通科目（選択）に該当する科目を合わせて、修士論文の審査による場合は 22 単位以上、個人研究成果報告書の審査による場合は 24 単位以上修得しなければなりません。

❑ 科目一覧

領域	科目区分	授業科目	単位
言語研究領域	専門ゼミ	言語学研究ゼミⅠ	2
		言語学研究ゼミⅡ	2
		言語学研究ゼミⅢ	2
		言語学研究ゼミⅣ	2
		ヨーロッパ言語研究ゼミⅠ	2
		ヨーロッパ言語研究ゼミⅡ	2
		ヨーロッパ言語研究ゼミⅢ	2
		ヨーロッパ言語研究ゼミⅣ	2
		東アジア言語研究ゼミⅠ	2
		東アジア言語研究ゼミⅡ	2
		東アジア言語研究ゼミⅢ	2
		東アジア言語研究ゼミⅣ	2
		ユーラシア言語研究ゼミⅠ	2
		ユーラシア言語研究ゼミⅡ	2
		ユーラシア言語研究ゼミⅢ	2
		ユーラシア言語研究ゼミⅣ	2
	専門科目A群	言語学特論Ⅰ　【必修】	2
		言語学特論Ⅱ　【必修】	2
		言語学特論Ⅲ　【必修】	2
	専門科目B群	言語学特殊研究Ⅰ	2
		言語学特殊研究Ⅱ	2
		言語学特殊研究Ⅲ	2
		言語学特殊研究Ⅳ	2
		言語学特殊研究Ⅴ	2
		インディペンデント・スタディ科目	1～2
文学・芸術研究領域	専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅠ	2
		文学・文芸研究ゼミⅡ	2
		文学・文芸研究ゼミⅢ	2
		文学・文芸研究ゼミⅣ	2
	専門科目A群	文学・文芸特論Ⅰ	2
		文学・文芸特論Ⅱ	2
		文学・文芸特論Ⅲ	2
		文学・文芸特論Ⅳ	2
	専門科目B群	文学・文芸特殊研究Ⅰ	2
		文学・文芸特殊研究Ⅱ	2
		文学・文芸特殊研究Ⅲ	2
		文学・文芸特殊研究Ⅳ	2
		文学・文芸特殊研究Ⅴ	2
		文学・文芸特殊研究Ⅵ	2
		文学・文芸特殊研究Ⅶ	2
		文学・文芸特殊研究Ⅷ	2
		インディペンデント・スタディ科目	1～2

領域	科目区分	授業科目	単位
歴史・文化・社会研究領域	専門ゼミ	歴史文化研究ゼミⅠ	2
		歴史文化研究ゼミⅡ	2
		歴史文化研究ゼミⅢ	2
		歴史文化研究ゼミⅣ	2
		社会文化研究ゼミⅠ	2
		社会文化研究ゼミⅡ	2
		社会文化研究ゼミⅢ	2
		社会文化研究ゼミⅣ	2
		比較哲学・宗教学研究ゼミⅠ	2
		比較哲学・宗教学研究ゼミⅡ	2
		比較哲学・宗教学研究ゼミⅢ	2
		比較哲学・宗教学研究ゼミⅣ	2
		比較社会学研究ゼミⅠ	2
		比較社会学研究ゼミⅡ	2
		比較社会学研究ゼミⅢ	2
		比較社会学研究ゼミⅣ	2
	専門科目A群	歴史文化特論　【必修】	2
		社会文化特論　【必修】	2
	専門科目B群	歴史資料特殊研究	2
		表象文化特殊研究Ⅰ	2
		表象文化特殊研究Ⅱ	2
		現代社会特殊研究	2
		宗教哲学特殊研究Ⅰ	2
		宗教哲学特殊研究Ⅱ	2
		対日交流特殊研究	2
		インディペンデント・スタディ科目	1～2
国際関係領域	専門ゼミ	国際関係研究ゼミⅠ	2
		国際関係研究ゼミⅡ	2
		国際関係研究ゼミⅢ	2
		国際関係研究ゼミⅣ	2
	専門科目A群	国際関係特論Ⅰ　【必修】	2
		国際関係特論Ⅱ　【必修】	2
		国際関係特論Ⅲ　【必修】	2
	専門科目B群	国際関係特殊研究Ⅰ	2
		国際関係特殊研究Ⅱ	2
		国際関係特殊研究Ⅲ	2
		国際関係特殊研究Ⅳ	2
		国際関係特殊研究Ⅴ	2
		国際関係特殊研究Ⅵ	2
		インディペンデント・スタディ科目	1～2

領域	科目区分	授　業　科　目	単位
観光学領域	専門ゼミ	観光計画研究ゼミⅠ	2
		観光計画研究ゼミⅡ	2
		観光計画研究ゼミⅢ	2
		観光計画研究ゼミⅣ	2
		観光メディア研究ゼミⅠ	2
		観光メディア研究ゼミⅡ	2
		観光メディア研究ゼミⅢ	2
		観光メディア研究ゼミⅣ	2
		観光文化研究ゼミⅠ	2
		観光文化研究ゼミⅡ	2
		観光文化研究ゼミⅢ	2
		観光文化研究ゼミⅣ	2
		観光経済研究ゼミⅠ	2
		観光経済研究ゼミⅡ	2
		観光経済研究ゼミⅢ	2
		観光経済研究ゼミⅣ	2
		観光経営研究ゼミⅠ	2
		観光経営研究ゼミⅡ	2
		観光経営研究ゼミⅢ	2
		観光経営研究ゼミⅣ	2
	専門科目A群	観光学特論Ⅰ　【必修】	2
		観光学特論Ⅱ　【必修】	2
	専門科目B群	観光学特殊研究Ⅰ　【必修】	2
		観光学特殊研究Ⅱ　【必修】	2
		観光学特殊研究Ⅲ　【必修】	2
		観光学特殊研究Ⅳ　【必修】	2
		観光学特殊研究Ⅴ　【必修】	2
		インディペンデント・スタディ科目	1～2
実践英語教育領域	専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅠ	2
		英語教育学研究ゼミⅡ	2
		英語教育学研究ゼミⅢ	2
		英語教育学研究ゼミⅣ	2
	専門科目A群	英語教育実践演習Ⅰ　【必修】	2
		英語教育実践演習Ⅱ　【必修】	2
		英語教育実践演習Ⅲ	2
		英語教育リサーチメソッド	2
	専門科目B群	英語教育学特論Ⅰ	2
		英語教育学特論Ⅱ	2
		英語教育学特論Ⅲ	2
		英語教育学特論Ⅳ	2
		英語指導法Ⅰ	2
		英語指導法Ⅱ	2
		英語指導法Ⅲ	2
		英語教育学演習Ⅰ	2
		英語教育学演習Ⅱ	2
		英語教育学演習Ⅲ	2
		インディペンデント・スタディ科目	1～2

領域	科目区分	授　業　科　目	単位
実践日本語教育領域	専門ゼミ	日本語教育学研究ゼミⅠ	2
		日本語教育学研究ゼミⅡ	2
		日本語教育学研究ゼミⅢ	2
		日本語教育学研究ゼミⅣ	2
	専門科目A群	日本語指導法Ⅰ　【必修】	2
		日本語指導法Ⅱ　【必修】	2
		日本語指導法Ⅲ　【必修】	2
	専門科目B群	日本語教育実践研究Ⅰ	2
		日本語教育実践研究Ⅱ	2
		日本語教育実践研究Ⅲ	2
		日本語教育特殊研究Ⅰ	2
		日本語教育特殊研究Ⅱ	2
		日本語教育特殊研究Ⅲ	2
		日本語教育特殊研究Ⅳ	2
		日本語研究Ⅰ	2
		日本語研究Ⅱ	2
		日本語研究Ⅲ	2
		インディペンデント・スタディ科目	1～2

領域共通

科目区分	授　業　科　目	単位
共通科目	研究基礎論概説　【必修】	2
	データ科学Ⅰ　【必修】	2
	学びの認知科学	2
	国際協力研究Ⅰ	2
	国際協力研究Ⅱ	2
	国際ビジネス研究Ⅰ	2
	国際ビジネス研究Ⅱ	2
	言語と平和研究Ⅰ	2
	言語と平和研究Ⅱ	2
	コミュニケーション能力とテスティング	2
	オーバーシーズ・スタディーズ	1～4

＜科目に関する注意事項＞

・「英語教育実践演習Ⅲ」（実践英語教育領域・専門科目Ａ群）

中学や高校等で教壇に立ち、授業を行う様子を教員が観察し指導を行い単位認定する科目です。（履修登録の必要はありません。）

【注意事項】

2024 年 6 月に「学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律」（以下「こども性暴力防止法」という。）が成立し、2026 年 12 月 25 日に施行される予定です。実習計画において、こどもと一対一になることが実習上予定されている、実習期間が相当長期にわたるなど、実習生がこどもに対して支配性、継続性及び閉鎖性を有する実習であると判断された場合、性犯罪前科の有無の確認が必要となる場合があります。性犯罪前科の有無の確認が必要かについて最終的な判断は実習先の事業者が行うことになりますが、本学においては、中学や高校等での授業実施を開始する前に、こども性暴力防止法に関する同意書及び誓約書を提出していただきます。

制度の詳細は、こども家庭庁ホームページで確認してください。

https://www.cfa.go.jp/policies/child-safety/efforts/koseibouhou

・「インディペンデント・スタディ科目」（各研究領域・専門科目Ｂ群）

「インディペンデント・スタディ科目」は、本人の申請に基づき、研究科が定める以下の基準に従って単位を認定する科目です。（履修登録の必要はありません。）

（1）在籍中（休学中を含む。）に、研究指導教員の指導の下で行った学会発表または学会誌への採択があること。

（2）単位認定の対象とする学会（学会誌）は、国内外の学会の中で研究科が指定する学会（学会誌）（※）とし、単位認定は以下の基準に基づくものとする。

① 各専門分野（学生の研究領域）の学会での口頭発表・ポスター発表および学会誌への採択を対象とする。

② 単独・連名を問わず、学生本人が発表した場合あるいは学会誌に採択された場合に限る。

（3）学会発表の時間及び事前準備、事後報告等の時間を含め、45 時間の学修をもって 1 単位とすることを基準とする。ただし、発表内容が異なり、それぞれについて証拠書類が提出できる場合は、複数の学会発表にかかる時間を合算して 45 時間とすることも可能とする。

（4）単位認定の上限を２単位とする。

（5）単位認定の時期は、大学院教授会で認められた学期・年度とし、成績表に記載する。なお、修了予定年度の最終学期に行う学会発表および学会誌への採択は、３月修了予定者は 12 月まで、９月修了予定者は６月までのものを対象とする。また、当該学期の履修登録は修了要件単位数に単位認定科目（認定済みの科目を除く。）を含めずに行うこととする。

※研究科が指定する学会

（1）国内学会は、原則として、日本学術会議の協力学術研究団体（単位認定の申請時に日本学術会議の URL で確認すること。）とする。また、これ以外に、日本学術会議の協力学術研究団体の要件に準じるものとして研究科が適切と判断した学会を対象とすることがある。

（2）国際学会は、国際的に認知された学会とし、次の①～③のすべての要件を満たすものとする。（特定の大学等の主催や、特定の参加校による閉鎖的な発表会等は対象とはならない。）また、海外の特定の国で学術研究活動を行っている学会についても同様とする。

① 公募要領に基づき広く一般に発表者の公募を行っていること。

② それぞれの研究課題を明らかにする論文・予稿を事前申し込みのうえ提出していること。

③ 査読を受け、採択されたうえで研究発表をしていること、または学会誌への掲載が決定していること。

なお、上記の「日本学術会議の協力学術研究団体の要件に準じるもの」および国際学会等については、大学院教授会において対象の可否を決定する。

・「オーバーシーズ・スタディーズ」（共通科目）

派遣留学、認定留学等により留学した場合に認定する科目です。（履修登録の必要はありません。）

授　業

❑ 単位制

単位制とは、大学の定める教育課程に従って、各授業科目に定められた単位を修得することです。１カ年の学修期間は 28 週を基準とし、授業科目は春学期又は秋学期の 14 週をもって完結します。

授業科目の単位数の計算は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し次の基準により行います。講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって１単位とします。実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で本大学院が定める時間の授業をもって１単位とします。一つの授業科目について、講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により行う場合については、その組み合わせに応じ、上記に示す基準を考慮して本大学院が定める時間の授業をもって１単位とします。

❑ 学期（セメスター）

本学では、１年を春学期と秋学期の２学期に分けています。また、授業は学期毎に 14 週で完結します。

●春学期：４月１日～９月 19 日　　●秋学期：９月 20 日～翌年３月 31 日

❑ 授業科目の開講形態

授業科目の開講形態は、「週１回授業」、「週複数回授業」の形態があり、他に特定の期間に集中して行う「集中講義」があります。

❑ 授業時間等

授業は１講時 100 分、１日６講時で実施します。各講時の授業時間は下のとおりです。

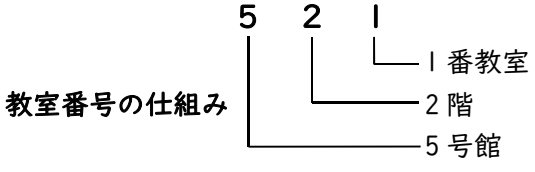
講時	月曜日～金曜日	土曜日
１講時	9：10 ～ 10：50	9：00 ～ 10：40
２講時	11：00 ～ 12：40	10：50 ～ 12：30
３講時	13：50 ～ 15：30	13：20 ～ 15：00
４講時	15：40 ～ 17：20	15：10 ～ 16：50
５講時	17：50 ～ 19：30	17：00 ～ 18：40
６講時	19：40 ～ 21：20	18：50 ～ 20：30

なお、実践英語教育領域では、ほとんどの授業を夜間や土曜日、集中講義で行いますが、仕事や遠隔地在住等の理由により対面での受講が困難な学生に対し、一定の対面受講の条件を満たした場合、大部分をオンラインで受講することも可能です。

❑ 教室

授業を行う教室には、教室番号を表示しています。

教室は試験などにより変更することがありますので、Kyoto Gaidai UNIPA で確認してください。



❑ 休講

本学または担当教員のやむを得ない理由によって授業を行えない場合は休講とし、Kyoto Gaidai UNIPA の「掲示板」でお知らせしますので、こまめに確認するようにしてください。

なお、電話・メールでの問い合わせは受け付けません。

❑ 補講

授業が休講となった場合またはその他の理由で、授業時間とは別に日時を定めて補講を行うことがあります。日時、教室等は Kyoto Gaidai UNIPA の「掲示板」でお知らせします。

❑ 交通機関の不通、暴風警報・特別警報発令時における授業の取り扱い

(1) 交通機関が不通の場合

次の指定したいずれかの交通機関の区間（一部の区間の場合は対象外）が不通の場合は、休講とします。なお、対象となる交通機関・区間および運行が再開された場合の授業の取り扱いは、次のとおりとします。

対象となる交通機関及びその区間	ＪＲ	米原－西明石区間
	京都市バス・京都市営地下鉄	全区間
	京阪電車	淀屋橋(中之島)－出町柳区間
	阪急電車	神戸三宮－大阪梅田－京都河原町区間
	近鉄電車	京都－橿原神宮前区間
運行再開時刻と授業開始時刻	午前６時 30 分までに運行再開の場合	１講時から平常通り
	午前 11 時までに運行再開の場合	３講時から平常通り
	午後３時までに運行再開の場合	５講時から平常通り
	午後３時を過ぎても不通の場合	全講時休講とする

(2) 暴風警報が発令された場合

予報１次細分区域における京都府南部、あるいは予報２次細分区域における南丹・京丹波、京都・亀岡、山城中部・山城南部のいずれかの地域に暴風警報が発令された場合は、休講とします。なお、同警報が解除された場合の授業の取り扱いについては、次のとおりとします。

解除時刻と授業開始時刻	午前６時 30 分までに解除の場合	１講時から平常通り
	午前 11 時までに解除の場合	３講時から平常通り
	午後３時までに解除の場合	５講時から平常通り
	午後３時を過ぎても解除されない場合	全講時休講とする

(3) 特別警報が発令された場合

上記(2)の暴風警報発令により休講とする地域に特別警報が発令された場合、発令された段階で休講とします。発令が授業中の場合も同様としますが、休講後の帰宅等については、周囲の状況を確認し、本学の危機管理マニュアルに基づき指示します。

(4) 上記の交通機関又は地域以外で不通・暴風警報・特別警報の影響を受けた学生は、担当教員にその事情を申し出てください。

(5) 上記の取り扱いにかかわらず、自然災害等の状況によっては、別途の措置を講ずる場合があります。

❑ 授業の出席

履修登録をした授業は毎回出席することが当然のことであり、成績評価において出席点というものはありません。授業にすべて出席したからといって単位修得は保証されませんが、実質授業回数の３分の２（10 回）以上の出席を、その授業科目の単位修得に必要な最低限の要件とします。ただし、この 3 分の 2（10 回）以上の出席とは、忌引や病気等のやむを得ない理由による欠席を考慮してのことであり、3 分の 1（４回）まで欠席してもよいということではありません。日々の生活習慣・健康管理に気をつけて欠席しないようにしてください。

なお、各授業における出欠は、学生各自のスマートフォンを使って確認します。スマートフォンを持っていない場合の確認方法は、担当教員の指示に従ってください。各授業の出欠状況は Kyoto Gaidai UNIPA の「学生出欠状況確認」で確認することができます。万一、出欠状況に誤りがある場合は、担当教員が修正しますので、当該学期の授業期間内に担当教員へ申し出てください。

※ Kyoto Gaidai UNIPA の「学生出欠状況確認」は、当該学期にのみ確認することができます。必要な場合は各自データ等で保存してください。

❑ 授業の欠席

本学には、欠席届（公欠届を含む。）がありません。忌引や病気等のやむを得ない理由で授業を欠席する場合は、事前または事後に学生本人が担当教員へ連絡してください。ただし、学生は講師控室への入室はできませんので、注意してください。

＊学校感染症に罹患した場合の処置

学校感染症（新型コロナウイルス・インフルエンザ等）と診断された場合は、学校保健安全法に基づき、授業の出席停止の措置を行いますので、速やかに保健室に報告し、指示を受けてください。提出書類として「診断書」もしくは「学校感染症罹患・治癒証明書」が必要です。

※報告がないまま登校を再開するなど、事後での報告については、出席停止の措置は行いません。必ず発症時に連絡をしてください。

出席停止期間中の欠席については、履修上不利益にならないよう配慮を依頼します。欠席した授業に関する対応は、各自で授業担当教員へ連絡し指示を受けてください。

＊裁判員選任等に伴う授業の欠席の取り扱い

裁判員制度により、学生が裁判員候補者として裁判所に出向く場合および裁判員候補者として裁判所に出向き、裁判員又は補充裁判員に選ばれた場合に授業を欠席する際は、事前に大学院事務室で指示を受けてください。

❑ 教員への連絡等

授業担当教員への連絡・授業に関する質問は、授業期間内に学内、メールまたは Kyoto Gaidai UNIPA の「クラスプロファイル」等で行ってください。

❑ シラバス（講義概要）

各授業科目の内容は、シラバス（Kyoto Gaidai UNIPA の「シラバス照会」）に掲載しています。シラバスには、各授業科目の到達目標をはじめ、開講時期や担当教員名、単位数、週ごとの授業計画、評価方法、教科書・参考書などが載っています。ただし、授業の進度や到達具合によってシラバスの内容と異なる場合がありますので、最終的な授業の進め方や内容については、授業担当教員の指示を受けてください。

履修登録

各学期で定められた日時に Kyoto Gaidai UNIPA の**履修登録画面**で履修登録を行ってください。また、同様に、**Kyoto Gaidai UNIPA の学生時間割表**で受講時間割を確認し、登録した科目がすべて間違いなく受講時間割表に記載されているか確認してください。

※専門ゼミ（必修）は、履修登録期間中または履修登録開始までに自動登録されます。

履修登録の流れ



＜履修登録に際しての留意点＞

履修登録が完了していなかった場合や、履修登録の誤りにより修了要件や免許等資格要件を満たさなかったとしても、すべて自己責任となります。履修登録に際しては、博士前期課程修了に必要な単位の修得方法やシラバス（講義概要）を熟読し、慎重に行ってください。

なお、9月修了予定者は春学期の集中講義を履修することはできません。

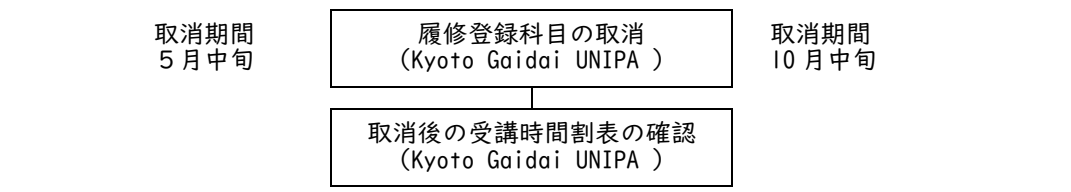
❑ 履修登録科目の取消

履修登録した科目の履修を中止する場合は、専門ゼミ（必修）や所属領域の必修科目を除き、各学期の所定の期間に、**Kyoto Gaidai UNIPA の履修登録画面**で履修の取消をすることができます（修了年次生は修了要件を満たす範囲内）。ただし、別の授業科目の追加や、履修を取り消した科目の再登録を当該の学期中に行うことはできません。万一、修了要件に関わる誤りがあった場合は、速やかに大学院事務室に相談してください。

また、取消期間中であっても、一度取り消した授業科目を元に戻すことはできません。誤って取り消した授業科目を元に戻したい場合は、取消期間中に大学院事務室に相談してください。取消期間後の相談は受け付けません。

取消後の受講時間割は **Kyoto Gaidai UNIPA の学生時間割表**で確認してください。

履修登録科目取消の流れ



❑ 2026 年度不開講科目

科目区分	授業科目名
文学・芸術研究領域／専門科目 B 群	文学・文芸特殊研究Ⅲ

❑ 入学前の他大学院等における修得単位の認定

本大学院に入学する前に他大学院等の授業科目を履修し修得した単位（科目等履修生として修得した単位を含む。）は、本人の申請に基づき、大学院教授会の議を経て 15 単位を超えない範囲で本大学院において修得した単位として認定します。

❑ 留学における単位認定

外国の大学院への留学を希望する者は、指導教員（主査）の指導を受け、国際部に必要書類を提出してください。留学中に現地の大学院で修得した単位（学部の授業科目の単位を除く。）は、本人の申請に基づき、大学院教授会の議を経て 15 単位を超えない範囲で本大学院において修得した単位として認定します。ただし、上記「入学前の他大学院等における修得単位の認定」と合わせて 20 単位を超えない範囲とします。

なお、認定単位の計算式は次のとおりです。

総授業時間（分）÷ 900 分 ＝ 認定単位数

ただし、日本語教育実習などの実習を伴う科目については、1800 分をもって 1 単位とする。

【単位認定の方法】

留学先大学院で修得した単位の認定方法は、原則として、科目対科目の振替認定（研究領域は問わない。）とし、科目の内容および時間数が合致した科目を履修し合格した場合に限り、振り替えて認定します。ただし、「専門ゼミ(必修)」等の単位認定については、以下のとおりとします。

・専門ゼミ(必修) Ⅰ～Ⅲ

所属する研究領域に関わる内容の科目を履修のうえ合格し相当する時間数がある場合、かつ留学中に指導教員（主査）から指導を受けていた場合に振替認定する。

※指導教員（主査）からの指導内容等について、「月間報告書」(Kyoto Gaidai UNIPA) に記録しなければなりません。

・専門ゼミ(必修) Ⅳ

所属する研究領域に関わる内容の科目を履修のうえ合格し相当する時間数がある場合、かつ指導教員（主査）から指導を受けたうえ、所定の期間に修士論文または個人研究成果報告書を提出した場合に振替認定する。

※指導教員（主査）からの指導内容等について、「月間報告書」(Kyoto Gaidai UNIPA) に記録しなければなりません。

（注）「専門ゼミ(必修)Ⅳ」の単位認定後に、口述試問を経て修士論文または個人研究成果報告書が不合格となった場合でも、認定済みの当該単位は取り消されません。

・オーバーシーズ・スタディーズ（共通科目(選択)）

４単位を上限に一括認定する。

・インディペンデント・スタディ科目

留学中に「インディペンデント・スタディ科目」の単位認定に該当する活動を行った場合に認定する。(認定単位数の上限に含む。)

・専門ゼミ(選択)

単位認定の対象としない。

【単位認定の対象になる授業科目と優先順位】

・単位認定の対象になる授業科目は次表のとおりで、単位認定の申請は次表の優先順位に基づいて学生本人が行ってください。

※留学時期や留学先大学院で履修した科目の授業内容・授業時間数によっては、標準修業年限での修了は難しくなります。

優先順位	授業科目区分	認定方法	認定結果の成績表(証明書)への表記方法	備　考
①	専門ゼミ（必修）	一括認定	授業科目名で表記	
②	共通科目(必修) 「研究基礎論概説」	振替認定	授業科目名で表記	
③	共通科目(必修) 「データ科学Ⅰ」	振替認定	授業科目名で表記	
④	専門科目Ａ群	振替認定	授業科目名で表記	各科目区分の修了要件単位数を考慮のうえ算入上限単位数を上限として認定。
⑤	専門科目Ｂ群（「インディペンデント・スタディ科目」を含む。）	振替認定	授業科目名で表記	
⑥	共通科目(選択) 「オーバーシーズ・スタディーズ」以外	振替認定	授業科目名で表記	
⑦	共通科目(選択) 「オーバーシーズ・スタディーズ」	一括認定	「オーバーシーズ・スタディーズ」で表記	共通科目(選択)の修了要件への算入上限単位数を上限として1～4単位認定。

❑ 学部の授業科目の履修（科目等履修生制度）

学部の授業科目の履修については、次のとおりとします。

(1) あらかじめ指導教員（希望する主査）の指導を受ける。

(2) 教育研究上、必要と認められた学生に限られる。

(3) 修得した単位は、修了要件単位として認めない。

(4) 履修料等については以下に定める額とする。なお、受付は下記の期間に1号館教育支援課で行う。

春学期　４月２日(木)～４月４日(土)　　秋学期　９月７日(月)～９月10日(木)（予定）

授業科目によって履修料が異なります。詳細は教育支援課の資格課程担当者にお問い合わせください。

［問い合わせ先］

TEL 075-322-6764

e-mail：shikaku@kufs.ac.jp

教職課程

❑ 教育職員免許状の種類及び所要資格

研究領域	種　類	教　科	基礎資格	本学における最低修得単位数(大学が独自に設定する科目)
実践英語教育領域	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	外国語(英語)	修士の学位を有すること	２４単位
実践日本語教育領域	高等学校教諭専修免許状 中学校教諭専修免許状	国　語	修士の学位を有すること	２４単位

❑ 教職課程オリエンテーション

教職課程についてのオリエンテーションは、４月上旬に開催する新入生オリエンテーション内で行います。

中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の未取得者は、本大学院の教職課程を履修することはできません。ただし、**本学卒業生に限り**、本学外国語学部で開講されている教職課程の科目を受講することができます。詳細については、オリエンテーション時に説明します。

❑ 履修上の注意

「大学が独自に設定する科目」(21～22ページ参照）を確認の上、履修登録を行ってください。中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の取得希望者（本学卒業生に限る。）が教育実習を行う場合、教育実習参加資格は、次表の本学外国語学部の基準を適用します。

免許の教科	免許教科で教育実習を行う場合の基準
英　語	TOEIC L&R（IP を含む）　650 点以上 TOEFL iBT 68 点以上　※2026 年 1 月 20 日以前実施分 TOEFL iBT4 以上　※2026 年 1 月 21 日以降実施分 IELTS（アカデミック・モジュール） 5 以上 実用英語技能検定(S-CBT を含む)準 1 級以上 GTEC Academic 2 技能（LR）260 点以上 GTEC Academic 4 技能（LRWS）530 点以上　　※いずれか一つ
国　語	教科に関する科目の一般的包括的科目をすべて修得済みであること。

❑ 「大学が独自に設定する科目」の単位修得

大学において、外国語（英語）あるいは国語の中学校教諭一種免許状及び高等学校教諭一種免許状の取得者が中学校教諭専修免許状及び高等学校教諭専修免許状（教科)の取得を希望する場合は、次表の「大学が独自に設定する科目」から合計24単位以上を修得しなければなりません。

大学が独自に設定する科目

免許状の種類	区　分	授　業　科　目	単位数
中学校教諭 専修免許状 外国語(英語) 高等学校教諭 専修免許状 外国語(英語)	教科及び教科の指導法に関する科目	英語教育学研究ゼミⅠ	2
		英語教育学研究ゼミⅡ	2
		英語教育学研究ゼミⅢ	2
		英語教育学研究ゼミⅣ	2
		英語教育実践演習Ⅰ	2
		英語教育実践演習Ⅱ	2
		英語教育リサーチメソッド	2
		英語教育学特論Ⅱ	2
		英語教育学特論Ⅲ	2
		英語教育学特論Ⅳ	2
		英語指導法Ⅰ	2
		英語指導法Ⅱ	2
		英語教育学演習Ⅰ	2
		英語教育学演習Ⅱ	2
		英語教育学演習Ⅲ	2
	教育実践に関する科目	英語教育実践演習Ⅲ	2
	必要単位数		24 単位以上

免許状の種類	区　分	授　業　科　目	単位数
中学校教諭 専修免許状 国　語 高等学校教諭 専修免許状 国　語	教科及び教科の指導法に関する科目	日本語教育学研究ゼミⅠ	2
		日本語教育学研究ゼミⅡ	2
		日本語指導法Ⅰ	2
		日本語指導法Ⅱ	2
		日本語指導法Ⅲ	2
		日本語教育特殊研究Ⅰ	2
		日本語教育特殊研究Ⅱ	2
		日本語教育特殊研究Ⅳ	2
		日本語研究Ⅰ	2
		日本語研究Ⅱ	2
		日本語研究Ⅲ	2
	教育実践に関する科目	日本語教育実践研究Ⅰ	2
		日本語教育実践研究Ⅱ	2
		日本語教育実践研究Ⅲ	2
	必要単位数		24 単位以上

❑ 教育職員免許状の授与申請手続き

教育職員免許状は、都道府県の教育委員会が授与します。申請方法には、大学が窓口になり申請を行う「一括申請」と、本人が直接申請を行う「個人申請」の２通りがあります。

（1）一括申請（修了時に教育職員免許状の授与を希望する場合）

一括申請とは、当該年度の教育職員免許状取得見込み者を対象に、大学が一括して京都府教育委員会へ教育職員免許状授与の申請を行う方法です。

なお、一括申請の手続き方法等については、「教育職員免許状申請オリエンテーション」で説明します。一括申請により教育職員免許状の取得要件を満たした場合、３月の学位記授与式当日に教育

職員免許状が授与されます。

免許状授与申請オリエンテーションは、11月頃に開催予定です。

(2) 個人申請

個人申請とは、教育職員免許状授与の所要資格を得た者が大学院修了後に個人で各都道府県の教育委員会へ教育職員免許状の申請を行う方法です。在学中に一括申請の申込みを行わなかった人や一括申請の対象外となった人は、住民票のある各都道府県教育委員会へ個人で直接申請してください。

なお、申請から教育職員免許状の授与までは通常1カ月程度の時間がかかるので、申請にあたっては事前に教育委員会へ問い合わせて、申請方法や必要書類等を確認してください。

成績および成績の発表

❑ 成績評価の基準

授業科目の成績評価は、100 点満点で評価し、 60 点以上を合格、 59 点以下を不合格とします。また、授業にほとんど出席せず、かつ点数評価に不可欠なリポートの未提出又は試験の未受験により、履修放棄とみなされた場合はＦ（失格）評価とします。

成績評価は、Kyoto Gaidai UNIPA には素点と評価記号で表記し、「成績証明書」には下表の評価記号で表記します。

成績評価	評価記号	成績評価	評価記号
100点 ～ 90点	A⁺	69点 ～ 60点	C
89点 ～ 80点	A	59点 ～ 0点	D
79点 ～ 70点	B	失格	F

※所定の期間に登録取消をした授業科目は、成績表および成績証明書には記載されません。

❑ ＧＰＡ(Grade Point Average)

ＧＰＡとは、単位あたりの成績評価の平均を数字で表したものであり、履修登録した全科目（科目等履修生制度により履修登録した資格課程科目および学部科目は除く。）が対象となります。不合格科目（例えば、取消の手続きをせずに履修を放棄した科目など）がある場合はＧＰＡが下がります。なお、ＧＰＡの算出方法は、以下のとおりです。

Grade	Score	Point
A⁺	１００～９０	４．０
A	８９～８０	３．０
B	７９～７０	２．０
C	６９～６０	１．０
D	５９～ ０	０
Ｆ（失格）	――――――	０

$$GPA = \frac{(A^{+}\text{科目の成績ポイント} \times \text{単位数}) + (A\text{科目の}\cdots) + (B\text{科目の}\cdots) + \cdots}{\text{総登録単位数（全科目の単位数の合計）}}$$

※単位認定科目は、ＧＰＡの算出に含みません。

❑ 成績評価の発表

成績評価は、Kyoto Gaidai UNIPA に累積して表示します。

春学期の成績は 9 月上旬に、秋学期の成績は 2 月下旬に Kyoto Gaidai UNIPA で発表します。各学期の成績発表日時は京都外大 Gmail 等でお知らせしますので、所定の時期に単位の修得状況を必ず確認してください。

❑ 試験等における不正行為

授業等の単位認定のために実施される試験やその前提となる出席、学位論文作成に関して不正行為をした者に対する懲戒処分については、「京都外国語大学 学生懲戒規程」「京都外国語大学 試験に関する規程」「京都外国語大学・京都外国語短期大学 試験等における不正行為の処分基準」により定められています。本学ホームページに公開していますので、精読の上、遵守してください。

指導教員

博士前期課程の学生は、入学後速やかに指導教員（主査）を決定します。決定にあたっては、入学前に提出した「研究計画書」「指導教員希望届」に基づき、自身の研究領域のゼミ科目担当教員との面談を実施します。その結果をふまえ、最終的に研究科において指導教員を決定します。

原則として、指導教員（主査）の変更は認めません。ただし、指導教員の休職や退職、その他やむを得ない事由が生じた場合は、学生の所属する同一領域内のゼミを担当教員する教員に変更する場合があります。

修士論文・個人研究成果報告書の提出までのスケジュール等

【２年制課程】

年次		項　　目	日　程　等
１年次	４月	指導教員（主査）およびゼミ科目（必修）の決定	入学直後（４月）
２年次	４月	**【９月修了予定者】** 「修士論文または個人研究成果報告書(春学期)提出願」の提出	指定された期間
	５月	「題目届」および「研究計画書（２年次)」の提出	指定された期間
	９月	博士前期課程研究発表会（公開）	９月 23 日(水･祝)
	12 月 ～１月	修士論文または個人研究成果報告書の提出	提出期間：11 月 30 日(月)12 時 00 分 ～2027 年１月 12 日(火)17 時 00 分 （時間厳守） 提出方法：オンライン提出 提出場所：Kyoto Gaidai UNIPA （詳細は後日配信）
	１月 ～２月	口述試問（個別に日時を連絡します。）	１月中旬～2 月中旬

【１年制課程】

年次		項　　目	日　程
１年次	４月	指導教員（主査）およびゼミ科目（必修）の決定	入学直後（４月）
		【９月修了予定者】 「修士論文または個人研究成果報告書(春学期)提出願」の提出	指定された期間
	５月	「題目届」の提出	提出期間：5 月 15 日(金)12 時 00 分 ～5 月 29 日(金)17 時 00 分 （時間厳守） 提出方法：オンライン提出 提出場所：Kyoto Gaidai UNIPA （詳細は後日配信）

	９月	博士前期課程研究発表会（公開）	９月 23 日(水･祝)
	12 月 ～１月	修士論文または個人研究成果報告書の提出	提出期間：11 月 30 日(月)12 時 00 分 ～2027 年１月 12 日(火)17 時 00 分 （時間厳守） 提出方法：オンライン提出 提出場所：Kyoto Gaidai UNIPA （詳細は後日配信）
	１月 ～２月	口述試問（個別に日時を連絡します。）	１月中旬～２月中旬

❒ 「題目届」等の提出

博士前期課程２年次生の修了予定者は修士論文または個人研究成果報告書の「題目届」および「研究計画書（２年次)」を、また、１年制課程の修了予定者は修士論文または個人研究成果報告書の「題目届」を所定の提出期間に提出してください。

なお、「題目届」は、必ず指導教員（主査）が承認したものを提出してください。

❒ 研究発表会の実施

2027 年３月修了予定者（研究発表を既に行っている者を除く。）は、９月下旬に開催される研究発表会において、各自の研究に関する中間発表を必ず行ってください。研究発表会は、原則として対面および公開にて行います。なお、休学により発表ができない学生については、次年度４月～５月上旬に行います。

❒ 修士論文または個人研究成果報告書の提出

博士前期課程２年次生および１年制課程の修了予定者は、修士論文または個人研究成果報告書等を所定の提出期間に提出してください。いかなる理由があっても、締切日時以降の論文提出は認めません。指導教員（主査）からの指導を十分に受け、必ず指導教員（主査）の許可を得た完成した論文を提出してください。

【提出書類】

①学位論文等の抄録の電子ファイル（PDF ファイルおよび Word ファイルの２種類）
②学位論文等の全文の電子ファイル（PDF ファイルおよび Word ファイルの２種類）
※上記①の抄録を含む。
③修士論文等の公開に関する許諾書

【提出方法】

オンライン提出

【提出場所】

Kyoto Gaidai UNIPA　※詳細は大学院事務室からお知らせします。

＜注意事項＞

・提出に際しては、不測の通信障害やファイルの容量等により、提出場所へのアップロードに時間がかかる、あるいはアップロードできない等の可能性がありますので、時間に余裕を持って臨んでください。
・指導教員（主査）から紙媒体の副本を求められた場合は、指導教員（主査）に１～３部（部数は指導教員からの指示による）提出してください。なお、提出した紙媒体の副本は返却しません。

本大学院学則第 27 条第 4 項の規定により、9 月修了を希望する者は、次の要件を満たしてください。

①博士前期課程に 2 年以上在学又は博士前期課程の 1 年制課程に 1 年以上在学し、原則、修士論文又は成果報告書のみを残している者。

②「修士論文又は成果報告書提出願」及び「修士論文又は成果報告書題目届」について、定められたとおり適切に手続きを行った者。

修士論文または個人研究成果報告書の作成にあたっては、30～32 ページ記載の「学位論文又は個人研究成果報告書作成要領【前期課程】」を確認のうえ作成してください。

❒ 修士論文・個人研究成果報告書審査基準

修士論文・個人研究成果報告書の審査にあたっては、以下の項目が評価の基準となります。

(1) テーマの設定及び研究方法が先行研究を踏まえている。

(2) 研究資料である文献の分析・解釈が的確であり、且つ、表現・表記が論理的に展開し、論旨に明確性と一貫性がある。

(3) 資料又はデータが的確に収集・処理されている。

(4) 既存の研究に独自の知見を加えている。

❒ 修士論文・個人研究成果報告書の公開

提出された修士論文または個人成果報告書の題目および執筆者の氏名は、本学ホームページにて公開します。あらかじめご了承ください。また、抄録および全文は本学にて電子データで保管し、許諾されたものに限り機関リポジトリおよび My Library において公開します。

学位論文又は個人研究成果報告書の提出及び指導に関する内規　【前期課程】

（平成６年 11 月 12 日制定）

第１条　この内規は、京都外国語大学大学院学則第 11 条の２第２項に基づき、京都外国語大学大学院外国語学研究科博士前期課程（以下「前期課程」という。）の学位論文（以下「修士論文」という。）又は個人研究成果報告書（以下「成果報告書」という。）の提出及び指導に関して、必要な事項を定める。

第２条　前期課程に在学する者（１年制課程を含む。）は、入学時に１年次の「研究計画書」（所定の様式）を提出しなければならない。また、入学後の所定の期間内に研究分野について修士論文又は成果報告書の指導に当たる指導教員（主査）１名を、各研究領域の専門ゼミの担当教員のうちから定めなければならない。

　なお、副査１名もしくは２名については、修了予定年度の５月末日までに研究科長が選出する。ただし、春学期を休学する者の副査については、次学期の 10 月末日までに研究科長が選出する。

２　削除

第３条　前期課程に在学する者は、「修士論文又は成果報告書題目届」（所定の様式）及び２年次の「研究計画書」（所定の様式）を修了予定年度の５月末までに、指導教員（主査）の承認を得て、大学院事務室に提出しなければならない。ただし、１年制課程の者は、「修士論文又は成果報告書題目届」（所定の様式）のみを提出するものとする。「修士論文又は成果報告書題目」をその後変更せざるを得ない場合は、指導教員（主査）と相談のうえ決定後速やかに大学院事務室に届け出なければならない。

第４条　修士論文又は成果報告書は、指定の期日までに提出しなければならない。

第５条　修士論文又は成果報告書は、電子ファイルで在学中に研究科長に提出するものとする。

　なお、審査のため、指導教員（主査）から紙媒体の副本の提出を求められた場合は、原則として正本（電子ファイル）と同一期日までに指導教員（主査）に提出するものとする。

２　修士論文又は成果報告書が外国語の場合は、日本語による抄録を、日本語の場合は、外国語による抄録（日本語訳を付ける）を添えて提出するものとする。

３　審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

４　審査委員として、主査１名及び副査１名もしくは２名をその任に充てる。

第６条　修士論文又は成果報告書の形式については、別に定める「学位論文又は個人研究成果報告書作成要領」による。

第７条　口述試問の期日については、審査会の１週間前までに行うものとし、日時は審査委員が決定する。

第８条　修士論文又は成果報告書の訂正は、原則として、事実関係、体裁、誤字・脱字等の技術的・形式的な誤りに関するもののみとし、口述試問において指示がある場合に限り認めるものとする。訂正版は、指導教員（主査）の承認を得て口述試問の翌日から１週間以内に大学院事務室に電子ファイルで提出するものとする。

第９条　「学位論文又は個人研究成果報告書作成要領」４項（２）で、次年度の６月に修士論文又は成果報告書を提出し、９月に本課程を修了しようとする者は、次の各項に従わなければならない。

２　修了予定年度の４月末日までに、「学位論文又は個人研究成果報告書（春学期）提出願」（所定の様式）を提出し、事前に教授会の了承を得なければならない。

３　指導教員（主査）の指導を経て、修了予定前年度の 10 月末日までに「学位論文又は個人研究成果報告書題目届」（所定の様式）及び「研究計画書」（所定の様式）を大学院事務室に提出しなければならない。ただし、「学位論文又は個人研究成果報告書題目届」及び「研究計画書」を修了予定前年度の５月に提出した者は提出する必要がないものとする。

４　提出された修士論文又は成果報告書に対する口述試問、修士論文又は成果報告書審査会並びに教授

会は所定の日程に従い、修了予定年度の７月末日までに終了することとする。
５　その他の事項については「学位論文又は個人研究成果報告書作成要領」及びこの内規を準用する。
第 10 条　修士論文又は成果報告書は、審査及び所定の口述試問により採点し、審査会の審議を経て、60 点以上を合格とする。
第 11 条　前期課程の１年制課程の者又は京都外国語大学大学院学則第 24 条第１項ただし書き及び第２項の規定により在学期間の短縮を希望する者の採点については、前条を準用する。
第 12 条　指導教員（主査）は、審査会開催前日までに研究科長の承認を得て、当該者に修士論文又は成果報告書を取り下げるよう指導することができる。
第 13 条　前期課程の１年制課程の者又は京都外国語大学大学院学則第 24 条第１項ただし書き及び第２項の規定により在学期間の短縮を希望する者には、この内規及び「学位論文又は個人研究成果報告書作成要領」を準用する。
第 14 条　この内規の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附　則
この内規は、平成７年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成８年４月 13 日から施行する。
附　則
この内規は、平成 12 年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成 13 年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成 17 年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成 19 年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成 20 年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成 23 年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成 26 年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成 27 年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成 29 年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、平成 30 年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、令和２年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、令和８年４月１日から施行する。

（平成７年３月 10 日改正、平成８年４月 13 日改正、平成 12 年３月 10 日改正、平成 13 年３月 10 日改正、平成 17 年３月 12 日改正、平成 19 年２月 27 日改正、平成 20 年３月 10 日改正、平成 23 年３月 13 日改正、平成 26 年２月 27 日改正、平成 27 年３月８日改正、平成 28 年 12 月 15 日改正、平成 30 年２月８日改正、令和元年 12 月 12 日改正、令和７年 12 月 19 日改正）

学位論文又は個人研究成果報告書作成要領　【前期課程】

１．学位論文（以下「修士論文」という。）又は個人研究成果報告書（以下「成果報告書」という。）は、指導教員（主査）の指導のもとに、下記の要領に従って作成すること。

２．修士論文または成果報告書の形式・提出枚数等は以下のとおり。

（1）修士論文または成果報告書の原稿サイズは、Ａ４判とする。

（2）修士論文又は成果報告書の余白、行数、提出枚数等は、次のとおりとする。

①外国語（中国語以外）の場合

・余白：上下左右 3cm
・文字フォント・サイズ：Century または Times New Roman・12 ポイント
・行数：30 行
・提出枚数：修士論文は 35 枚以上、成果報告書は 18 枚以上

②日本語の場合

・余白：上下左右 3cm
・文字フォント・サイズ：明朝・11 ポイント
・行数：35 行（1 行 38 文字）　※1 枚につき 1,330 字
・提出枚数：修士論文は 38 枚（50,000 字）以上、成果報告書は 19 枚（25,000 字）以上

③中国語の場合

・余白：上下左右 3cm
・文字サイズ：11 ポイント
・行数：35 行（1 行 38 文字）　※1 枚につき 1,330 字
・提出枚数：修士論文は 23 枚（30,000 字）以上、成果報告書は 12 枚（15,000 字）以上

３．修士論文または成果報告書の抄録を以下のとおり作成し提出すること。

修士論文または成果報告書が外国語の場合は日本語による抄録を、日本語の場合は外国語による抄録（ただし、日本語訳を付けること。）を添付すること。

抄録の形式・枚数等については次のとおりとし、抄録は修士論文または成果報告書の枚数に含めないこと。

（1）抄録の原稿サイズは、Ａ４判とする。

（2）抄録の余白、行数、提出枚数等は、次のとおりとする。

①外国語（中国語以外）の場合

・余白：上下左右 3cm
・文字フォント・サイズ：Century または Times New Roman・12 ポイント
・行数：30 行
・提出枚数：修士論文、成果報告書とも２枚程度

②日本語の場合

・余白：上下左右 3cm
・文字フォント・サイズ：明朝・11 ポイント
・行数：35 行（1 行 38 文字）　※1 枚につき 1,330 字
・提出枚数：修士論文、成果報告書とも２枚（2,000 字）程度

③中国語の場合

・余白：上下左右 3cm
・文字サイズ：11 ポイント
・行数：35 行（1 行 38 文字）　※1 枚につき 1,330 字
・提出枚数：修士論文、成果報告書とも２枚（2,000 字）程度

４．タイトルページ・謝辞・抄録・目次・参考文献等の添付資料は、修士論文または成果報告書の枚数に含めない。また、ファイルの順序は以下のとおりとし、１つのデータ（PDF および Word ファイル）として提出すること。

①タイトルページ（次ページ参照）
②抄録
③目次
④本文
⑤参考文献

※「謝辞」を含める場合は、「タイトルページ」の直後に挿入すること。

❒ 修士論文又は個人研究成果報告書タイトルページの書式

修士論文又は個人研究成果報告書タイトルページの書式については、次のように統一する。

（外枠は不要）　　**［英文書式］**

（英語以外の外国語で記載する場合はこの書式に準じて作成）

※　修士論文[又は個人研究成果報告書]タイトル（英文）

※　A　Thesis
Presented to
The Faculty of the Graduate School
Kyoto University of Foreign Studies

※　In Partial Fulfillment of
the Requirements for the Degree of
Master of Arts in Foreign Languages and Cultures

By
Taro GAIDAI
2026MB0000
2026 （注）

※　フォントの大きさは任意であるが、上記書式を保つこと。
※　指導教員（主査）の指導により、外国語又は日本語で記入すること。
（注）年度は提出年ではなく、**修了予定年度『　2026　』を記入**すること。

（外枠は不要）　　**［日本文書式］**

（注）
2026 年（令和８年）度　修士論文[又は個人研究成果報告書]
※　修士論文[又は個人研究成果報告書]タイトル

京都外国語大学大学院外国語学研究科　博士前期課程
異言語・文化専攻

2026MB0000
外大　太郎

※　フォントの大きさは任意であるが、上記書式を保つこと。
（注）年度は提出年ではなく、**修了予定年度『　2026 年(令和８年)度　』を記入**すること。

優れた業績を上げたと認められる場合の在学期間の短縮（早期修了）

京都外国語大学大学院学則第 24 条第 1 項ただし書きに基づき、大学院博士前期課程において、優れた業績を上げたと認められる者は、修了要件における在学期間を短縮して修了（以下、「早期修了」という。）することができます。早期修了を希望する者は、以下の要件を満たし申請のうえ大学院教授会において承認を得なければなりません。

❒ 早期修了の要件

早期修了は、以下の要件をすべて満たした場合に認める。（長期履修学生を除く。）

（1）博士前期課程における修了要件単位を修得した者
（2）修了要件科目の通算 GPA が 3.5 以上の者
（3）修士論文または個人研究成果報告書において優れていると認められた者
（4）学会発表または学術誌への投稿論文がある者

※研究業績としての学会発表または学術誌への投稿論文は、休学中の研究業績を含む。
※学会発表または学術誌への投稿論文については、本研究科の定めるところによるものとし、研究科が指定する学会は以下のとおり。

【研究科が指定する学会】

（1）国内学会は、原則として、日本学術会議の協力学術研究団体（早期修了の申請時に日本学術会議の URL で確認すること。）とする。また、これ以外に、日本学術会議の協力学術研究団体の要件に準じるものとして研究科が適切と判断した学会を対象とすることがある。
（2）国際学会は、国際的に認知された学会とし、次の①～③のすべての要件を満たすものとする。（特定の大学等の主催や、特定の参加校による閉鎖的な発表会等は対象とはならない。）また、海外の特定の国で学術研究活動を行っている学会についても同様とする。
① 公募要領に基づき広く一般に発表者の公募を行っていること。
② それぞれの研究課題を明らかにする論文・予稿を事前申し込みのうえ提出していること。
③ 査読を受け、採択されたうえで研究発表をしていること、または学会誌への掲載が決定していること。

なお、上記の「日本学術会議の協力学術研究団体の要件に準じるもの」および国際学会等については、大学院教授会において対象の可否を決定する。

❒ 修了の時期

在学 1 年または 1 年 6 カ月後とする。

❒ 申請の手続き

（1）早期修了を希望する学生は、指導教員と相談の上、３月修了の場合は修了希望年度の４月初めに、９月修了の場合は修了希望前年度の７月末日までに「仮申請」を行わなければならない。

なお、３月修了を希望している学生が、修了希望年度の 1 月下旬までに、以下（2）記載の「本申請」要件を満たすことができなかった場合、３月修了の「仮申請」を９月修了の「仮申請」として取り扱うことができるものとする。

【仮申請時の提出書類】「博士前期課程 早期修了 仮申請書」（本学所定用紙）

（2）早期修了の「仮申請」をした学生は、指導教員と相談の上、３月修了の場合は修了希望年度の 1 月下旬に、９月修了の場合は修了希望年度の７月末日までに「本申請」を行わなければならない。

なお、３月修了の「本申請」を行い「不可」となった学生が次年度９月修了を希望する場合、修了希望年度の７月末日までに再度「本申請」を行わなければならない。

「本申請」を行うまでに、以下の要件を満たしておかなければならない。

① 博士前期課程における修了要件単位を修得見込みであること。

② 修士論文または個人研究成果報告書を提出済みであること。
③ 研究科が指定する学会において学会発表を行っていること、または学術誌に投稿論文が掲載されていること。(ただし、未発表のものは掲載決定通知(またはアクセプト通知)があれば認めることとする。)

【本申請時の提出書類】
・「博士前期課程 早期修了 本申請書」(本学所定用紙)
・本申請要件③に係る研究業績リスト(著書、学術論文、研究発表等について記入)および研究業績の原本またはコピー　※未発表の場合は、学会事務局からの掲載決定通知(またはアクセプト通知)および当該研究業績に係る論文等のコピー

❒ 早期修了の判定

大学院教授会において、早期修了の本申請者に関し、３月修了の場合は当該年度秋学期までの成績および研究業績等、９月修了の場合は当該年度春学期までの成績および研究業績等により早期修了の要件を満たしているか判定を行い可否を決定する。

早期修了申請学生が早期修了の要件を満たさなかった場合には、博士前期課程の修了要件を満たしていても早期修了は認めない。

❒ 履修の特例

早期修了の「仮申請」をした学生に対しては、早期修了希望時期以降の配当授業科目(専門ゼミを含む。)について前倒しして履修することができるものとする。

Ⅲ 博士後期課程

修了要件および修了判定

❑ 修了要件

博士後期課程を修了するには、博士後期課程に３年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格する必要があります。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者で、前期課程に２年以上在学し当該課程を修了した者については、後期課程に１年(前期課程を１年で修了した者については、２年)以上在学すれば足りるものとします。

❑ 修了判定

在学年月数・博士論文の審査結果に基づき、年度末（３月修了）および春学期末（９月修了）に修了判定を行います。

なお、修了判定結果は Kyoto Gaidai UNIPA で、９月修了は９月上旬、３月修了は２月下旬に発表します。

研究領域

異言語・文化専攻には言語文化と言語教育の二つの研究領域を置いています。言語文化の研究領域では、世界の主要な国々の言語と文化について、より高度な知識及びそれらの関連について教授研究し、国際社会に貢献できる人材の育成を目指します。言語教育の研究領域では、国際的な視野を持ち創造性と実践力のある英語又は日本語教員のスペシャリストを育成する教育機関で、研究指導できる人材の養成を目指します。

二つの研究領域は言語という共通のテーマから、研究領域間の教育・研究の交流を図ることで、領域間の連携を強め、教育研究の一層の充実を目指します。

研究指導の方法

後期課程に進学した学生の希望や研究内容に応じて研究領域を決定し、その研究分野に応じて指導教員（主査）を決定します。学生は、決定された指導教員（主査）のもとで３年以上の研究指導及び論文指導を受けます。

学位論文（以下「博士論文」という。）作成にあたっては、専攻研究の広範な吟味とその発展継承から独創的な着想への転換方法を習得させ、理論・構想力・展開力を併せて培いつつ、国際性と学際性に留意し、徹底指導を行います。

複数の教員による指導が必要と判断される場合には、専門を異にする教員の指導を受けることができる研究指導体制をとります。

博士論文

博士論文を作成・提出するまでに必要な過程・手続きについては、後期課程の「学位論文の提出及び審査手続きに関する内規」及び「学位論文作成要領」に基づき、次のとおり実施します。

【第１年次】　指導教員（主査）は、学生が博士論文のテーマを決定できるよう、研究課題に応じた研究構想の立案についても綿密な指導を行います。また、学生は指導教員（主査）から研究の方法・現状・問題点等の指導・助言を受け、１年次終了時の第一次発表会において博士論文の概要を発表します。当該発表は、「研究指導Ⅰ」として成績評価（単位なし）します。

【第２年次】　指導教員（主査）は、博士論文の執筆に必要な文献の講読や調査等の指導・助言を行い、学会における研究発表や博士号授与の基準として求められる査読を要件とする学会誌等への論文投稿を目指し、綿密な指導を行います。また、学生は指導教員（主査）から各自の研究テーマにそった研究指導を受け、２年次終了時の第二次発表会において博士論文の主要内容を発表します。当該発表は、「研究指導Ⅱ」として成績評価（単位なし）します。

【第３年次】　第一次・第二次の発表を行った学生は、博士学位請求論文提出願を提出し、博士論文の完成を目指します。博士論文を提出し、口述試問・審査を経て、「研究指導Ⅲ」として成績評価（単位なし）します。

❑ 博士論文完成までのスケジュール

≪１年次生（入学年度）≫

指導教員（主査）決定	４月下旬
博士論文研究計画書提出　【次ページ参照】	提出期間：５月７日(木)～５月 22 日(金)
第一次発表申込	申込期間：12 月４日(金)～12 月 11 日(金)
博士論文概要・要約提出　【次ページ参照】	提出期間:12 月 14 日(月)～2027 年１月 12 日(火)
第一次発表会（公開） ※博士論文の概要発表を行う。	2027 年２月中旬

≪２年次生≫

第二次発表申込	申込期間：12 月４日(金)～12 月 11 日(金)
博士論文主要内容・要約提出　【次ページ参照】	提出期間:12 月 14 日(月)～2027 年１月 12 日(火)
第二次発表会（非公開） ※博士論文主要内容発表を行う。	2027 年２月中旬

≪３年次生（３月修了予定年度）≫

博士学位請求論文提出願および研究活動報告書提出	提出期間：４月３日(金)～４月 24 日(金)
[秋学期に復学し、翌年３月修了を希望する者] 博士学位請求論文提出願および研究活動報告書提出	提出期間：９月 21 日(月)～９月 30 日(水)
博士論文提出　【39 ページ参照】	提出期間：11 月６日(金)～12 月７日(月)
口述試問（公開）	2027 年２月中旬
学位記授与	2027 年３月 20 日

≪３年次生（９月修了予定年度）≫

博士学位請求論文提出願および研究活動報告書提出	2025 年 10 月提出済み
博士論文提出　【39 ページ参照】	提出期間：５月７日(木)～５月 11 日(月)
口述試問（公開）	６月下旬
学位記授与	９月中旬

❑ 博士論文研究計画書

１．計画書の枚数
　Ａ４判用紙１枚につき 1,330 字(明朝 11 ポイント１行 38 字で、35 行)で８枚程度

２．内容
　(1) 予定論文題目
　(2) 研究背景、目的、方法、分析等を含める。
　(3) 文献目録

３．提出期間及び提出先
　「博士論文完成までのスケジュール」(37 ページ) で確認してください。

４．審査
　計画書の審査は行わない。ただし、希望する指導教員（主査）が、副査となる教員とともに計画書を点検し、必要があれば学生に指導を行い、計画書を受理する。受理された計画書は、希望する指導教員（主査）が保管する。

❑ 第一次・第二次発表会の手続き

１．第一次発表会は、１年次に、指定された期日に行ってください。
　第二次発表会は、２年次に、指定された期日に行ってください。
　※日程は「博士論文完成までのスケジュール」(37 ページ) を参照してください。

２．提出書類(大学院事務室へ提出すること)
（1）第一次発表
　以下①②を、②①の順に一部ずつ合わせ、紙ファイル等（左端２穴）に綴じて提出してください。
　① 博士論文の概要（30,000 字以上）３部。なお、目次、参考文献を添付すること。
　② 上記の要約（日本語でＡ４判用紙１枚につき 1,330 字[明朝 11 ポイント１行 38 字で、35 行]３枚程度）３部を添付すること。（要約の表紙については 45 ページの書式を参照）

（2）第二次発表
　以下①②を、②①の順に一部ずつ合わせ、紙ファイル等（左端２穴）に綴じて提出してください。
　① 博士論文の主要な内容（60,000 字以上）４部。なお、目次、参考文献を添付すること。
　② 上記の要約（日本語でＡ４判用紙１枚につき 1,330 字[明朝 11 ポイント１行 38 字で、35 行]３枚程度）４部を添付すること。（要約の表紙については 45 ページの書式を参照）

３．様式及び枚数
（1）第一次発表（本論の表紙については 45 ページの書式を参照）
　ａ．外国語（中国語を除く）は、Ａ４判用紙１枚につき上下左右のマージンを、3cm を目安に設定し、Century 又は Times New Roman の 12 ポイント 30 行で印字し、26 枚以上とする。
　ｂ．日本語は、Ａ４判用紙１枚につき 1,330 字（明朝 11 ポイント１行 38 字で、35 行）で印字し、23 枚（30,000 字）以上とする。
　ｃ．中国語は、Ａ４判用紙１枚につき 1,330 字（１行 38 字で、35 行）で印字し、12 枚（15,000 字）

以上とする。

(2) 第二次発表（本論の表紙については 45 ページの書式を参照）

a．外国語（中国語を除く）は、Ａ４判用紙１枚につき上下左右のマージンを、3cm を目安に設定し、Century 又は Times New Roman の 12 ポイント 30 行で印字し、52 枚以上とする。

b．日本語は、Ａ４判用紙１枚につき 1,330 字（明朝 11 ポイント１行 38 字で、35 行）で印字し、46 枚（60,000 字）以上とする。

c．中国語は、Ａ４判用紙１枚につき 1,330 字（１行 38 字で、35 行）で印字し、23 枚（30,000 字）以上とする。

❑ 博士論文提出資格

課程博士として博士論文を提出する者は、「学位論文の提出及び審査手続きに関する内規」に定める要件を満たし、かつ、本学大学院に正規生として在籍することとします。

❑ 博士論文審査基準

博士論文の審査にあたっては、以下の項目が評価の基準となります。

(1) テーマの設定及び研究方法が先行研究を踏まえている。

(2) 研究資料である文献の分析・解釈が的確であり、且つ、表現・表記が論理的に展開し、論旨に明確性と一貫性がある。

(3) 資料又はデータが的確に収集・処理されている。

(4) 既存の研究に独自の知見を加えた独創的な内容を有し、学会において学術上の寄与に値する。

❑ 博士論文提出に際して

「学位論文の提出及び審査手続きに関する内規」[後期課程]第 14 条第２項により博士論文を提出する場合は、「博士学位請求論文提出願」（所定の用紙）を６カ月前までに提出し、大学院教授会の承認を得なければなりません。

なお、「博士学位請求論文提出願」は、必ず事前に指導教員（主査）の承諾を得ておいてください。

１．提出期間及びスケジュール

「博士論文完成までのスケジュール」（37 ページ）で確認してください。

なお、３月修了予定者と９月修了予定者は日程が異なりますので、注意してください。

２．提出書類（論文・抄録以外の用紙は大学から配信）

(1) 博士学位請求論文審査願　　１部

(2) 博士論文（Ａ４判）　　４部

(3) 論文抄録（論文に綴じる）　　４部

(4) 履歴書　　１部

(5) 研究業績書　　１部

３．口述試問

(1) 博士論文提出後、指定された期日に、審査委員、その他の教員、学生等が出席して公開の口述試問を実施します。

(2) 口述試問後の審査会は、非公開とします。

４．判定

口述試問の審査に合格した論文は、審査会において合否が審議されます。その審議結果をもとに大学院教授会にて審議のうえ最終的な合否が判定されます。

５．学位授与

修了判定の結果、修了要件を満たした者には、博士（言語文化学）の学位を授与します。

❑ 博士論文の公表および製本

博士論文の全文は学位規則（文部科学省の省令）により、インターネットを利用して公表することが義務付けられています。本学学位規程第 15 条第 1 項の規定に基づき、博士の学位を授与された者は、授与された日から 1 年以内に当該博士論文の全文を図書館システムのリポジトリにおいて公表するとともに、全文のデータを国立国会図書館に提出します。なお、やむを得ない事由（出版刊行（予定）など）がある場合は、論文の全文に代えて内容の要旨をインターネット上に公開することが学位規則で定められています。

また、別途、保存用として製本した論文を２冊本学に収めてください。

❑ 「本大学院後期課程」を経ない者が博士論文を提出する場合の手続き

学位規程第５条第３項の規定により本大学院後期課程を経ることなく博士論文を提出する場合は、事前に「博士学位請求論文審査願」（所定の用紙）を提出し、博士論文提出資格審査会の承認を得なければなりません。

なお、論文提出及び論文審査の日程等については、別紙「博士学位請求論文(論文博士)審査出願手続き」の要項に準じることとします。

❑ 標準修業年限３年を超えた者の身分等

１．博士後期課程に３年以上在学し、２次にわたる中間発表を行ったにもかかわらず、博士論文を提出せずに、在籍延長を希望する者。

(1) 在籍確認書を提出。

(2) 更に３年に限り延長を許可する。なお、学費は通常の２分の１とする。

２．博士後期課程に３年以上在学し、２次にわたる中間発表を終えていない者で、在籍延長を希望する者。

(1) 在籍確認書を提出。

(2) 更に３年に限り在籍延長を許可する。なお、学費は通常どおりとする。

(3) ２次にわたる中間発表を終えた後、論文提出・審査が可能。

学位論文の提出及び審査手続きに関する内規　【後期課程】

（平成 17 年３月 12 日制定）

第１条　この内規は、京都外国語大学大学院学則第 11 条の２第２項の規定に基づき、京都外国語大学大学院外国語学研究科博士後期課程（以下「後期課程」という。）の学位論文（以下「博士論文」という。）に関する提出及び審査手続きについて必要な事項を定める。

第２条　後期課程に入学した者は、各自の研究分野について直接博士論文指導に当たる指導教員（主査）１名を、研究指導教員の中から定めなければならない。指導教員（主査）１名、副査２名については、研究科長が選出する。

第３条　博士論文を提出する者は、後期課程に２年以上在学し、２次にわたる中間発表を行い、かつ外国語を含む学力確認に合格した者に限る。

２　京都外国語大学学位規程第５条第３項の規定により、後期課程を経ない者が博士論文を提出する場合の申請等に関する必要な事項は、別に定める。

第４条　前条第１項に規定する者で、在学期間が１年を超え、指導教員（主査）の承認を得た者は、博士論文を提出することができる。

第５条　博士論文を提出する者は、「博士学位請求論文提出願」（所定の様式）を修了予定年度の４月末日までに、指導教員（主査）の承認を得て、大学院事務室に提出しなければならない。博士論文題目をその後変更せざるを得ない場合は、指導教員（主査）と相談のうえ決定後速やかに大学院事務室に届け出なければならない。

第６条　博士論文は、指定の期日までに提出しなければならない。

なお、病気又は外国での資料収集や研究等によりやむを得ない事由がある場合は、郵送による提出を認めることがある。その場合、指導教員（主査）の承諾を得ることを必要とする。

第７条　博士論文は１編とし、その提出に際しては、博士学位請求論文審査願１部、博士論文４部、論文抄録４部、履歴書１部、研究業績書１部を必要とする。

２　博士論文が外国語の場合、日本語による抄録を、論文が日本語の場合、外国語による抄録（日本語訳を付ける）を添えて提出するものとする。

３　審査のため必要があるときは、関係資料を提出させることができる。

４　審査委員として、主査１名及び副査２名（原則として、学内者１名、学外者１名）をその任に充てる。

第８条　博士論文の形式については、別に定める「学位論文作成要領」による。

第９条　口述試問実施後に、誤字・脱字等の技術的・形式的な誤りを含め、博士論文を修正する必要のある場合は、指導教員（主査）の承認を得て２週間以内に大学院事務室に提出するものとする。

第10条　後期課程に在学する者は、１年終了時に第一次発表会で執筆予定の博士論文の概要を発表しなければならない。発表会の時期は１年次の２月下旬とする。

第11条　第一次発表を行った者は、指導教員（主査）の承認を得て、第二次発表会で、予定する博士論文の主要な内容を発表しなければならない。発表会の時期は２年次以降の２月下旬とする。

第12条　博士論文を提出した者は、２月中旬開催の口述試問を受けなければならない。口述試問は公開で行われる。

２　口述試問を受ける者は、次の１号から３号に定める条件を全て満たし、かつ４号に定める学力確認に合格しなければならない。

（1）全国的規模の学会・研究会あるいはそれに相当する学会・研究会等の学会誌又はこれに準ずると認められる学術刊行物に研究論文（査読付き）を発表したことがあるか、あるいは論文が受理され掲載が決定していること。

（2）全国的規模の学会・研究会あるいはそれに相当する学会・研究会等で口頭発表をしたことがある。

（3）前１号及び前２号の条件を満たす論文１編以上及び口頭発表が２件以上あること。

（4）前３号のほか、外国語（本人の母語以外の言語をさす。母語が２言語以上ある場合、その１つだけを母語と見なす。）１カ国語を含む学力確認に合格していること。学力確認の時期と形式は、審査会の判断に委ねられる。

第13条　前条の規定を満たした者は、博士論文審査委員による審査会（非公開）によって、博士論文の合否が審査される。

２　研究科長は、前項の規定による結果を大学院教授会（以下「教授会」という。）に文書で報告し、教授会の議を経て学長が決定する。

第14条　後期課程に３年以上在学し、第一次・第二次発表を行ったにもかかわらず、博士論文を提出せずに退学した者が、退学後に博士論文を提出しようとする場合は、京都外国語大学学位規程第５条第３項の規定によるものとする。

２　在学期間の終了を待たずに博士論文を提出しようとする者は、所定の期日までに手続きを済ませ、口述試問を受けなければならない。

なお、博士論文の提出及び審査については、この内規を準用する。

第15条　博士論文審査会は、春学期７月、秋学期２月に開催されるものとする。

第16条　この内規の改廃は、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附　則

この内規は、平成17年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成19年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成20年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成23年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成27年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、平成28年２月20日から施行する。

附　則

この内規は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この内規は、令和２年４月１日から施行する。

（平成19年２月27日改正、平成20年３月10日改正、平成23年２月25日改正、
平成23年３月13日改正、平成27年３月　８日改正、平成28年２月20日改正、
平成30年２月　８日改正、令和元年12月12日改正）

学位論文作成要領　【後期課程】

１．学位規程により、学位論文（以下「博士論文」という。）を提出する者は、この要領に基づき提出しなければならない。

２．博士論文作成は、指導教員（主査）の指導のもとに、下記の要領に従って行わなければならない。

３．博士論文は、４部を作成するものとする。ただし、参考論文等を添付することができる。

（1）　用紙については、Ａ４判用紙を使用するものとする。

（2）　提出する論文の枚数については、次のとおりとする。

①　外国語（中国語を除く）は、Ａ４判用紙１枚につき上下左右のマージンを、3cm を目安に設定し、Century 又は Times New Roman の 12 ポイント 30 行で印字し、104 枚以上とする。

②　日本語は、Ａ４判用紙１枚につき 1,330 字（明朝 11 ポイント、１行 38 字で、35 行）で印字し、113 枚（150,000 字）以上とする。

③　中国語は、Ａ４判用紙１枚につき 1,330 字（11 ポイント、１行 38 字で、35 行）で印字し、46 枚（60,000 字）以上とする。

（3）　内題・謝辞・目次・参考文献及び添付資料は上記の枚数に含まない。

（4）　博士論文が外国語の場合、日本語による抄録を、論文が日本語の場合、外国語による抄録（日本語訳を付ける）を添付すること。（タイトルページの次に綴じる。）抄録の枚数については、次のとおりとする。ただし、この抄録は枚数に含まない。

①　外国語（中国語を除く）は、Ａ４判用紙１枚につき上下左右のマージンを、3cm を目安に設定し、Century 又は Times New Roman の 12 ポイント 30 行で印字し、13 枚程度とする。

②　日本語は、Ａ４判用紙１枚につき 1,330 字（明朝 11 ポイント、１行 38 字で、35 行）で印字し、12 枚（15,000 字）程度とする。

③　中国語は、Ａ４判用紙１枚につき 1,330 字（11 ポイント、１行 38 字で、35 行）で印字し、12 枚（15,000 字）程度とする。

（5）　博士論文は、タイトルページ（44 ページ参照）を冒頭に添え、必ず紙ファイル（Ａ４判縦長、左端２穴）に綴じ、所定の「博士学位請求論文題目」用紙（大学から配信）をファイルの表に貼付しなければならない。

４．博士論文を提出する際には、事前に指導教員（主査）の承諾を受けておくこと。

❒ 博士論文タイトルページの書式

博士論文タイトルページの書式については、次のように統一する。

（外枠は不要）　**［英文書式］**

（英語以外の外国語で記載する場合はこの書式に準じて作成）

※　論文タイトル（英文）

※　A　Thesis
Presented to
The Faculty of the Graduate School
Kyoto University of Foreign Studies

※　In Partial Fulfillment of
the Requirements for the Degree of
Doctor of Philosophy in Foreign Languages and Cultures

By
Taro GAIDAI
2024DB0000
2026（注）

※　フォントの大きさは任意であるが、上記書式を保つこと。
※　指導教員（主査）の指導により、外国語又は日本語で記入すること。
（注）年度は提出年ではなく、**修了予定年度『　2026　』を記入**すること。

（外枠は不要）　**［日本文書式］**

（注）

2026 年（令和８年）度　博士学位請求論文
※　論文タイトル

京都外国語大学大学院外国語学研究科　博士後期課程
異言語・文化専攻
言語文化領域[又は言語教育領域]

2024DB0000
外大　太郎

※　フォントの大きさは任意であるが、上記書式を保つこと。
（注）年度は提出年ではなく、**修了予定年度『　2026 年(令和８年)度　』を記入**すること。

❒ 第一次発表・第二次発表の≪本論≫タイトルページの書式

第一次発表又は第二次発表の本論タイトルページの書式については、次のように統一する。

（外枠は不要）

2026 年（令和８年）度
第一次発表［又は第二次発表］

タイトル

京都外国語大学大学院外国語学研究科　博士後期課程
異言語・文化専攻
言語文化領域［又は言語教育領域］

2026DB0000
外大　太郎

※　フォントの大きさは任意であるが、上記書式を保つこと。

❒ 第一次発表・第二次発表の≪要約≫タイトルページの書式

第一次発表又は第二次発表の要約タイトルページの書式については、次のように統一する。

（外枠は不要）

2026 年（令和８年）度
第一次発表［又は第二次発表］要約

タイトル

京都外国語大学大学院外国語学研究科　博士後期課程
異言語・文化専攻
言語文化領域［又は言語教育領域］

2026DB0000
外大　太郎

※　フォントの大きさは任意であるが、上記書式を保つこと。

各研究領域の研究指導教員

研究指導等の内容

１年次では、修士課程（博士前期課程）での研究を発展させ、新しい研究への展開につなげる研究指導・助言を行うとともに、研究課題に応じた研究構想の立案の指導・助言を行う。２年次では、博士論文執筆に必要な文献の講読や調査などの指導・助言を行うとともに、研究の進捗状況に応じて指導・助言を行う。３年次では、研究成果を相互討論して内容を深め、博士論文の完成に至るまでの研究指導・助言を行う。また、学会における研究発表や博士号授与の基準として求められる査読を要件とする学会誌などへ論文投稿できるよう指導する。

＜言語文化領域＞

（大越　　翼　　教授）研究分野：中米先住民社会の歴史人類学、マヤ文献学

先スペイン期から植民地時代に至る中米先住民社会の歴史人類学(Ethnohistory)的研究を元に、征服を境にこれがどう変容していったのかを未公刊史料を渉猟しつつ考えてゆく。とりわけ「先住民の視点」を推測復元する方法論を中心に据えて、先住民がアルファベット表記された自らの言語で書き記した文書の分析を行い、先行研究を批判的に読み、野外調査や古文書館における調査を踏まえた上で、新しい視点から彼らの社会を研究していけるよう指導する。国際的レベルでの研究が出来るよう授業はスペイン語で行い、随時来訪する各国の研究者との議論、講義、講演なども交えてゆく。

（大西　博子　　教授）研究分野：中国語学、中国語方言研究

中国語学および中国語方言研究を専門とする立場から、音声・音韻、語彙、文法、語用の各側面を統合的に扱い、標準語と諸方言の体系的差異と共通性を明らかにする力の育成を目指す。具体的には、音声分析手法やフィールドワークの基礎訓練、資料収集・データ整理の方法、歴史的変化の視点を踏まえた比較研究の指導を行う。また、実証的研究に基づく論文作成能力、批判的読解力、発表・討論能力の向上を重視し、地域言語資源の保存・活用にも寄与できる研究者の養成を図る。

（小野　隆啓　　教授）研究分野：統語論（生成文法)、言語獲得、意味論

すべての自然言語は、それぞれの個別言語における統語的要素を、二項併合要素として形成する生成的機構を有するものである。その生成的併合機構における普遍的な形式特性がいかなるものであるかを解明することが、人間言語の本質を明らかにすることへの第一歩である。この言語理論的観点から、個別言語の生成統語論的研究、第一言語獲得の研究、生成意味論的研究、そして通時的、対照言語学的研究をめざし、記述的妥当性から、説明的妥当性を持つ言語理論、 最終的には生物的妥当性を持つ言語理論の研究にいたる理論言語学的研究を目標とするものである。

（長濱　拓磨　　教授）研究分野：日本近代文学

研究対象となるのは明治時代から現代に至る日本文学であるが、比較文学の観点から西洋文学、あるいは中国文学、韓国文学などのアジア文学との関連から見る場合もある。日本の近代文学は西洋文学の圧倒的な影響のもとに始まり、大正教養主義やモダニズム、転向問題をはじめとする政治、そしてキリスト教などの宗教の問題を経て深化してきた歴史を持っている。そのため文学研究においては、日本文学のみならず海外文学の知識、さらには言語学、心理学、美学、社会学、歴史学、文化人類学など様々な隣接領域の知見も必須となる。一方、テクストから感銘を受ける豊かな感受性も大事であり、芸術的感性に裏付けされた作品の精緻な読みが論文作成の基本となる。日々の地道な努力の積み重ねが大いなる成果を生み出すものと考える。

（野澤　　元　　教授）研究分野：認知言語学、語用論

主として英語および日本語の言語現象について、理論言語学的なアプローチ、特に認知言語学や語用論の諸理論に基づいた分析の手法について指導する。コーパスを用いた分析については、厳密な統計的手法を中心とする場合には他の指導者との協力が必要だが、少なくとも質的なレベルでは、基本的に何らかの形で研究の過程に取り入れられることになる。また、それぞれの学生が研究対象とする個別の現象とその分析に必要な理論だけではなく、そもそも言語と認知にはどのような関係があるのか、言語は行動、知識、文化の中でどのように位置付けられるのかといった一般的な問題を理解し、自分自身の研究をメタ的に解釈できる能力の獲得を重視する。

（橋本　政義　　教授）研究分野：ドイツ語学、対照言語学
　それぞれのコミュニティーに象徴的な言語現象を、統語論と意味論そして比較対照という観点からのアプローチにより、その一般化を試みる。そして言語構造と言語運用の普遍性と多様性について研究する。先ず言語現象を統語的側面と意味的側面から観察することによって、一般性の高い規則や制約を追及していく。さらには通時的・共時的観点から歴史を遡り、且つ他の文化圏との比較対照を行うことによって、より普遍的な原理を考究する。また、言葉の中にこそ民族のメンタリティーや文化の本質を理解する源が存在することを常に念頭に置いて、先行研究から多くを学び、そこにオリジナリティーに富む研究の手法を加えて、さらなる領域にメスを入れる方法を指導する。

（藤本　　茂　　教授）研究分野：経済学、協力の科学、先端科学技術
　平和という秩序ある国際社会の構築は、人類共通の課題である。長らく国際社会の秩序（富と権力の安定配分）は、パクス・アメリカーナにより実現してきた。グローバルな経済ネットワークの進展とサイバー空間の登場にともなう、政治と経済の相互依存性の増大および多様なステイクホルダーの存在が、秩序を脅かす諸問題の構造を複雑なものとしている。こうした中、新しい冷戦と呼ばれる米中対立構造は、私達にパクス・アメリカーナが機能不全に陥っていることを実感させている。人類の悲願である秩序ある国際社会を実現するには、複雑な問題を解決し得る多様なステイクホルダー間の協力を創発する制度の解明と、国際社会への実装が必要となる。これらの問題に対し、科学的な立場から、この協力創発制度の解明に取り組む研究を歓迎する。その際、DX・AI 社会の進展がおよぼす影響を加味する研究をさらに歓迎する。

（彭　　飛　　教授）研究分野：日中言語文化対照研究、コミュニケーション研究
「日中言語文化対照」を研究テーマとして指導する。「日中言語文化対照」では語彙や文法に関する中国語と日本語対照研究だけではなく、中国語的な表現と中国文化、日本語的な表現と日本文化のそれぞれの特徴を探るよう指導する。その他、日本語と中国語における「配慮表現」などについて、語彙、文法、言語思考形態、言語行動様式、文化面背景などの面から解説し、中国人と日本人のコミュニケーションにおける摩擦のメカニズムの解明などを通じて「言語と文化」のそれぞれの背景を探る。また、中国語の語彙（語の意味の変遷、異文化交流と外来語の受容）、文法（特に「把動句」と「被動句」「使役句」との関わり及び使用場面など）のほか、中国語研究と歴史・文化・宗教（仏教、儒教）などとの関わりを解説・指導する。

（苗　　茨　　教授）研究分野：日中言語対照研究
　本講義は広義的な対照言語学をテーマにする。主に意味論、認知言語学、語用論などの理論を利用し、日本語と中国語の語彙、表現、構文、文法、談話などにおける共通点や相違点を分析すると同時に、異なる言語圏における人々の考え方や文化的背景、異文化同士の融合や受容が言葉の意味用法の変遷に与える影響、外国人の第二言語習得に与える影響、及びこれらの課題に対応する教授法、勉強法の提示などを研究対象とする。学生に博士論文の執筆に必要な語学力や思考力、学術的研究の能力、問題解決の能力を身に付けるよう指導し、高度な学術研究を通して、特定分野において独自の理論体系を構築することを目指す。

＜言語教育領域＞

（中西　久実子　教授）研究分野：現代日本語文法、日本語教育文法
　専門は現代日本語文法、日本語教育文法。具体的には、日本語を母語としない人にどのような文法が必要であるか、また、日本語を母語としない人が日本語を学ぶとき、どんな文法の問題があるかを分析する。日本語学習者の視点からみた日本語や日本語学習者の母語と日本語との対照研究、日本語教員からみた日本語文法の教え方なども研究対象にしている。広い視野で日本語コミュニケーションの問題も扱う。

（安木　真一　教授）研究分野：英語教育学、音声指導、スローラーナー指導
　ESL 環境の指導法や教材をそのまま適用するのではなく、EFL 環境である日本における英語教育の課題を明確化し、その改善策を模索する。具体的には、国内外の第二言語習得に関する研究、国内の英語教育における実証研究や実践事例、および関連諸分野の文献を精査し、各自が教育現場で抱える問題意識に基づいた研究課題を設定する。その後、適切なリサーチ・メソッドを決定し、実証研究を実施する。研究指導においては、研究指導教員の豊富な教育実践経験と実証データ、そして中学・高校・大学教員との共同研究から得られた知見を共有することで、理論と実践の両面から、日本語を母語とする英語学

習者に最適な新たな指導法や教材の開発を目指し、その効果を実証的に検証する。研究を通じて、研究能力だけでなく、実践的な指導力も高めることを期待される。

（由井　紀久子　教授）研究分野：日本語教育学、意味論

「日本語学習者のプロフィシェンシー」と「日本語の意味」を研究テーマとする。日本語学習者が具体的な場面で言語知識に基づいて使用している日本語には、さまざまな課題が含まれる。学習者の母語、言語的・社会的文脈との相互作用や、目的・機能等の志向性、及び言語使用主体の認知過程をも含んだ多元的な分析が必要である。日本語の意味についても、日本語学習者の視点を含めた分析を試みる。日本語教育学の研究成果の批判的講読を通し、自らの研究課題の設定、リサーチ・メソッドの検討を行っていく。

（吉田　真美　教授）研究分野：英語教育学、第二言語習得

「英語教育学」、および「言語教育」「第二言語習得」を研究対象とする。第二外国語スキルの習得過程や外国語指導実践について、量的又は質的な研究手法を用いて考察する。量的アプローチでは、第二言語を用いたパフォーマンス（例：リーディング）のプロセスの解明や、様々なタスクがパーフォーマンスに与える影響を、量的なデータ分析をもとに仮説を検証する。一方、質的なアプローチでは学習者や教師、その他教育実践の場に関する探索的な研究課題に対して、インタビューや観察、ジャーナル等の質的なデータを分析し学習過程や指導実践についての理解を深める。また、量的アプローチと質的アプローチを組み合わせた混合的な研究手法を用いて外国語学習・指導実践に関しての知見を得ることも可能である。いずれの研究アプローチを用いるにせよ、どのような研究のパラダイムに則って研究を行うかを先に明確にしておくことが重要である。

Ⅳ 研究倫理

研究倫理

研究倫理とは、皆さんが研究を進めるうえでもっとも大切なものです。本学では、「研究倫理基準」を設けていますので、必ず確認してください。

また、研究倫理に関するセミナーや研修会を開催しますので、必ず受講してください。開催の日時等については、決定次第お知らせします。

なお、国際言語平和研究所ホームページの「公的研究費等の運営管理体制」に関連する資料を掲載していますので、参照してください。

本学が定めている研究倫理基準	https://www.kufs.ac.jp/irislp/pdf/management_system_06.pdf
研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン等	https://www.kufs.ac.jp/irislp/management_system.html
研究倫理に関するセミナー・研修会	決定次第お知らせします。

生成 AI 利用に関するガイドライン

生成 AI の利用については、本学ホームページにガイドラインを掲載していますので、以下の URL から確認してください。

＜生成 AI 利用に関するガイドライン＞
https://www.kufs.ac.jp/news/detail.html?id=8XmyLKq0

V 学籍・学費

学　籍

入学すると同時に学籍が発生します。学籍は、所定の納入期限までに学費を納入することによって年度ごとに継続していきます。学籍番号は入学から修了まで同じものを使用します。

❑ 学籍番号の仕組み

＜博士前期課程＞

2026 M B 00 01

- 2026：入学年度
- M：所属（MB＝前期課程）
- B：研究領域
- 00 01：個人番号（1年制課程は81から開始）

研究領域
- 01＝言語研究領域
- 02＝文学・芸術研究領域
- 03＝歴史・文化・社会研究領域
- 04＝国際関係領域
- 05＝観光学領域
- 06＝実践英語教育領域
- 07＝実践日本語教育領域

＜博士後期課程＞

2026 D B 0001

- 2026：入学年度
- D：所属（D＝後期課程）
- B：研究領域
- 0001：個人番号

研究領域
- B＝言語文化領域
- C＝言語教育領域

❑ 標準修学年限と在学年限

標準修業年限とは、本学の教育課程を修了するために必要な期間です。また、在学年限とは、本学に在学できる最大の期間で、この年限を超えて在学することはできません。

なお、在学年限には休学期間を含みません。

課　程	標準修業年限	在学年限
博士前期課程	２年	４年
博士後期課程	３年	６年

※博士前期課程の長期履修学生の在学年限は、当該期間に２年を加えた期間。

❑ 学年

単位の修得状況や休学期間にかかわらず、１年単位で年次が進行します。

❑ 学籍異動

諸事情により学籍に異動が生じる場合、指導教員と十分相談した上で、本学が指定する期限までに、所定の願出を大学院事務室に提出し、手続きをとってください。ただし、手続き書類には本人および保証人の署名・押印が必要です。必ず保証人の同意を得てください。

休学

病気、経済的理由、海外渡航またはその他の事情等により休学する場合は、「休学願」を大学院事務室に提出してください。休学理由が病気（含傷害）療養による場合は「医師の診断書」、海外に渡航する場合は「海外渡航届」を添付してください。

一度に願出可能な休学期間は最長２学期間で、通算して博士前期課程は４学期間、博士後期課程は６学期間を超えることができません。また、休学中は学位論文等の提出はできませんのでご注意ください。

休学願提出期限	春学期を休学する場合 ―― 4 月 20 日 春学期および秋学期を休学する場合 ―― ※ただし、春学期学費が納入済みの場合は 5 月 20 日 秋学期を休学する場合 ―― 10 月 20 日 秋学期および翌年の春学期を休学する場合 ―― ※ただし、秋学期学費が納入済みの場合は 11 月 20 日
休学在籍料	60,000 円（1 学期） ※休学許可後、所定の期限までに納入しない場合は、休学の許可を取り消し「除籍」としますので、注意してください。

休学した人が引き続いて休学を願い出る場合は、休学期間終了までに「休学願」を再度提出し、許可を得なければなりません。

注：引き続き休学する場合の休学願提出期限は、下記の復学願提出期限と同じです。

復学

休学した人が復学する場合は、「復学願」を大学院事務室に提出してください。

「復学願」は、休学許可期間終了前に大学院事務室から本人宛に送付します。

※休学理由が「病気（含傷害）療養」の場合は、通学が可能という旨の「医師の診断書」を添付しなければなりません。

復学願提出期限	春学期末に休学許可期間を終了する場合　7 月下旬 秋学期末に休学許可期間を終了する場合　1 月下旬

退学

やむを得ない事情で退学する場合は、学生証を添付して「退学願」を大学院事務室に提出してください。

除籍

大学学則第 42 条を準用します。

❑ 学生情報に変更が生じた場合

次の事項に変更が生じた場合は、速やかに所定の変更手続きをしてください。変更手続きをしない場合は、本学からの連絡が遅れたり、郵便物が届かないことがあります。

変更事由	手続き方法
本人の現住所・電話番号に変更があったとき	「住所（電話番号）変更届」を提出する 提出先：大学院事務室
保証人の現住所・電話番号に変更があったとき	
本人の氏名等に変更があったとき	「改姓名届」を提出する 提出先：大学院事務室
保証人を変更するとき	「保証人変更届」を提出する 提出先：大学院事務室
保証人が改姓・改名したとき	

❑ 学生証（身分証明）

学生証は京都外国語大学の学生としての身分を証明するものです。学内外を問わず常に携帯してください。

※学生証の有効期限は、修了年度の学位記授与式当日までです。

学生証の提示

以下の場合は学生証の提示が必要です。

- 本学教職員から提示の指示があった時
- 各種証明書等の交付を受ける時
- 通学定期券、学割乗車券を購入する時
- 図書館を利用する時

《注意事項》

- 修了･退学･除籍時には、学生証を速やかに返却してください。
- 留学･休学･留年等により、学生証の有効期限が切れた後も在籍する場合は、３月下旬以降に大学院事務室へ申し出てください。有効期限を延長した学生証と交換します。

学生証の再発行　※有料（2,000 円）

学生証を紛失した場合は、「学生証再発行願」に必要事項を記入し、大学院事務室で再発行の手続きをしてください。また、紛失（盗難等）した場合は、悪用される恐れがありますので、必ず最寄りの警察署に届け出てください。

《注意事項》

- 再交付後に旧学生証が見つかった場合は、旧学生証を大学院事務室に返却してください。

学　費

学費および代理徴収金は、春学期・秋学期にそれぞれ納入してください。学費等の振込についての案内は、春学期分は 3 月下旬、秋学期分は 9 月中旬に送付します。以下の期限までに納入しない場合は、学則により除籍となりますので、十分に注意してください。

- 学費・その他納付金及び代理徴収金　URL:https://www.kufs.ac.jp/universitylife/fees.html

学費納入期限	春学期　4 月 20 日　　秋学期　10 月 20 日

❑ 延納

経済的事情等により期限までに学費を納入できない場合は、学費の延納を願い出ることができます。以下の期間に『学費延納願』を大学院事務室へ提出してください。延納が許可された人に対して、あらためて学費等の振込についての案内を送付（春学期：5 月中旬、秋学期：11 月中旬）しますので、期限までに必ず納入してください。

「学費延納願」受付期間	春学期　4 月 1 日～4 月 20 日 秋学期　9 月 20 日～10 月 20 日

＜注意＞

- 受付期間内に、必ず学生本人が学生証を持参のうえ、大学院事務室へ提出してください。(郵送不可)
- 「学費延納願」提出後、「休学願」および「退学願」は受理できません。

学費延納申請者納入期限	春学期　6 月 20 日　　秋学期　12 月 20 日

留学生の在留期間の更新など

外国人留学生の方は、在留資格の取得および更新手続きに関連して、以下のとおり、出入国管理に関わる省令を遵守してください。

❑ 在留カードの携帯

留学等で日本に３ヶ月を超える在留期間が付与された外国人（中長期在留者）には、「在留カード」が交付されます。このカードは、皆さんが法務大臣の許可を得て日本に在留していることを証明する、とても大切なものです。在留カードは常に携帯し、いつでも提示できるようにしてください。（入管法上、携帯義務違反で 20 万円以下の罰金に処される可能性があります。）

❑ 在留期間の更新

交付された在留カードには、有効期限（在留期間）があります。大学院生の多くは、修了予定年月までの在留期限ですが、留年等で在留期限を超えて在学する場合は、在留期限が切れる前に更新をしなければいけません。在留期間の更新をしないまま在留期限を過ぎると、不法残留（オーバーステイ）となり、最悪の場合には退去強制、その後５年間は日本への上陸が出来なくなります。

在学中に在留期間の更新が必要な場合は、在留期限の１ヵ月までに大学院事務室へご連絡ください。また、在留期間の更新手続きが終了したら、必ず大学院事務室へ在留カード（両面）のコピーを１部提出してください。

❑ 出国と再入国

在留期間中に帰国等で一時的に出国する場合は、「みなし再入国許可」または「再入国許可」のいずれかを必ず申請してください。また、海外渡航届を大学院事務室に提出してください。

みなし再入国許可：出国日から１年以内または在留期間満了日のいずれか早い方までに再入国すること。（出国時に空港で申請）
再入国許可：在留期間内で１年以上日本を離れること。（事前に出入国管理局で申請）

❑ 資格外活動許可（アルバイト）

在留資格「留学」の皆さんは、教育を受ける目的で入国が許可されていますので、原則として就労することは認められていません。しかし、勉学のさまたげにならない範囲内であれば、「資格外活動許可」を受けることによって、アルバイトをすることができます。風俗営業または風俗関連営業が行われる場所（クラブ、スナックやパチンコ店など）でのアルバイトは許可されません。万一、このような場所でアルバイトに従事したり、資格外活動許可を受けずにアルバイトをした場合、将来のビザ更新・変更が不許可となる他、処罰あるいは国外退去となることもありますので、十分注意してください。

労働時間	授業期間中　週 28 時間以内 休暇中　　週 40 時間（1 日 8 時間）以内

各種願・届

Kyoto Gaidai UNIPA を参照し必要に応じて該当部署へ提出してください。

VI 研究支援・学生生活

研究奨励金・奨学金

❑ 研究奨励金

制　度	支給対象	支給額	対象人数	担当部署
研究発表奨励金	国内外の学会等において研究発表を行ったもの	国内 10 万円（上限） 海外 20 万円（上限）	国内 4 名程度 海外 3 名程度	国際言語平和研究所
優秀論文奨励金 ［博士前期課程］	9 月の研究発表会と 2 月の審査会を経て優秀論文と評価されたもの	10 万円	15 名程度	大学院事務室
論文実績評価奨励金 ［博士後期課程］	全国規模の学会・学術刊行物において口頭発表 3 件以上又は査読付き論文掲載 2 件以上のもの	20 万円	3 名程度	大学院事務室

❑ 奨学金

● 派遣留学

・交換留学プログラム［派遣留学Ａ］により、1 学期間（6 カ月間）又は 2 学期間（1 年間)、海外の協定大学に派遣する制度。
・留学先大学の授業料が免除されるほか、本学から奨学金（給費）を支給。

交換留学プログラム［派遣留学 A］ 本学からの奨学金	博士前期課程	一律 350,000 円
	博士後期課程	一律 360,000 円

※上記の支給額は留学期間が 2 学期間の場合の金額　1 学期間の場合は 1/2 相当額を支給。

● 学費補助奨学金（給費）

・経済的な理由により就学困難な学生を対象にする制度。
・採用者数：3 名　支給額：150,000 円

● 私費外国人留学生授業料減額（給費）

・学業成績優秀者で、経済的な理由により学費の納入が困難な私費外国人留学生（在留資格「留学」を有する者）を対象に当該年度の授業料の 30%を減額する制度。
・減額期間は当該年度限り。次年度以降も申請可。

❑ その他の経済的支援制度

● 入学金免除

本学学部・専攻科・大学院博士前期（修士）課程出身者が、大学院博士前期課程又は大学院博士後期課程に入学する場合、入学金を免除。

● 長期履修制度［博士前期課程］

職業を有するなどの理由により、標準修業年限での修了が困難と認められた学生を対象に、入学金を除く 2 年分の学費で最長 4 年まで履修期間が延長できる制度。

・長期履修の願い出は入試出願時のみ
・短縮する場合は修了年度授業開始日迄に申請
・1 年制課程の学生は対象外

● 標準修業年限 3 年超過時の授業料減免［博士後期課程］
博士論文の提出資格を有し、標準修業年限 3 年を超えて在学を継続する場合、学費は半額。

❑ 学外の制度

日本学生支援機構奨学金	詳細は日本学生支援機構（JASSO）HP を参照 https://www.jasso.go.jp/shogakukin/index.html	
民間団体・地方公共団体の奨学金	詳細は本学以外の奨学金・経済支援（本学 HP）を参照 https://www.kufs.ac.jp/universitylife/scholarship.html#anchor-07	
教育訓練給付制度 ※詳細は教育訓練給付制度（厚生労働省 HP）を参照	対象講座	博士前期課程の実践英語教育領域および実践日本語教育領域（申請予定）
	支給対象	一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者（在職者）又は一般被保険者であった人（離職者）が、実践英語教育領域または実践日本語教育領域を修了した場合
	支 給 額	支払った教育訓練経費（本大学院への入学金及び授業料）の 20%に相当する額（上限 10 万円）がハローワーク（公共職業安定所）から支給

ティーチング・アシスタント制度、アカデミック・チューター制度

❑ ティーチング・アシスタント（ＴＡ）制度

大学院生に指導者としての教育訓練の機会を提供することを目的とし、大学学部の授業において、担当教員の指導のもと教育補助業務を行う制度で、その対価として定められた時間給が支払われます。募集等については、大学院事務室からお知らせします。

時間給（2026 年 3 月現在）：博士前期 1,230 円、博士後期 1,430 円

❑ アカデミック・チューター（ＡＴ）制度

日本人の大学院生が、本大学院に在学する外国人留学生に対し、指導教員のもと、個別に学位論文または個人研究成果報告書の日本語添削等の指導補助を行う制度で、その対価として定められた時間給が支払われます。担当者については、留学生の指導教員が推薦します。

時間給（2026 年 3 月現在）：博士前期 1,230 円、博士後期 1,430 円

証明書

❑ 証明書の発行について

証明書は、以下のとおり「証明書自動発行機」、「コンビニエンスストア」、「窓口」で発行できます。

＜証明書自動発行機＞

場　　所：1 号館 1 階
利用可能日・時間：授業期間中：平日 9：00 ～ 21：20、土曜日 9：00 ～ 17：00
授業期間外および休講日： 9：00 ～ 17：00
※日曜日・祝日等の休業日、本学の入学試験実施日および休暇中の一定期間（別途告知）は、利用できません。

注　意　事　項：・証明書の発行には、学籍番号およびパスワードを入力する必要があります。
・原則として、誤って購入した場合であっても、発行手数料は返金しません。
・「厳封」が必要な場合は、大学院事務室に申し出てください。

種類	発行手数料(1 通)
在学証明書(日本語・英語)	250 円
在籍証明書(日本語・英語)	
成績証明書(日本語・英語)	

種類	発行手数料(1 通)
修了見込証明書(日本語・英語)	100 円
健康診断証明書(日本語)	
学割証(学生旅客運賃割引証)	無料

※「修了見込証明書」は、修了年次生で当該年度（または学期）に修了要件を満たす見込みのある人に発行します。
※成績証明書には、履修したすべての科目（不合格科目を含む。ただし、所定の期間に履修登録の取消しを行った科目は除く）の成績を記載します。

＜コンビニエンスストア＞

場　　所：日本国内のコンビニエンスストア（セブン-イレブン、ファミリーマート、ローソン）のマルチコピー機設置店舗
利用可能日・時間：24 時間 365 日（各種商用サービスを含めたメンテナンス時間や本学の運用において停止する期間を除く）
支 払 い 方 法：・クレジットカード決済等
・コンビニ現金払い
注　意　事　項：・科目等履修生、研究生などの非正規生の証明書は発行できません。
・誤って申請・発行した場合であっても、発行手数料は返金しません。
※発行可能な証明書や料金などの詳細については、本学ホームページを参照してください。
※上記の内容については変更する場合があります。(2026 年 4 月 1 日現在)

＜窓　口＞

所定の証明書交付願に必要発行手数料分の証紙を貼り、取扱窓口に申し込んでください。証紙は、1 号館 1 階の販売機で購入してください。発行日数等の詳細は、取扱窓口に問い合わせてください。

種類	発行手数料(1 通)	取扱窓口
教育職員免許状取得見込証明書(日本語)	250 円	教育支援課
学校図書館司書教諭課程修了見込証明書(日本語)		
図書館司書課程修了見込証明書(日本語)		
博物館学芸員課程修了見込証明書(日本語)		
推薦状(奨学金の応募に必要な場合)	250 円	大学院事務室

※上記の内容については変更する場合があります。(2026 年 4 月 1 日現在)
※上記以外の証明書については、取扱窓口で相談してください。

大学院生研究室

５号館４階に大学院生が使用できる研究室があります。使用については以下に従ってください。

❑ 大学院生研究室の使用について

（使用目的）

１．大学院生研究室（以下「研究室」という。）は、研究の充実向上を図るために使用すること。

（使用者）

２．研究室の使用者は、大学院生及び大学の関係者とする。

（鍵の受け渡し）

３．研究室を使用する場合は、大学院事務室で「大学院生研究室鍵貸出簿」に必要事項を記入し、鍵を受け取ること。当日、使用後は速やかに鍵返却箱に戻すこと。

（使用時間）

４．授業期間中の使用時間は、９時から 23 時までとする。休講日（外大祭・語劇祭等実施日）の使用時間は９時から 21 時までとする。

なお、入試実施日は原則９時から 21 時までとする。

（日曜日・祝日の使用）

５．日曜日・祝日に研究室を使用する場合は、９時から 17 時まで使用することができる。なお鍵の授受は正門守衛室で行う。

（休暇期間中の使用）

６．夏期・冬期・春期休暇中の研究室の使用時間は、９時から 21 時までとする。

（閉室日）

７．大学休業日（夏期休業期間、冬期休業期間、暴風警報・特別警報発令時等における臨時休講日）は閉室とする。

（研究室の使用座席）

８．使用する座席の申込制とし、自身が使用したい座席を指定の期間に申し込むこととする。

９．研究室は、共用施設であることを自覚し、私語は厳に慎むこと。なお共有スペースに私物を放置することは禁じる。また、図書・備品は大切に扱うこと。

なお、研究発表等を行う場合は、大学院事務室に申し出て、教室を確保すること。

（個人ロッカーの使用）

10．個人ロッカーは指定された場所を使用し（ひとり一ヵ所）、ロッカー鍵は在学中個人で責任を持って保管すること。

（パソコンの使用）

11．　研究室備え付けのパソコンは研究のために設置しているので、研究者としての自覚を持って使用すること。使用するには個人ＩＤとパスワードが必要。また、研究目的のアプリケーションソフトのインストールを希望する場合は、事前に大学院事務室へ「ソフトウエアインストール許可願」を提出し、許可を得ること。なお、インストールは情報システム課が行う。

個人所有のパソコンは研究室でのみネットへの接続が可能であるが、事前に個別の設定をする必要がある。

（退室時の注意）

12．退出時には、使用したＰＣ等の電源を切ること。最終退出者は、エアコン、照明、パソコン、プリンター、ポット、コピー機等の電源を切り、入口を施錠すること。

（電気機器等の使用禁止）

13．研究室では、備え付け以外の電気機器の使用は禁止する。

（清掃）

14．研究室は、各部屋の利用者間で相談し、適宜清掃を行い清潔に保つこと。

（研究室使用の禁止）

15．大学院生が上記の内容に違反した場合は、使用を禁止することがある。

学生生活に関する相談

保健室・学生相談室・障がい学生支援室が連携し、学生の皆さんの心と身体の健康をサポートしています。不安なことがあれば、ひとりで悩まずに相談してください。学生本人に関する保護者からの相談も受け付けています。気軽に問い合わせてください。

健康支援課　相談申し込み・お問い合わせフォーム
※フォームにて申し込みを受け付けた場合は、
後日、スタッフから個別に連絡します。

❑ 学生相談室

学生相談室では、専門のカウンセラーが皆さんの相談に応じています。学生相談室に直接来室するか、電話、または「相談申し込み・お問い合わせフォーム」で相談の申込ができます。可能な限りその場でも対応しますが、相談は原則として予約制です。「こんな相談でもいいのかな？」と迷う場合も、一度問い合わせてみてください。
困ったことがある時は一人で抱えず、相談を利用してみてください。
セルフケアについてのワークショップも開催しています。

相談内容
・自分自身のこと　　・対人関係のこと　　・学業や将来のこと
・心身の不調のこと（不安や緊張、ゆううつ、眠れない、食欲がないなど）

開室時間　月～金曜日　10：30～18：30
TEL　075-322-6025
※精神科医による心の健康相談
週１回（詳細は本学ホームページ、Kyoto Gaidai UNIPA 等で確認してください。健康相談では、診断書の発行や薬の処方はできません。）

❑ 障がい学生支援室

本学では、「京都外国語大学・京都外国語短期大学・障がい学生支援に関するガイドライン」に基づき、全ての学生が等しく学修の機会を得られるように、授業や学生生活で合理的配慮を提供しています。

コーディネーターがみなさんの困っている状況やニーズを聴きながら、教職員と連携して学びやすい環境を調整します。受診はしたことがないけれど困っている、どのような支援が必要かわからないという場合にも気軽に相談してください。一緒に考えていきましょう。

また、学生サポーター（有償ボランティア）も募集しています。興味のある方は障がい学生支援室に問い合わせてください。

合理的配慮の申請方法について
授業や学生生活の中で合理的配慮を希望する場合は、健康支援課（保健室、学生相談室、障がい学生支援室）のいずれかの窓口に相談ください。相談後、申請書および診断書等の根拠資料を添えて申請期間内に申請してください。

申請期間について（目安）
春学期申請期間：3 月 1 日～ 5 月 31 日
秋学期申請期間：9 月 1 日～ 11 月 30 日
申請の手続きに概ね 3 週間～ 1 ヶ月程度かかります。合理的配慮はさかのぼって対応することが難しいため、可能な限り早めに相談してください。

合理的配慮の一例

使用教室や座席の配慮、教科書等の点訳またはテキストデータ化、PC やタブレットの使用許可、ノイズキャンセリングイヤホンの使用許可、支援機器の貸出、板書の撮影、講義の録音の許可、重要事項の視覚化、グループワーク・発表に関する配慮、別室受験、時間延長、解答方法の変更　等

※合理的配慮は学ぶ機会の均等を目指すものであり、成績や単位の保証（救済）を意味するものではありません。

開室時間　月～金曜日　10：30～18：30
TEL　075-925-6839
e-mail：shien@kufs.ac.jp

❑ 保健室

保健室は、学生・教職員の健康診断、健康相談、怪我や疾病等の応急処置、医療機関の紹介、疾病や感染症に関する情報提供・注意喚起等を行い、日常の健康管理・健康保持増進および疾病予防に努めています。また、就職・進学・実習等に必要な健康診断証明書の発行も行っています。体調が優れないときや負傷したときは、我慢せずに来室してください。皆さんが健康な学生生活を送れるようサポートしますので、気軽に利用してください。

※保健室には、内服薬や生理用品は置いていません。

開室時間　月～金曜日　9：00～21：30　土曜日　9：00～17：00
TEL　075-322-6024
e-mail：hoken@kufs.ac.jp

定期健康診断

定期健康診断は、自己の健康状態を知り、健康を維持していく上で必要不可欠であり、学校保健安全法で定められていますので、必ず受診してください。また、社会人学生の皆さんは、職場健診等の結果（コピー）の提出をもって、これに代えることができます。やむを得ず指定した日時に受診できない場合は、大学指定の健診機関を紹介しますので、必ず保健室に連絡をしてください。

なお、健康診断を受診していない学生に対しては、健康診断証明書を発行することができませんので、注意してください。

学校医による健康相談

学校医に相談のある人は、次の時間帯に来室してください。
木・金曜日　13：00～17：00

病気治療中、経過観察中

現在病気で治療中または経過観察中の下宿生や京都市外から通学する学生は、病状が悪化したときに備えて、京都市内の医療機関と連携できるように地元の主治医と相談しておいてください。

また、学校生活において注意すべきことがあれば保健室へ連絡してください。診断書等の提出をお願いする場合があります。

学校感染症

インフルエンザや新型コロナウイルス感染症等の「学校感染症」と診断された場合は、学校保健安全法第 19 条に基づき、学長より出席停止が命じられ「出席停止」の手続きを行います。

1．最初に行うこと（保健室への連絡）

・診断を受けたら、速やかに保健室へ報告するか、感染症報告フォームに入力をして指示を受けてください。

感染症報告フォーム　学校感染症罹患・治癒証明書

感染症報告フォーム：https://forms.gle/66qkq67vsG5ubhn48

※京都外大 Gmail アドレスでサインインして回答してください。
学校感染症罹患・治癒証明書：
https://www.kufs.ac.jp/cms_image/file/I-Certificate of Infectious Disease and recovery.pdf

【重要】 報告がないまま登校を再開するなど、事後での報告については出席停止の措置は行いません。
必ず「治癒する前（発症時)」に報告をしてください。

2. 提出書類について

・「診断書」もしくは「学校感染症罹患・治癒証明書」が必要です。フォームで報告時に画像等でアップロード（添付）が可能です。
※報告時に診断書を提出できない場合、療養期間後 I 週間以内（厳守）に提出してください。

3. 授業担当教員への連絡

・書類の提出を確認し、出席停止解除後に保健室から授業担当教員へ「出席停止期間」をメールで報告します。
・出席停止期間中の授業については、履修上の不利益とならないように教員に配慮を依頼します。ただし、具体的な対応については、学生自身から直接授業担当教員に連絡し、指示を確認してください。

4. 注意事項

・UNIPA の表記について：学校感染症による欠席は、UNIPA「出席管理」上では「欠席」と表記されます。

感染症の予防

ア．十分な栄養と睡眠をとり、体力・免疫力をつける。
イ．食事前や帰宅時には、必ずうがい、手洗いをする。
ウ．部屋は、適度な室温や湿度を保ち、こまめに換気を行う。
エ．流行前に医師と相談のうえ、予防接種を受ける。
オ．マスクの着用を心がけ、人ごみ等への外出を控える。

❑ 人権教育啓発室＜ハラスメントに関する相談＞

本学は、すべての学生および教職員の人権を尊重し、ハラスメントのない快適な環境で教育・研究活動をすることができるよう、「ハラスメントに関するガイドライン」を制定し、セクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメント、その他のハラスメントについて防止の取り組みを行っています。

本学は、あなたのセクシュアル・ハラスメント、アカデミック・ハラスメント、パワー・ハラスメントやその他のハラスメントに関する悩みや疑問を受け止め、あなたのプライバシーの保護を第一に配慮し、あなたとともに問題の解決にあたります。

「これってハラスメントかもしれない」と疑問に思ったら、ひとりで悩まず、いつでも相談に来てください。

開室時間　月～金曜日　9：00～17：00
開室時間は変更する場合があります。本学ホームページ上の「開室カレンダー」で確認してください。
TEL　075-322-6045
e-mail：jinken@kufs.ac.jp

ハラスメントは人権侵害

セクシュアル・ハラスメントとは…

相手の望まない性的な言動によって、不快感や屈辱感を抱かせたり、相手の人格や個人としての尊厳を傷つけることです。
同性および性的少数者への差別的な言動も含まれます。

＜たとえばこんなこと＞
●男女にかかわらず、容姿・容貌を話題にして相手を不快にする。
●飲み会などで不必要に相手の身体にさわる。
●しつように交際を求める。しつこく電話・LINE など連絡をする。
●ひわいなことばや性的なことばで冗談をいう。

アカデミック・ハラスメントとは…

教育・研究の場における力関係や上下関係を利用した、いじめ・嫌がらせによって、教育を受ける権利、研究を行う権利を侵害する行為です。
＜たとえばこんなこと＞
●本人の意思にそわない研究テーマを押しつける。
●正当な理由なく、指導を行わない。
●単位認定において、不公平な取り扱いをする。
●人格を傷つける発言をする。

パワー・ハラスメントとは…

優越的な関係を背景とした、業務の適正な範囲を超えた言動により、身体的若しくは精神的苦痛を与える行為です。
＜たとえばこんなこと＞
●大声で威圧的な叱責をする。
●必要以上に長時間にわたり叱責を繰り返し行う。
●個人の能力を否定し、罵倒するような内容のメールを送信する。
●職務上必要な情報を伝えない。

その他のハラスメント

アルコール、モラル、妊娠・出産および育児・介護休業等のハラスメント等があります。

ハラスメントだと感じたら

被害にあった日時・場所・状況・あなたの対応やその時の気持ちなど、被害の記録をとっておいてください。ひとりで悩まずに相談窓口へ行きましょう。

相談方法

希望するハラスメント相談員に電話や e メールなどで連絡してください。学科や事務室などに関係なく、ハラスメント相談員を選ぶことができます。
ハラスメント専門相談員に相談することもできます。
ハラスメント専門相談員との相談時間は金曜日の 14：00 から 17：00 までです。
本学のハラスメント相談員、ハラスメント専門相談員の氏名や連絡先などの詳細は、本学ホームページを参照してください。

学外の相談機関（無料）

ハラスメントの専門相談機関ではありませんが、全般的な相談に応じてもらえます。

京都府男女共同参画センター らら京都

京都市南区東九条下殿田町 70　京都テルサ東館 2 階
TEL.075-692-3437

京都市男女共同参画センター ウィングス京都

京都市中京区東洞院六角下る御射山町 262 番地
女性相談：TEL.075-212-7830　男性相談：TEL.075-277-1326

性暴力被害者の相談は…

京都性暴力被害者ワンストップ相談支援センター

京都 SARA　　全国共通ダイヤル（フリーダイヤル）

TEL.075-222-7711　　#8891

Email:kyotosara ＠ iaa.itkeeper.ne.jp

Ⅶ 資　料

京都外国語大学大学院学則

（昭和 46 年４月１日制定）

第１章　総　則

（趣　旨）

第１条　この学則は、京都外国語大学(以下「本学」という。)の学則第３条第３項に基づき、京都外国語大学大学院(以下「本大学院」という。)に関する必要な事項を定める。

（目　的）

第２条　本大学院は、本学の建学精神に則り、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、研究者、教育者のみならず、広く国際社会に貢献し得る人材を育成し、文化の進展に寄与することを目的とする。

（点検及び評価）

第３条　本大学院は、その教育研究水準の向上を図り、前条に規定する目的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

２　本大学院は、教育研究活動等の状況について、一定期間ごとに認証評価(文部科学大臣の認証を受けた評価機関による評価)を受けるものとする。

３　第１項に規定する点検及び評価を行うための体制並びに前項に規定する認証評価を受けるための体制、その他に関する必要な事項は、別に定める。

第２章　教育研究上の組織

（研究科）

第４条　本大学院に、外国語学研究科(以下「研究科」という。)を置く。

（研究科の課程）

第５条　本大学院の研究科の課程は、博士課程とする。

２　博士課程は、前期２年の博士前期課程(以下「前期課程」という。)及び後期３年の博士後期課程(以下「後期課程」という。)に区分する。

３　前期課程は、修士課程として取り扱うものとする。

４　前期課程は、実務経験を有する者に対して、教育研究上の必要があり、かつ、昼夜、その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適切な方法により、教育上支障を生じないときは、標準修業年限を１年とする課程(１年制課程)を置くことができる。

（研究科及び各課程の目的）

第６条　外国語学研究科は、外国語学の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめ、研究者、教育者のみならず、広く国際社会に貢献し得る人材を育成し、言語を通して世界の平和に貢献することを目的とする。

２　前期課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を兼ね備えた人材の育成を目的とする。

３　後期課程は、言語文化及び言語教育の専門分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を兼ね備えた人材の育成を目的とする。また、各領域の目的は、次のとおりとする。

言語文化領域　　最新の学術研究の探求を通じた言語・文化に関する多角的な視点と独自の研究能力を修得することを目的とする。

言語教育領域　　英語教育及び日本語教育の専門的指導に必要とされる高度な知識と見識、かつ説得力ある指導力と独自の研究能力を修得することを目的とする。

(専攻、入学定員及び収容定員)

第７条　本大学院の研究科に、異言語・文化専攻を置き、入学定員及び収容定員は、次のとおりとする。

前期課程	入学定員	４０人	収容定員	８０人
後期課程	入学定員	３人	収容定員	９人

第３章　標準修業年限及び在学年限

(標準修業年限)

第８条　博士課程の標準修業年限は、５年とし、前期課程にあっては２年、後期課程にあっては３年とする。

２　前期課程において、実務経験を有する者に対する標準修業年限は、１年とする。
（在学年限）
第９条　本大学院の在学年限は、前期課程にあっては４年、後期課程にあっては６年を超えて在学することができない。
２　第 20 条の規定に基づき長期にわたる教育課程の履修を認められた者(以下「長期履修学生」という。)の在学年限は、当該期間に２年を加えた期間とする。
３　前２項の在学年限には、休学期間を算入しない。

第４章　学年、学期及び休業日

（学年、学期及び休業日）
第 10 条　学年は、４月１日に始まり、翌年３月 31 日に終わる。
２　学年を、春学期及び秋学期の２学期に分ける。
春学期　４月１日から９月 19 日まで
秋学期　９月 20 日から翌年３月 31 日まで
３　休業日は、次のとおりとする。
（１）　日曜日
（２）　国民の祝日に関する法律(昭和 23 年法律第 178 号)に規定する休日
（３）　本学創立記念日　５月 18 日
（４）　春期休業
（５）　夏期休業
（６）　冬期休業
４　前項に規定する第４号から第６号までの休業期間は、学年暦による。
５　特に必要があると認めたときは、臨時に休業日を変更することがある。
６　第３項の規定に拘わらず、教育上必要があると認めたときは、休業日に授業等を行うことができる。

第５章　教育課程

（教育課程の編成方針）
第 11 条　本大学院は、研究科及び専攻の教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設するとともに学位論文又は特定の課題についての研究の成果（以下「個人研究成果報告書」という。）の作成等に対する指導(以下「研究指導」という。)の計画を策定し、体系的に教育課程を編成するものとする。
（授業及び研究指導）
第 11 条の２　本大学院の教育は、授業科目の授業及び研究指導によって行うものとする。
２　前項の研究指導に関する必要な事項は、別に定める。
（授業科目、単位及び履修方法）
第 12 条　研究科の授業科目、単位数及び履修方法は、別表１のとおりとし、学生は、30 単位又は 32 単位以上の授業科目を選択履修しなければならない。
２　学生は、履修する授業科目の選択にあたっては、あらかじめ研究指導を担当する教員(以下「指導教授」という。)の指導を受けなければならない。
３　研究科において必要があると認めたときは、学部の授業科目を履修させることができる。
(授業科目履修の細目)
第 13 条　前２条に定めるもののほか、授業科目の履修について必要な事項は、大学院教授会が定める。
(単位の計算方法)
第 14 条　授業科目の単位数の計算は、１単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、第 14 条の４に定める授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね 15 時間から 45 時間までの範囲で本学が定める時間の授業をもって１単位とする。
２　前項の規定にかかわらず、個人研究成果報告書等については、これらの学修の成果を評価して単位を授与することが適切と認められる場合には、これらに必要な学修等を考慮して、単位数を定めることができる。
（授業期間）
第 14 条の２　１年間の授業を行う期間は、35 週にわたることを原則とする。

（各授業科目の授業期間）
第 14 条の３　各授業科目の授業は、十分な教育効果を上げることができるよう、学期ごとに 15 週その他本学が定める適切な期間を単位として行うものとする。
（授業の方法）
第 14 条の４　本大学院における授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うものとする。
２　前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることがある。
（成績評価基準等の明示等）
第 14 条の５　本大学院は、学生に対して、授業及び研究指導の方法及び内容並びに１年間の授業及び研究指導の計画をあらかじめ明示するものとする。
２　本大学院は、学修の成果及び学位論文に係る評価並びに修了の認定に当たっては、客観性及び厳格性を確保するため、学生に対してその基準をあらかじめ明示するとともに、当該基準に従って適切に行うものとする。
（単位修得の認定）
第 15 条　前期課程における授業科目の単位修得の認定は、筆記又は口述による試験若しくは研究報告等の成績により行う。
２　前項の成績は、点数で表示し、60 点以上を合格とする。
３　履修した授業科目の認定は、学期末に行うものとする。
４　合格した授業科目については、所定の単位を与える。
（他の大学院等における研究指導）
第 16 条　本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院(外国の大学院を含む。)又は研究所等(外国の研究所等を含む。)との協議に基づき、学生が当該大学院又は当該研究所等において、研究指導を受けることを認めることができる。ただし、当該研究指導を受ける期間は、前期課程の学生にあっては１年を、後期課程の学生にあっては２年を、それぞれ超えないものとする。
２　前項に関する必要な事項は、別に定める。
（他の大学院における授業科目の履修等）
第 17 条　本大学院において教育上有益と認めるときは、他の大学院との協議に基づき、学生が当該大学院において履修した授業科目について修得した単位を、15 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項の規定は、学生が、外国の大学院に留学する場合、外国の大学院が行う通信教育における授業科目を我が国において履修する場合及び外国の大学院の教育課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該教育課程における授業科目を我が国において履修する場合について準用する。
３　前２項に関する必要な事項は、別に定める。
（入学前の既修得単位の認定）
第 18 条　本大学院において教育上有益と認めるときは、学生が入学する前に他の大学院において履修した授業科目について修得した単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）は、15 単位を超えない範囲で、本大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
２　前項に関する必要な事項は、別に定める。
（他大学院の単位互換及び入学前の既修得単位の認定）
第 18 条の２　第 17 条第１項及び前条第１項の規定により本大学院において修得したものとしてみなすことができる単位数は、合わせて 20 単位を超えないものとする。
（教育方法の特例）
第 19 条　本大学院においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間、その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により、教育を行うことができる。
（長期にわたる教育課程の履修）
第 20 条　前期課程の者が、職業を有している等の事情により、第８条第１項に規定する標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修(以下「長期履修」という。)を認めることができる。
２　長期履修に関する必要な事項は、別に定める。
（長期履修の期間の短縮）

第 20 条の２　前条第１項の規定により許可された長期履修学生が履修期間を短縮し、修了を希望するときは、定められた期限までに願い出なければならない。
２　長期履修の期間の短縮に関する必要な事項は、別に定める。
（教育内容等の改善のための組織的な研修等）
第 21 条　本大学院は、授業及び研究指導の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究を実施するものとする。

第６章　課程の修了及び学位の授与
第 22 条　削除
第 23 条　削除
（前期課程の修了要件）
第 24 条　前期課程の修了要件は、当該課程に２年（長期履修学生にあっては、当該長期履修を認められた期間）以上在学し、30 単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者（長期履修学生を除く。）については、当該課程に１年以上在学すれば足りるものとする。
２　前項ただし書きのほか、入学する前に本大学院及び他の大学院において修得した単位（科目等履修生等として修得した単位を含む。）を、本大学院において教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して１年を超えない範囲で、本大学院が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、当該課程に少なくとも１年以上在学するものとする。
３　第１項の場合において、前期課程の目的に応じ適当と認められるときは、個人研究成果報告書の審査をもって修士論文の審査に代えることができる。ただし、この場合に修得する単位は、32 単位以上とする。
４　第５条第４項に規定する１年制課程の者の修了要件は、当該課程に１年以上在学し、30 単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査及び試験に合格することとする。ただし、個人研究成果報告書の審査をもって修士論文の審査に代える場合は、32 単位以上修得することとする。
（後期課程の修了要件）
第 25 条　後期課程の修了要件は、当該課程に３年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げたと認められる者で、前期課程に２年以上在学し当該課程を修了した者については、後期課程に１年（前期課程を１年で修了した者については、２年）以上在学すれば足りるものとする。
２　前項の規定にかかわらず、第 31 条第１項第２号、第３号、第４号、第５号、第６号及び第７号の規定により、本大学院への入学資格に関し修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認められた者が、後期課程に入学した場合の後期課程の修了の要件は、当該課程に３年以上在学し、必要な研究指導を受けたうえ、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げたと認められる者については、後期課程に１年以上在学すれば足りるものとする。
（学位論文又は個人研究成果報告書の提出、審査及び最終試験）
第 26 条　修士及び博士の学位論文又は個人研究成果報告書の提出、審査及び最終試験については、本学学位規程の定めるところによる。
（学位の授与）
第 27 条　前期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、修士（言語文化学）の学位を授与する。
２　後期課程を修了した者には、本学学位規程の定めるところにより、博士（言語文化学）の学位を授与する。
３　本大学院の後期課程を経ることなく博士の学位論文を提出する者には、本学学位規程の定めるところにより、博士（言語文化学）の学位を授与することができる。
４　修了の時期については、３月又は９月とする。
５　学位に関する必要な事項は、別に定める。

第７章　教育職員免許状
（教育職員免許状）

第 28 条　専修免許状の所要資格を得ようとする者は、別表２の教育職員免許法(昭和 24 年法律第 147 号)及び同法施行規則(昭和 29 年文部省令第 26 号)に定める科目を履修し、所定の単位を修得しなければならない。

２　当該所要資格を取得できる課程認定を受けた教員免許状の種類及び免許教科は、次のとおりとする。

免許状の種類	免　許　教　科
高等学校教諭専修免許状	外国語(英語)
中学校教諭専修免許状	国　語

第８章　学籍の取得、喪失及び異動等

（入学の時期）

第 29 条　入学の時期は、学期始めとする。

（前期課程の入学資格）

第 30 条　前期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

（１）　学校教育法第 83 条に定める大学を卒業した者

（２）　大学に３年以上在学し、又は外国において学校教育における 15 年の課程を修了し、本大学院において所定の単位を優れた成績をもって修得したものと認めた者

（３）　学校教育法第 104 条第７項の規定により大学改革支援・学位授与機構から学士の学位を授与された者

（４）　外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者

（５）　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者

（６）　我が国において、外国の大学の課程(その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。)を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者

（７）　外国の大学その他の外国の学校(その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府又は関係機関の認証を受けた者による評価を受けたもの又はこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。)において、修業年限が３年以上である課程を修了すること(当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修することにより当該課程を修了すること及び当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。)により学士の学位に相当する学位を授与された者

（８）　専修学校の専門課程(修業年限が４年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者

（９）　文部科学大臣の指定した者

（10）　学校教育法第 102 条第２項の規定により大学院に入学した者であって、当該者をその後に入学させる本大学院において、本大学院における教育を受けるにふさわしい学力があると認めたもの

（11）　本大学院において、個別の入学資格審査により、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者で、22 歳に達したもの

２　入学試験に関する必要な事項は、別に定める。

(後期課程の入学資格)

第 31 条　後期課程に入学することのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、所定の入学試験に合格した者でなければならない。

（１）　修士の学位又は専門職学位を有する者

（２）　外国において修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（３）　外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（４）　我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者

（５）　国際連合大学の課程を修了し、修士の学位に相当する学位を授与された者

（６）　文部科学大臣の指定した者

（7） 本大学院において、個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者で、24 歳に達した者
2　入学試験に関する必要な事項は、別に定める。
第 32 条　削除
（入学志願の手続き）
第 33 条　入学志願者は、別に指定する期間内に、入学願書及び別に定める書類を提出するとともに、所定の入学検定料を納入しなければならない。
2　既納の入学検定料は返付しない。
（入学検定料の特別措置）
第 33 条の 2　自然災害等被害を被った地域が災害救助法に適用されたときは、入学検定料を返付することがある。
2　前項の規定に関する必要な事項は、別に定める。
（入学手続き及び入学許可）
第 34 条　入学試験に合格した者は、別に指定する期間内に、誓約書、保証書及び別に定める書類を提出するとともに、所定の学費を納入しなければならない。
2　学長は、前項の規定により入学手続きを完了した者に入学を許可する。
（休学期間）
第 35 条　休学期間は、学期を単位とし、通算して、前期課程においては 4 学期、後期課程においては 6 学期を超えることができない。
2　休学願は、次表に定める期限までに提出しなければならない。

	休学願提出期限
春学期休学する場合	5 月 20 日
秋学期休学する場合	11 月 20 日

（留　学）
第 36 条　外国の大学院への留学を希望する者は、学長の許可を得なければならない。
2　前項の規定により留学する場合、当該留学学期中の学費を納入しなければならない。納入方法に関する必要な事項は、別に定める。
3　留学に関する必要な事項は、別に定める。

第 9 章　学費及びその他納付金
（学費及びその他納付金）
第 37 条　学費は、入学金、授業料、教育充実費及び学園振興協力費とする。
2　その他納付金は、諸費用、履修料等及び手数料とする。
3　第 34 条に規定する者を除き、学費は、別に指定する各学期始めの期限までに当該学期分を納入しなければならない。ただし、春学期分・秋学期分の 2 期分の学費を一括して納入することもできる。
（資格課程履修費等）
第 38 条　資格課程履修費、実習費、教材用印刷費等については、別に指定する期間内に納入しなければならない。
（科目等履修生等及び研究生）
第 39 条　科目等履修生等の選考料、登録料、履修料は、別に指定する期間内に納入しなければならない。
2　研究生の選考料、登録料、指導料は、別に指定する期間内に納入しなければならない。
第 40 条　削除
（長期履修学生の学費）
第 41 条　第 20 条の規定により長期履修学生の学費（入学金を除く。）は、標準修業年限 2 年分の総額を、当該長期履修の期間の年数で除した額とする。
2　長期履修する期間の短縮を願い出た者が短縮を認められたときは、納入すべき学費との差額を納入しなければならない。
3　長期履修学生には、学費の納期変更を一切適用しない。
4　長期履修学生で、除籍の対象となる者を除き、長期履修の期間を終了してもなお修了できずに在学するときの学費は、通常の場合と同額とする。

（学費の延納）
第 42 条　経済的事情、家庭の事情、その他特別の事由がある場合は、学長の許可を得て学費を延納することができる。
（休学在籍料）
第 43 条　本学学則第 36 条の規定により休学する場合は、当該学期分の休学在籍料を納入しなければならない。
（既納の学費）
第 44 条　既納の学費及びその他納付金は、返付しない。
２　前項の規定にかかわらず、学費納入後に本学学則第 36 条の規定により休学する場合、前条の規定により、休学中に納入すべき額と既納の学費（入学金を除く）の差額を返付する。
３　第１項の規定にかかわらず、入学試験において第 34 条第１項の規定により入学手続きを完了した者が別に指定する期間内に所定の手続きを経て入学を辞退した場合、学費（入学金を除く）を返付する。
（学費及びその他納付金の額及び納入方法）
第 45 条　学費及びその他納付金の額及び納入に関する必要な事項は、別に定める。
（私費外国人留学生の授業料減免）
第 46 条　私費外国人留学生の授業料減免に関する必要な事項は、別に定める。
（博士論文の提出有資格者に対する授業料及び教育充実費の特例措置）
第 46 条の２　博士論文の提出資格を有し、標準修業年限３年を超えて在学を継続する者の授業料及び教育充実費は、別に定める。

第 10 章　科目等履修生等、特別聴講学生、外国人留学生及び研究生
（科目等履修生等）
第 47 条　本大学院の学生以外の者で、本大学院において１又は複数の授業科目を履修することを志願する者があるときは、在学生の教育に支障のない場合に限り、選考のうえ、科目等履修生等として入学を許可することがある。
２　科目等履修生等に関する必要な事項は、別に定める。
（特別聴講学生）
第 48 条　本学と交流協定を締結する大学院の学生で、本大学院の特定の授業科目の履修を志望する者があるときは、当該大学院との協議により、特別聴講学生として入学を許可することがある。
２　特別聴講学生に関する必要な事項は、別に定める。
（外国人留学生）
第 49 条　大学院において教育を受ける目的又は研究を行う目的をもって入国した外国人で、本大学院に入学を志望する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。
２　外国人留学生に関する必要な事項は、別に定める。
（研究生）
第 50 条　本大学院において特定の専門事項を研究しようとする者があるときは、教育研究に支障のない範囲で、選考のうえ、研究生として入学を許可することがある。
２　研究生に関する必要な事項は、別に定める。

第 11 章　教員組織及び事務組織
（教員組織）
第 51 条　本大学院の授業及び研究指導は、大学設置基準（昭和 31 年文部省令第 28 号）第４章に定められた資格を有し、かつ大学院設置基準（昭和 49 年文部省令第 28 号）第９条第１号及び第２号に定められた資格を有する教員が担当するものとする。
２　大学院を担当する者は、学校教育法（昭和 22 年 3 月 31 日法律第 26 号）第 92 条第３項から第 10 項の職務を遂行できる者で、本学の建学理念を十分に理解し、教育の場でそれを具現化できる者とする。
３　前２項に関する必要な事項は、別に定める。
（研究科長）
第 51 条の２　本大学院に、研究科長を置く。
２　研究科長の選任に関する必要な事項は、別に定める。
（事務組織）
第 51 条の３　本学は、大学院の事務を処理するため、大学院事務室を置く。

第12章　運営組織

（大学院教授会）

第52条　本大学院に、大学院教授会(以下「教授会」という。)を置く。

２　教授会の構成員は、次のとおりとする。

（１）　学長

（２）　副学長

（３）　研究科長

（４）　教育支援部長

（５）　前期課程担当教員及び後期課程研究指導教員

３　教授会には、前項に掲げる者のほか、職員を加えることができる。

（教授会の審議事項）

第53条　教授会は、学長が次に掲げる事項について決定を行うに当たり意見を述べるものとする。

（１）学生の入学及び課程の修了に関する事項

（２）学位の授与に関する事項

（３）　前二号に規定するもののほか、教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定める事項

２　教授会は、前項に規定するもののほか、学長及び研究科長（以下「学長等」という。）がつかさどる教育研究に関する事項について審議し、及び学長等の求めに応じ、意見を述べることができる。

３　教授会に関するその他の必要な事項は、別に定める。

(代表者会議)

第54条　本大学院に、運営を円滑に行うための会議として、代表者会議を置く。

２　代表者会議に関する必要な事項は、別に定める。

第55条　削除

第13章　奨学・奨励制度

（奨学金）

第56条　本大学院に給費の奨学制度を置く。

２　奨学制度に関する必要な事項は、別に定める。

(奨励金)

第56条の２　本学に在学する大学院生の研究活動の活性化を図るため、奨励金を支給する。

２　奨励制度に関する必要な事項は、別に定める。

第14章　準　用

(本学学則等の準用)

第 57 条　この学則に定めるもののほか、本大学院の学生に関する必要な事項は、本学学則及び諸規程の規定を準用する。

第15章　改　廃

(改　廃)

第58条　この学則の改廃は、教授会及び理事会の議を経て行う。

附　則

この学則は、平成28年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成29年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成30年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、平成31年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和４年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この学則は、令和８年４月１日から施行する。

（昭和47年４月１日改正、（略）平成30年２月26日改正、平成30年９月19日改正、令和２年11月５日改正、令和４年２月20日改正、令和５年３月８日改正、令和５年５月30日改正、令和６年３月15日改正、令和７年５月28日改正）

別表（略）

京都外国語大学学位規程

（昭和 47 年４月１日制定）

（趣　旨）

第１条　この規程は、学位規則（昭和 28 年文部省令第９号）第 13 条第 １ 項及び京都外国語大学 学則(以下「大学学則」という。)第 28 条第３項並びに京都外国語大学大学院学則(以下「大学 院学則」という。)第 27 条第５項の規定に基づき、京都外国語大学（以下「本学」という。）に おいて授与する学位の種類、論文審査及び試験の方法その他学位について必要な事項を定める。

（学位の種類）

第２条　本学において授与する学位は、学士（文学)、学士（国際学)、学士（グローバル観光学)、修士（言語文化学）及び博士（言語文化学）とする。

（学位授与の要件）

第３条　学士の学位は、大学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。

２　修士の学位は、本大学院学則に定めるところにより、博士前期課程（以下「前期課程」という。）を修了した者に授与する。

３　博士の学位は、本大学院学則に定めるところにより、博士後期課程（以下「後期課程」という。）を修了した者に授与する。

４　前項に規定する者のほか、本大学院学則第 27 条第３項の規定により、本大学院の後期課程を経ない者が博士論文を提出して、その審査に合格し、かつ、専攻学術に関し、後期課程を修了した者と同等以上の学力があると認められた者に授与することができる。

（修士論文又は個人研究成果報告書の提出資格）

第４条　修士論文又は個人研究成果報告書を提出する者は、前期課程に１年以上在学した者に限る。

２　修士論文又は個人研究成果報告書は、前期課程在学中に提出しなければならない。

（博士論文の提出資格）

第５条　博士論文を提出する者は、後期課程に２年以上在学し、外国語を含む学力確認に合格し、２次にわたる中間発表を行った者に限る。

２　博士論文は、後期課程在学中に提出しなければならない。

３　本大学院後期課程を経ることなく、博士論文を提出することができるが、その場合審査を受けなければならない。

４　前項に規定する博士論文の審査に関する必要な事項は、別に定める。

（博士論文の学位審査料）

第６条　前条第３項の規定により、博士論文を提出する者は、別に定める学位審査料を納入しなければならない。

（修士論文又は個人研究成果報告書の審査）

第７条　研究科長は、修士論文又は個人研究成果報告書を受理したときは、大学院教授会において、研究科担当教員のうちから選出された審査委員（指導教授を含む。）に、審査を付託する。

２　審査委員が必要であると認めたときは、口述試問を行うことができる。

（博士論文の審査）

第８条　研究科長は、博士論文を受理したときは、大学院教授会において、研究科担当教員のうちから選出された審査委員（指導教授を含む。）に、審査を付託する。

（学位論文の審査の協力）

第９条　学位の授与にかかる学位論文の審査にあたっては、他の大学院又は研究所等の教員等の協力を得ることができる。

（審査委員の報告）

第10条　修士論文審査委員は、修士論文又は個人研究成果報告書の審査及び最終試験を終了したときは、速やかにその審査の要旨等の結果をまとめ、修士論文又は個人研究成果報告書とともに文書をもって大学院教授会に報告しなければならない。

２　博士論文審査委員は、博士論文の審査及び口述試問を終了したときは、速やかにその審査の要旨等の結果をまとめ、博士論文とともに文書をもって大学院教授会に報告しなければならない。

（大学院教授会の審議）

第11条　大学院教授会は、前条の報告に基づき、修士及び博士の学位を授与すべきか否かを審議する。

２　前項の承認は、大学院教授会出席者の３分の２以上の同意を得なければならない。

（学位の授与）

第12条　学長は、第３条の規定により承認された者で、学位を授与すべき者には所定の学位記を授与し、学位を授与できない者にはその旨を通知する。

（学位の名称使用）

第13条　学位を授与された者が、その学位の名称を用いるときは、「京都外国語大学」と付記するものと

する。
（学位論文要旨等の公表）
第14条　本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から３カ月以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により公表するものとする。
（学位論文の公表）
第15条　博士の学位を授与された者は、当該博士の学位を授与された日から１年以内に、当該博士の学位の授与に係る論文の全文を公表するものとする。ただし、当該博士の学位を授与される前に既に公表したときは、この限りでない。
２　前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、本学の承認を受けて、当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものを公表することができる。この場合において、本学はその論文の全文を求めに応じて閲覧に供するものとする。
３　博士の学位を授与された者が行う前２項の規定による公表は、本学の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。
（学位授与の報告）
第16条　本学は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与した日から３カ月以内に、学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。
（学位の取消し）
第17条　学位を授与された者が、不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したときは、学長は大学教授会又は大学院教授会の議を経てその学位を取り消し、学位記を返還させることができる。
第18条　削除
（雑　則）
第19条　この規程に定めるもののほか必要な事項は、大学教授会又は大学院教授会の議を経て学長がこれを定める。
（学位記の様式）
第20条 学位記の様式は、別表第１、別表第１－２、別表第１－３、別表第２、別表第３及び別表第４のとおりとする。
（改　廃）
第21条 この規程の改廃は、大学教授会又は大学院教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附　則
この規程は、昭和47年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成４年３月19日から施行する。
附　則
この規程は、平成17年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成20年９月19日から施行する。
附　則
１　この規程は、平成22年４月１日から施行する。
２　第５条第１項及び第２項の博士論文の提出資格については、平成22年度入学者から適用する。ただし、平成21年度以前の入学者については平成24年度まで経過措置を講じ、平成25年度以降は第５条第３項を適用する。
附　則
この規程は、平成23年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成25年７月18日から施行する。
附　則
この規程は、令和３年４月１日から施行する。

（平成４年３月19日改正、平成17年２月26日改正、平成20年３月10日改正、平成20年７月29日改正、平成22年３月10日改正、平成23年２月25日改正、平成25年７月18日改正、平成27年３月８日改正、令和２年９月17日改正）
別表（略）

京都外国語大学大学院長期履修規程

（平成 17 年 10 月 29 日制定）

（趣旨）

第１条　この規程は、京都外国語大学大学院学則第 20 条第２項及び同条の２第２項の規定に基づき、大学院博士前期課程（以下「前期課程」という。）における長期にわたる教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関し必要な事項を定める。

（対象者）

第２条　長期履修を願い出ることのできる者は、次の各号のいずれかに該当し、標準修業年限での修学が困難である者とする。ただし、１年制課程を志願する者を除く。

（1）職業を有し、就業している者

（2）家事、育児、介護等に従事している者

（3）その他、相当の理由があると研究科が認める者

（長期履修期間及び在学年限）

第３条　前期課程における長期履修期間は、２年６カ月、３年、３年６カ月、４年とする。

２　学則第９条第２項の規定により、長期履修を認められた者（以下「長期履修者」という。）の在学年限は、長期履修を認められた期間に２年を加えた期間とする。

（申請手続）

第４条　長期履修を希望する者は、入学試験出願時に次の書類を研究科長に提出し、願い出るものとする。

（1）大学院博士前期課程長期履修願

（2）在職証明書又は就業・家事従事・育児・介護等が確認できる本人の申告書

（3）その他本大学院が必要と認める書類

（長期履修期間の短縮）

第５条　履修期間の短縮を希望する長期履修者は、学則第 24 条に規定する修了要件を満たす見込みとなる学期の授業開始日までに次の書類を研究科長に提出し、願い出るものとする。

（1）長期履修期間短縮願

（2）その他本大学院が必要と認める書類

２　前項の履修期間の短縮は、標準修業年限２年への短縮を含む。

３　第１項に定める短縮は当該課程において１回限りとする。

４　長期履修者が、修学が困難な事情の解消等により第２条を満たさないこととなった場合、速やかに第１項に定める長期履修期間短縮の手続き（以下「短縮手続」という。）を行わなければならない。

５　前項の場合、短縮後の履修期間は当該課程の標準修業年限とする。ただし、短縮手続時の在学期間がすでに標準修業年限を超えているときは、短縮手続を行った学期の翌学期までを履修期間とする。

（許可及び許可の取消）

第６条　長期履修の許可及び履修期間の短縮許可は、大学院教授会の議を経て、学長が行う。

２　長期履修者が、長期履修の申請手続の際に提出した書類及びこれに添付した書類に虚偽又は不実の記載があったときは、教授会の議を経て、学長は当該長期履修者の長期履修の許可を取り消すことができる。

（学費）

第７条　長期履修者の学費等の納入については、学則第 41 条の定めによる。

（その他）

第８条　この規程に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、研究科において定める。

（改廃）

第９条　この規程の改廃は、大学院教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附　則

この規程は、平成 18 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 20 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 22 年４月１日から施行する。

附　則

この規程は、平成 27 年４月１日から施行する。

（平成 20 年３月 10 日改正、平成 22 年２月 25 日改正、平成 27 年３月８日改正、令和６年２月 14 日改正）

京都外国語大学大学院研究生規程

（平成９年４月１日制定）

（目　的）

第１条　京都外国語大学大学院学則第 50 条第２項の規定に基づき、大学院研究生（以下「研究生」という。）に関し必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　研究生とは、国内外の出身を問わず願い出により、特定の専門事項について研究を許可された者をいう。

（研究期間）

第３条　研究期間は、１年間又は半年間とし、本学の学年暦に準ずる。ただし、継続して研究を希望する者は、研究期間が終了するまでに研究科長に願い出て、許可を得なければならない。

（出願資格）

第４条　出願資格は、次のいずれかに該当する者とする。

（1）修士の学位を有する者

（2）修士の学位を有する者と同等以上の学力があると認めた者

（3）その他、大学院教授会で認めた者

（出願書類）

第５条　研究生となることを希望する者は、別表１の選考料を納入のうえ、所定の期日までに、次の書類を添付し、教育支援部長を経て研究科長に願い出なければならない。

（1）申請書（本学所定用紙）
　　現に学校、官公庁又はその他の事業所に在職している者は、その所属長の出願許可を必要とする。

（2）調査書（本学所定用紙）

（3）最終出身学校の卒業・修了証明書〔卒業見込み・修了見込み証明書〕

（4）最終出身学校の成績証明書

（5）研究計画書（本学所定用紙）

（6）健康診断書（本学所定用紙）〔３カ月以内のもの〕

（7）写真（本学所定用紙に貼付）〔３㎝×３㎝〕２枚

（8）研究期間中、本邦在留資格を証明する書類〔日本に在留する外国人のみ〕

（出願時期）

第６条　出願の時期は、大学院研究生募集案内による。

（選考・許可）

第７条　所定の手続きにより出願した者については、書類審査のうえ、大学院教授会（以下「教授会」という。）の議を経て学長が入学を許可する。ただし、必要と認められる場合は、筆記試験・面接を行うことがある。

２　研究生の受け入れは、若干名とする。

（入学手続き）

第８条　審査のうえ、入学を許可された研究生は、別表２に定める登録料・研究指導料を、所定の期間内に納入しなければならない。

２　選考料、登録料、研究指導料については、別表１・２に定める。

３　京都外国語大学の卒業生は、登録料を半額とする。

４　別表２に定める登録料、研究指導料の納入期間は次のとおりとする。

　　分納（春学期分）又は全納（一年度分）　　４月１日から４月 20 日まで

　　分納（秋学期分）　　10 月１日から 10 月 20 日まで

（研究生証）

第９条　　入学を許可された研究生には、研究生証を交付する。ただし、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付しない。

（施設・設備利用）

第10条　　研究生は、本大学院の関連施設・設備等を利用することができる。

（指導教員）
第11条　指導教員は、教授会の議を経て、学長が承認する。

（研　究）
第12条　研究生は、指導教員の指導のもと、研究に従事しなければならない。
（研究報告）
第13条　研究生は、自己の研究課題に従って研究し、その成果を指導教員に報告しなければならない。
２　指導教員は、研究生の研究期間が終了後、１カ月以内に研究指導報告書を研究科長に提出しなければならない。
（履修科目）
第14条　研究科長は、研究上有益と認める大学院の授業科目２科目を上限として、受講を許可することができる。ただし、受講した科目の単位認定はしない。
（科目等履修）
第15条　研究生が受講を許可された授業科目以外の履修を希望する場合は、科目等履修制度の手続きに従い、科目等履修生として受講することができる。
（準用する規程）
第16条　研究生に関して、この規程に定めのないものは、大学院学則を準用する。
（改廃）
第17条　この規程の改廃については、教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附　則
この規程は、平成９年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成17年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成27年４月１日から施行する。

（平成17年３月12日改正、平成19年２月27日改正、平成20年３月10日改正、平成27年３月８日改正）

別表１

選考料
10,000円

別表２

登録料	研究指導料
20,000円	120,000円　（１カ年）
	60,000円　（１学期）

京都外国語大学大学院科目等履修生等規程

（平成６年４月１日制定）

（目　的）

第１条　この規程は、京都外国語大学大学院学則第47条第２項の規定に基づき、科目等履修生等（以下「科目等履修生」という。）に関し必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　科目等履修生とは、本大学院以外の者で、大学院授業科目を履修し、単位の修得を目的とする者をいう。

（履修期間）

第３条　履修期間は１年以内とし、本学の学年暦に準ずる。

（出願資格）

第４条　科目等履修生として出願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

（1）大学を卒業した者

（2）外国の学校教育における16年の課程を修了した者

（3）大学を卒業した者と同等以上の学力があると本大学院において認められた者

（4）本大学院への進学をめざす京都外国語大学４年次生で、卒業要件のＧＰＡが2.7以上の者

（出願書類）

第５条　科目等履修生を希望する者は、所定の期日までに、次の書類を提出しなければならない。

（1）科目等履修生入学願書（本学所定用紙）
　　現に学校、官公庁またはその他の事業所に在職している者は、その所属長の出願許可書を必要とする。

（2）履修希望科目申請書（本学所定用紙）

（3）最終学校の卒業証明書及び成績証明書

（4）健康診断書（本学所定用紙）〔３カ月以内のもの〕

（5）選考料の振込金受取書のコピー〔振込者のみ〕

（6）写真票（本学所定用紙）〔３ｃｍ×３ｃｍ〕２枚

（7）選考結果通知用返信封筒（本学所定定型封筒）

（8）履修期間中本邦在留資格を証明する書類〔日本に在留する外国人のみ〕

（出願時期）

第６条　出願の時期は、大学院科目等履修生募集案内による。

（選考・許可）

第７条　科目等履修生に志願する者があるときは、在学生の教育に支障のない場合に、選考のうえ入学を許可する。

２　所定の手続きにより、科目等履修生に出願した者については、書類審査のうえ、大学院教授会の議を経て学長が入学を許可する。ただし、必要と認められる場合は、筆記試験・面接を行うことがある。

（入学手続き）

第８条　選考のうえ、科目等履修生として入学を許可された者は、大学院科目等履修生募集案内に定める期間内に選考料、登録料、科目等履修料を納入し、所定の科目等履修生登録カード等を提出しなければならない。

２　選考料、登録料、科目等履修料については、別表１・２に定める。

３　京都市・京都府立の学校の現職教員及び本学が高大連携の協定を締結している高等学校の教員は、登録料・選考料を免除する。

４　京都外国語大学大学院の修了生、学部卒業生及び在学生は、登録料を半額とする。

５　科目等履修生として前年度から引き続き履修する者は、登録料を免除する。

（科目等履修生証）

第９条　科目等履修生には、科目等履修生証を交付する。ただし、学生旅客運賃割引証及び通学証明書は交付しない。

（履修科目）

第10条　科目等履修生は、別に定める科目を履修できるものとする。

（試験及び単位認定）

第11条　受講した授業科目について試験を受け、合格した場合はその授業科目の単位を認定する。
２　科目等履修生として相当数の単位を修得し、本大学院の博士前期課程に進学した場合、10単位を上限に、入学前の既修得単位として認定することができる。
（証明書の発行）
第12条　前条により、認定した科目については、科目等履修生成績証明書を発行する。
（準用する規程）
第13条　科目等履修生に関して、この規程に定めのないものは、大学院学則を準用する。
（規程の改廃）
第14条　この規程の改廃は、大学院教授会の議を経て、学長がこれを行う。

附　則
この規程は、平成６年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成11年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成16年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成17年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成19年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成20年４月１日から施行する。
附　則
この規程は、平成27年４月１日から施行する。
附　則
この内規は、令和２年４月１日から施行する。

（平成11年 4 月 1 日改正、平成16年 4 月 1 日改正、平成17年 4 月 1 日改正、
平成19年 2 月27日改正、平成20年 4 月 1 日改正、平成27年 3 月 8 日改正、
令和 元年12月12日改正）

別表１

選考料
10,000円

別表２

登録料	履修料
20,000円	1単位　16,500円

京都外国語大学・京都外国短期大学　試験等における不正行為の処分基準

Ⅰ　定期試験、平常試験（オンライン試験、小テスト、オーラルテスト及びリポート等を含む）、追試験における不正行為

不正行為の内容	処分基準
① 計画性が低い、または偶発的な不正行為 ａ．他の受験者の答案の覗き見 ｂ．問題・答案用紙配布後の話し合い ｃ．答案を他の受験者に見せる、口伝えする ｄ．使用可の資料、携帯電話、その他の電子機器等の貸借 ｅ．不審な挙動を注意した監督者の指示に従わない	○譴責または謹慎１カ月未満 及び ○当該科目の成績評価を失格（F 評価） ※春学期に行った不正行為により成績評価が失格となった通年科目の秋学期の受講は、妨げない。
② 計画性が高い、または意図的な不正行為 ａ．資料持込み不可の試験でカンニングペーパー使用 ｂ．机上等への書き込み ｃ．資料持込み不可の試験でテキスト・ノート等の閲覧 ｄ．資料等使用可の試験で許可されたもの以外の資料、携帯電話、その他の電子機器等の使用 ｅ．許可されていない機器 （携帯電話・その他の電子機器等）の持込み、使用 ｆ．答案用紙の交換 （行為の内容により③の受験依頼に該当） ｇ．組織的なカンニング行為	○停学１カ月以上３カ月未満 及び ○当該科目の成績評価を失格（F 評価） ※春学期に行った不正行為により成績評価が失格となった通年科目の秋学期の受講は、妨げない。
③ 受験依頼（替え玉受験） ａ．依頼された他人が本人になりすまして受験（本人の学生証使用） ｂ．答案提出直前に依頼した学生の氏名に書き換えて提出	○停学３カ月以上６カ月以下または無期停学 及び ○当該学期全受講科目及び通年の全受講科目の成績評価を失格（F 評価） ※春学期に行った不正行為により成績評価が失格となった通年科目の秋学期の受講は、妨げない。

※上記③に関し、依頼を受けて受験行為を行った者が本学の学生の場合は、学則上の処分の対象となりうる。

２　論文（卒業論文・卒業研究・修士論文等を含む）、リポート、作品等の成績評価に関わる提出課題における不正行為

不正行為の内容	処分基準
① 剽窃（ひょうせつ）行為 ａ．他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに限定的に流用した	○譴責または謹慎１カ月未満
② 悪質な剽窃（ひょうせつ）行為 ａ．他人の論文、出版物、ウェブサイト、作品等から、適切な引用処理を行わずに流用した ｂ．生成 AI で作成し提出した ｃ．他人と示し合わせ、他人とほぼ同一の内容で課題を作成し提出した ｄ．他人が作成した論文等を、自己の氏名に書き換えて提出した ｅ．剽窃禁止の指導を受けたにもかかわらず繰り返し剽窃行為を行った	○停学１カ月以上３カ月未満 及び ○当該科目の成績評価を失格（F 評価） ※春学期に行った不正行為により成績評価が失格となった通年科目の秋学期の受講は、妨げない。

③ 代筆依頼 ａ．論文・リポート等の作成を代行する企業・個人等の他者に作成を請け負わせ、納品物を自己が作成したものとして提出した	○停学３カ月以上６カ月以下 及び ○当該科目の成績評価を失格（F 評価） ※春学期に行った不正行為により成績評価が失格となった通年科目の秋学期の受講は、妨げない。
④ その他不正行為 ａ．成績評価等に関わる提出課題等を偽造、データの捏造、改竄する行為	○停学１カ月以上３カ月未満 及び ○当該科目の成績評価を失格（F 評価） ※春学期に行った不正行為により成績評価が失格となった通年科目の秋学期の受講は、妨げない。

※上記③に関し、依頼を受けて代筆行為を行った者も学則上の処分の対象となりうる。

3　授業・試験等の出席に関わる不正行為

不正行為の内容	処分基準
① 代返行為・虚偽申告 ａ．他人に依頼し自己の出席報告を行わせた ｂ．他人から依頼を受け他人の出席報告を行った ｃ．出席報告書の偽造により提出した ｄ．欠席理由に係る証明書類（診断書等）を偽造または虚偽の内容により提出した ※出席報告には、口頭によるもの、紙面によるもの、学生証の情報を読み取るもの、各種システムを介して行うもの、いずれも含む。	○譴責、謹慎１カ月未満または１カ月の停学 及び ○当該授業回の欠席

4　成績調査に関わる不正行為

不正行為の内容	処分基準
ａ．成績調査における虚偽の申告（偽造、捏造、改竄された画像・データ等を含む）	○停学１カ月以上３カ月未満 及び ○当該科目の成績評価を失格（F 評価） ※春学期に行った不正行為により成績評価が失格となった通年科目の秋学期の受講は、妨げない。

5　不正行為を複数回行った場合

過去、不正行為により処分を受けたことがある者が、在学中に再び前記１～４のいずれかの不正行為を行った場合には、処分を加重し、基準より重い処分を行うことがある。

6　本基準の適用日

令和８年４月１日から

本学の沿革

1947 年	（昭和 22 年）	４月	京都外国語学校を設立
1950 年	（昭和 25 年）	４月	京都外国語短期大学設置、　英語科（昼間部）を開設
1952 年	（昭和 27 年）	４月	京都外国語短期大学英語科（夜間部）を開設
1954 年	（昭和 29 年）	４月	京都外国語短期大学に教職課程を開設
			京都予備校を設置
1956 年	（昭和 31 年）	４月	京都外国語短期大学英語商業科（昼間部）を開設
			京都外国語短期大学専攻科（昼間部）を開設
1957 年	（昭和 32 年）	４月	京都西高等学校を設置
1959 年	（昭和 34 年）	３月	京都外国語短期大学英語科（昼間部）を廃止
			京都外国語短期大学英語商業科（昼間部）を廃止
			京都外国語短期大学専攻科（昼間部）を廃止
		４月	京都外国語大学を設置、外国語学部英米語学科を開設
			京都外国語大学に教職課程を開設
1963 年	（昭和 38 年）	４月	外国語学部イスパニア語学科を開設
1964 年	（昭和 39 年）	４月	外国語専攻科（英米語専攻）を開設
1966 年	（昭和 41 年）	４月	外国語学部フランス語学科を開設
1967 年	（昭和 42 年）	４月	外国語学部ドイツ語学科・ブラジルポルトガル語学科を開設
1971 年	（昭和 46 年）	４月	京都外国語大学大学院（修士課程）を設置
			外国語学研究科英米語学専攻・フランス語学専攻・ドイツ語学専
			ブラジルポルトガル語学専攻を開設
1972 年	（昭和 47 年）	４月	京都外国語大学大学院（修士課程）外国語学研究科イスパニア語学専攻を開設
			大学院に教職課程を開設
1974 年	（昭和 49 年）	４月	京都外国語大学外国語学部中国語学科を開設
1977 年	（昭和 52 年）	４月	京都外国語大学に図書館司書・学校図書館司書教諭課程を開設
1980 年	（昭和 55 年）	４月	京都外国語大学留学生別科を開設
1982 年	（昭和 57 年）	３月	京都外国語学校を廃校
1989 年	（平成元年）	４月	京都外国語大学に博物館学芸員課程を開設
1992 年	（平成４年）	４月	京都外国語大学外国語学部日本語学科を開設
1997 年	（平成９年）	４月	京都外国語大学外国語専攻科東アジア言語・文化専攻を開設
1998 年	（平成 10 年）	３月	京都予備校を廃止
		４月	京都外国語専門学校を設置
2001 年	（平成 13 年）	４月	京都西高等学校の名称を京都外大西高等学校に変更
2004 年	（平成 16 年）	４月	京都外国語大学外国語学部イタリア語学科を開設
2005 年	（平成 17 年）	４月	京都外国語大学大学院外国語学研究科異言語・文化専攻　博士前
			博士後期課程を設置
2006 年	（平成 18 年）	３月	外国語専攻科を廃止
2007 年	（平成 19 年）	４月	外国語学部イスパニア語学科をスペイン語学科に改称
			京都外国語短期大学英語科をキャリア英語科に改称
2010 年	（平成 22 年）	４月	京都外国語大学外国語学部国際教養学科を開設
2018 年	（平成 30 年）	３月	京都外国語大学外国語学部国際教養学科を廃止
		４月	京都外国語大学国際貢献学部を設置
2020 年	（令和２年）	４月	京都外国語大学外国語学部ロシア語学科を開設

Ⅷ 2026年度授業科目時間割表

（博士前期課程）

授業科目時間割表

以下の授業科目時間割表は、春学期、秋学期、集中講義（春学期・秋学期）の順に記載しています。
履修登録の方法については、UNIPAの「学生操作マニュアル」を確認してください。授業の教室は、集中講義を除き、履修登録期間後に登録者数等を踏まえ調整のうえ、各学期の授業開始前に UNIPAに表示します。UNIPAの「履修授業」で、教室を確認してください。

＜注意事項＞

・2026年度入学者は、2025年度以前入学者に配当されている科目を履修することはできません。
・専門ゼミは、自動登録されます。
・「振替対応科目」欄に●印が付された科目は、2025年度以前入学者が履修登録し単位を修得した場合に2025年度以前入学者用カリキュラムの授業科目の単位として認定される科目です。
・集中講義は、各学期の履修登録期間に履修登録を行ってください。

春学期

曜日	講時	入学年度	振替対応科目	科目区分	授業科目名	配当年次	担当者
月曜日	1	2026		観光学領域/専門ゼミ	観光計画研究ゼミⅠ	1	蝦名　大助
		2025以前		コース共通科目	ギリシア語Ａ	1･2	ゲオルギオス・マルディス
	2	2026		言語研究領域/専門ゼミ	言語学研究ゼミⅠ（1）英語学・言語構造論	1	小野　隆啓
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅠ（3）イタリア文化学	1	近藤　直樹
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅠ（5）日本近代文学	1	長濱　拓磨
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅠ（6）比較文学・スペイン語圏文学	1	ダニエル・アリエタ
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	社会文化研究ゼミⅠ（1）ドイツ社会文化学	1	菅野　瑞治也
				国際関係領域/専門ゼミ	国際関係研究ゼミⅠ（2）	1	布施　将夫
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ語学研究Ａ－３（イスパニア語学）	1･2	岡本　信照
				言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ文化研究Ｂ－１（フランス語圏１）	1･2	石丸　久美子
				言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ文化研究Ｄ－３（ポルトガル語圏文学１）	1･2	ペドロ・アイレス
				コミュニケーション科目	英語コミュニケーション研究9（コミュニケーション演習）	1･2	アイシュワリヤ・スガンディ
	3	2026		文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅠ（1）アメリカ文学	1	坂本　季詩雄
				国際関係領域/専門科目A群	国際関係特論Ⅰ	1	複数教員担当
			●	観光学領域/専門科目B群	観光学特殊研究Ⅰ	1･2	蝦名　大助
		2025以前		言語文化コース/英米地域	英語学研究Ⅰ－３（言語構造論）	1･2	小野　隆啓
				言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ語学研究Ｄ－３（ポルトガル語学）	1･2	ペドロ・アイレス
				言語文化コース/東アジア地域	東アジア文化研究Ｂ－５（日本３）	1･2	佐々木　高弘
				コミュニケーション科目	イスパニア語コミュニケーション研究３	1･2	ダニエル・アリエタ
				コミュニケーション科目	中国語コミュニケーション研究３	1･2	苗　チェン
				コミュニケーション科目	イタリア語コミュニケーション研究１	1･2	竹下　ルッジェリ　アンナ
	4	2026		言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅠ（5）日中言語文化対照	1	楊　蕾
			●	国際関係領域/専門科目B群	国際関係特殊研究Ⅰ	1･2	土屋　貴裕
			●	実践日本語教育領域/専門科目A群	日本語指導法Ⅱ	1	由井　紀久子
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ラテンアメリカ文化研究Ａ－３（イベロアメリカ地域）	1･2	大越　翼
				言語文化コース/東アジア地域	東アジア言語研究５（日中言語対照）	1･2	張　黎
				コミュニケーション科目	英語コミュニケーション研究７（語彙活用演習）	1･2	倉田　誠
				コース共通科目	ラテン語Ａ	1･2	伊多波　宗周
	5	2025以前		実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育学特論Ⅱ－１（リサーチ・メソッド１）	1･2	由井　紀久子
	6	2026		共通科目（必修）	研究基礎論概説	1	複数教員担当
	1	2026		文学・芸術研究領域/専門科目A群	文学・文芸特論Ⅱ	1	複数教員担当
			●	観光学領域/専門科目A群	観光学特論Ⅱ	1	藤本　茂
	2	2026	●	言語研究領域/専門科目A群	言語学特論Ⅱ	1	複数教員担当
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅠ（4）フランス文学	1	中山　智子
				歴史・文化・社会研究/専門科目B群	歴史資料特殊研究	1･2	大越　翼
				実践日本語教育領域/専門ゼミ	日本語教育学研究ゼミⅠ（3）日本語学・日本語教育学	1	近藤　優美子
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ語学研究Ｂ－３（フランス語学）	1･2	舟杉　真一
				言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ文化研究Ｅ－１（イベリア地域）	1･2	ユイス・バユス
				言語文化コース/東アジア地域	東アジア言語研究７（日中言語文化対照）	1･2	彭　飛
				言語文化コース/東アジア地域	東アジア文化研究Ｂ－７（日本文学３）	1･2	長濱　拓磨
				コミュニケーション科目	ロシア語コミュニケーション研究１	1･2	グリゴリー・ミソチコ

火曜日	3	2026		言語研究領域/専門ゼミ	ヨーロッパ言語研究ゼミⅠ（4）ドイツ語学	1	羽根田　知子
				言語研究領域/専門ゼミ	ユーラシア言語研究ゼミⅠ（2）ロシア語学・ロシア語教育	1	グリゴリー・ミソチコ
				歴史・文化・社会研究/専門科目B群	表象文化特殊研究Ⅰ	1･2	菅野　瑞治也
				観光学領域/専門ゼミ	観光文化研究ゼミⅠ	1	原　一樹
				実践日本語教育領域/専門ゼミ	日本語教育学研究ゼミⅠ（2）日本語学・日本語教育学	1	坂口　昌子
		2025以前		言語文化コース/東アジア地域	東アジア言語研究９（東アジア言語文化対照）	1･2	大西　博子
				実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育研究Ⅰ(教材開発)	1･2	坂口　昌子
				コース共通科目	ロシア語	1･2	五十嵐　徳子
				コース共通科目	インド語Ａ	1･2	大島　智靖
	4	2026		言語研究領域/専門ゼミ	言語学研究ゼミⅠ（3）英語学・言語使用分析論	1	吉川　裕介
				言語研究領域/専門ゼミ	ヨーロッパ言語研究ゼミⅠ（3）ドイツ語学	1	橋本　政義
				言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅠ（7）中国語方言学	1	大西　博子
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	比較哲学・宗教学研究ゼミⅠ（2）哲学	1	アンドレーア・レオナルディ
				国際関係領域/専門科目A群	国際関係特論Ⅱ	1	四方　俊祐
			●	実践日本語教育領域/専門科目A群	日本語指導法Ⅰ	1	坂口　昌子
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ語学研究Ｅ－３（イタリア語学）	1･2	橋本　勝雄
	5	2026	●	実践日本語教育領域/専門科目B群	日本語研究Ⅲ	1･2	由井　紀久子
	6	2026	●	実践英語教育領域/専門科目B群	英語指導法Ⅰ	1･2	レベッカ・カルマン
水曜日	1	2026	●	言語研究領域/専門科目B群	言語学特殊研究Ⅲ	1･2	吉川　裕介
				歴史・文化・社会研究/専門科目B群	宗教哲学特殊研究Ⅰ	1･2	アンドレーア・レオナルディ
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ文化研究Ａ－１（イスパニア語圏１）	1･2	立岩　礼子
	2	2026	●	言語研究領域/専門科目A群	言語学特論Ⅲ	1	複数教員担当
				歴史・文化・社会研究/専門科目A群	歴史文化特論	1	複数教員担当
			●	観光学領域/専門科目B群	観光学特殊研究Ⅴ	1･2	増田　央
	3	2026	●	言語研究領域/専門科目B群	言語学特殊研究Ⅱ	1･2	野澤　元
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	歴史文化研究ゼミⅠ（1）中米歴史人類学	1	大越　翼
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	比較哲学・宗教学研究ゼミⅠ（1）宗教学	1	竹下　ルッジェリ　アンナ
				国際関係領域/専門ゼミ	国際関係研究ゼミⅠ（1）アメリカ政治外交論	1	佐々木　豊
			●	観光学領域/専門科目A群	観光学特論Ⅰ	1	原　一樹
			●	実践日本語教育領域/専門科目B群	日本語教育特殊研究Ⅲ	1･2	中西　久実子
		2025以前		言語文化コース/東アジア地域	東アジア文化研究Ａ－１（現代中国１）	1･2	朱　一星
				コミュニケーション科目	フランス語コミュニケーション研究３	1･2	ナディーン・バタリア
				コミュニケーション科目	ポルトガル語コミュニケーション研究３	1･2	モイゼス・カルヴァーリョ
	4	2026		言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅠ（2）中国語学	1	島村　典子
				言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅠ（3）日中言語文化対照	1	彭　飛
				国際関係領域/専門科目B群	国際関係特殊研究Ⅴ	1･2	黒住　淳人
		2025以前		言語文化コース/英米地域	英米文化研究Ｂ－７（イギリス文学３）	1･2	河野　弘美
				実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育学特論Ⅴ－１（日本語学）	1･2	坂口　昌子
				コース共通科目	言語文化特殊研究Ⅰ	1･2	楊　蕾
	5	2025以前		コミュニケーション科目	対照言語学研究Ａ－１（英日）	1･2	佐野　まさき
	6	2026		共通科目（必修）	データ科学Ⅰ	1	梶川　裕司
	1	2026		言語研究領域/専門ゼミ	ヨーロッパ言語研究ゼミⅠ（1）スペイン語学	1	岡本　信照
				言語研究領域/専門ゼミ	ヨーロッパ言語研究ゼミⅠ（5）ポルトガル語学	1	ペドロ・アイレス
				言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅠ（1）中国語学	1	岡本　俊裕
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	歴史文化研究ゼミⅠ（2）スペイン歴史文化学	1	立岩　礼子
			●	実践日本語教育領域/専門科目B群	日本語研究Ⅱ	1･2	堤　良一
	2	2026	●	言語研究領域/専門科目A群	言語学特論Ⅰ	1	複数教員担当
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅠ（7）現代イタリア文学	1	橋本　勝雄
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	比較社会学研究ゼミⅠ（1）比較社会学	1	ユイス・バユス
			●	国際関係領域/専門科目B群	国際関係特殊研究Ⅲ	1･2	四方　俊祐
				観光学領域/専門ゼミ	観光メディア研究ゼミⅠ	1	戴　智軻
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ文化研究Ｃ－１（ドイツ語圏１）	1･2	羽根田　知子
				言語文化コース/東アジア地域	東アジア言語研究３（中国語学）	1･2	岡本　俊裕
				実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育学特論Ⅳ－１（応用日本語学）	1･2	近藤　優美子

木曜日	3	2026		言語研究領域/専門ゼミ	ヨーロッパ言語研究ゼミⅠ（2）日仏言語文化対照	1	石丸　久美子
				言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅠ（4）日中言語文化対照	1	苗　チェン
			●	文学・芸術研究領域/専門科目B群	文学・文芸特殊研究Ⅴ	1･2	竹内　誠
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	社会文化研究ゼミⅠ（2）ブラジル社会文化学	1	伊藤　秋仁
				観光学領域/専門ゼミ	観光経営研究ゼミⅠ	1	増田　央
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ語学研究Ｃ－３（ドイツ語学）	1･2	橋本　政義
				コース共通科目	手話	1･2	青山　好一
	4	2026	●	文学・芸術研究領域/専門科目B群	文学・文芸特殊研究Ⅰ	1･2	坂本　季詩雄
				共通科目（選択）	言語と平和研究Ⅰ	1･2	蓮　行
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ文化研究Ｄ－１（ポルトガル語圏１）	1･2	伊藤　秋仁
				コミュニケーション科目	ドイツ語コミュニケーション研究３	1･2	ハイケ・ピナウーサトウ
				コミュニケーション科目	対照言語学研究Ｂ－１（中日）	1･2	彭　飛
	6	2026		実践英語教育領域/専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅠ（3）第二言語習得論・英語教育学	1	▪田　真美
				実践英語教育領域/専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅠ（4）英語教育学・ICT活用	1	石川　保茂
金曜日	1	2026		共通科目（選択）	国際協力研究Ⅰ	1･2	小田桐　確
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ユーラシア文化研究Ａ－３（ロシア文学１）	1･2	菱川　邦俊
	2	2026		言語研究領域/専門ゼミ	言語学研究ゼミⅠ（2）英語学・言語認知論	1	野澤　元
				言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅠ（6）中国語文字学	1	朱　一星
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅠ（2）イギリス文学	1	河野　弘美
				観光学領域/専門ゼミ	観光経済研究ゼミⅠ	1	藤本　茂
				実践日本語教育領域/専門ゼミ	日本語教育学研究ゼミⅠ（4）意味論・日本語教育学	1	由井　紀久子
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ユーラシア語学研究Ａ－１（ロシア語学）	1･2	菱川　邦俊
				コース共通科目	言語教育と翻訳Ⅰ	1･2	藤田　昌志
	3	2026		言語研究領域/専門ゼミ	ユーラシア言語研究ゼミⅠ（1）ロシア語学・言語類型学	1	菱川　邦俊
			●	文学・芸術研究領域/専門科目A群	文学・文芸特論Ⅰ	1	複数教員担当
				歴史・文化・社会研究/専門科目B群	対日交流特殊研究	1･2	伊藤　秋仁
				実践日本語教育領域/専門ゼミ	日本語教育学研究ゼミⅠ（1）日本語教育文法	1	中西　久実子
		2025以前		コース共通科目	ロシア語	1･2	アンナ・バリノワ
	4	2026		文学・芸術研究領域/専門科目B群	文学・文芸特殊研究Ⅶ	1･2	ダニエル・アリエタ
			●	実践日本語教育領域/専門科目B群	日本語教育特殊研究Ⅳ	1･2	梶川　裕司
			●	共通科目（選択）	国際ビジネス研究Ⅰ	1･2	国際社会貢献センター講師
	5	2025以前		言語文化コース/東アジア地域	東アジア文化研究Ｄ－１（東アジア文化圏）	1･2	劉　志強
土曜日	2	2026	●	実践英語教育領域/専門科目B群	英語教育学特論Ⅰ	1･2	門田　修平
	3	2026		実践英語教育領域/専門科目B群	英語教育学特論Ⅳ	1･2	安木　真一
		2025以前		実践言語教育コース/英語教育	英語教育学特論Ⅳ－２（英語指導技術演習４）	1･2	安木　真一
	4	2026		実践英語教育領域/専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅠ（1）英語教育学	1	杉本　義美
				実践英語教育領域/専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅠ（2）英語教育学・音声指導・スローラーナー指導	1	安木　真一
				実践英語教育領域/専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅠ（5）教授法・教育コンテンツ研究	1	レベッカ・カルマン
		2025以前		実践言語教育コース/英語教育	英語教育学特殊研究Ⅰ－１	1･2	杉本　義美・安木　真一
				実践言語教育コース/英語教育	英語教育学特殊研究Ⅱ－１	1･2	杉本　義美・安木　真一
				実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育学特論Ⅰ－１（日本語教育文法１）	1･2	中西　久実子
	5	2026		実践英語教育領域/専門科目B群	英語教育学特論Ⅲ	1･2	杉本　義美
		2025以前		実践言語教育コース/英語教育	英語教育学特論Ⅲ－２（英語指導技術演習２）	1･2	杉本　義美
	6	2026	●	実践英語教育領域/専門科目B群	英語教育学演習Ⅲ	1･2	杉本　義美

秋学期

曜日	講時	入学年度	振替対応科目	科目区分	授業科目名	配当年次	担当者
月曜日	1	2026		観光学領域/専門ゼミ	観光計画研究ゼミⅡ	1	蝦名　大助
		2025以前		コース共通科目	ギリシア語Ｂ	1･2	ゲオルギオス・マルディス
	2	2026		言語研究領域/専門ゼミ	言語学研究ゼミⅡ（1）英語学・言語構造論	1	小野　隆啓
			●	言語研究領域/専門科目B群	言語学特殊研究Ⅴ	1･2	苗　チェン
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅡ（3）イタリア文化学	1	近藤　直樹
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅡ（5）日本近代文学	1	長濱　拓磨
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅡ（6）比較文学・スペイン語圏文学	1	ダニエル・アリエタ
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	社会文化研究ゼミⅡ（1）ドイツ社会文化学	1	菅野　瑞治也
				国際関係領域/専門ゼミ	国際関係研究ゼミⅡ（2）	1	布施　将夫
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ語学研究Ａ－４（イスパニア語学）	1･2	岡本　信照
				言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ文化研究Ｄ－４（ポルトガル語圏文学２）	1･2	ペドロ・アイレス
	3	2026	●	言語研究領域/専門科目B群	言語学特殊研究Ⅰ	1･2	小野　隆啓
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅡ（1）アメリカ文学	1	坂本　季詩雄
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ語学研究Ｄ－４（ポルトガル語学）	1･2	ペドロ・アイレス
				言語文化コース/東アジア地域	東アジア文化研究Ｂ－６（日本４）	1･2	佐々木　高弘
				コミュニケーション科目	イスパニア語コミュニケーション研究４	1･2	ダニエル・アリエタ
				コミュニケーション科目	中国語コミュニケーション研究４	1･2	苗　チェン
				コミュニケーション科目	イタリア語コミュニケーション研究２	1･2	アンドレーア・レオナルディ
	4	2026		言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅡ（5）日中言語文化対照	1	楊　蕾
			●	国際関係領域/専門科目B群	国際関係特殊研究Ⅱ	1･2	佐々木　豊
			●	実践日本語教育領域/専門科目B群	日本語教育実践研究Ⅱ	1･2	近藤　優美子
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ラテンアメリカ文化研究Ａ－４（イベロアメリカ地域）	1･2	大越　翼
				言語文化コース/東アジア地域	東アジア言語研究６（日中言語対照）	1･2	張　黎
				コース共通科目	ラテン語Ｂ	1･2	伊多波　宗周
	5	2025以前		実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育学特論Ⅱ－２（リサーチ・メソッド２）	1･2	由井　紀久子
火曜日	1	2026		文学・芸術研究領域/専門科目B群	文学・文芸特殊研究Ⅳ	1･2	中山　智子
			●	観光学領域/専門科目B群	観光学特殊研究Ⅳ	1･2	藤本　茂
				実践日本語教育領域/専門科目B群	日本語教育特殊研究Ⅱ	1･2	滝井　未来
	2	2026		文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅡ（4）フランス文学	1	中山　智子
			●	観光学領域/専門科目B群	観光学特殊研究Ⅱ	1･2	戴　智軻
				実践日本語教育領域/専門ゼミ	日本語教育学研究ゼミⅡ（3）日本語学・日本語教育学	1	近藤　優美子
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ文化研究Ｂ－４（フランス文学２）	1･2	舟杉　真一
				言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ文化研究Ｅ－４（イベリア地域）	1･2	ユイス・バユス
				言語文化コース/東アジア地域	東アジア文化研究Ｂ－８（日本文学４）	1･2	長濱　拓磨
				コミュニケーション科目	ロシア語コミュニケーション研究２	1･2	グリゴリー・ミソチコ
	3	2026		言語研究領域/専門ゼミ	ヨーロッパ言語研究ゼミⅡ（4）ドイツ語学	1	羽根田　知子
				言語研究領域/専門ゼミ	ユーラシア言語研究ゼミⅡ（2）ロシア語学・ロシア語教育	1	グリゴリー・ミソチコ
			●	文学・芸術研究領域/専門科目B群	文学・文芸特殊研究Ⅵ	1･2	長濱　拓磨
				歴史・文化・社会研究/専門科目A群	社会文化特論	1	複数教員担当
				観光学領域/専門ゼミ	観光文化研究ゼミⅡ	1	原　一樹
				実践日本語教育領域/専門ゼミ	日本語教育学研究ゼミⅡ（2）日本語学・日本語教育学	1	坂口　昌子
		2025以前		言語文化コース/東アジア地域	東アジア言語研究１０（東アジア言語文化対照）	1･2	大西　博子
				コース共通科目	インド語Ｂ	1･2	大島　智靖
	4	2026		言語研究領域/専門ゼミ	言語学研究ゼミⅡ（3）英語学・言語使用分析論	1	吉川　裕介
				言語研究領域/専門ゼミ	ヨーロッパ言語研究ゼミⅡ（3）ドイツ語学	1	橋本　政義
				言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅡ（7）中国語方言学	1	大西　博子
			●	文学・芸術研究領域/専門科目B群	文学・文芸特殊研究Ⅱ	1･2	河野　弘美
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	比較哲学・宗教学研究ゼミⅡ（2）哲学	1	アンドレーア・レオナルディ
				国際関係領域/専門科目A群	国際関係特論Ⅲ	1	竹内　俊隆
			●	観光学領域/専門科目B群	観光学特殊研究Ⅲ	1･2	原　一樹
			●	実践日本語教育領域/専門科目B群	日本語教育実践研究Ⅰ	1･2	坂口　昌子
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ語学研究Ｅ－４（イタリア語学）	1･2	橋本　勝雄
	6	2025以前		コミュニケーション科目	英語コミュニケーション研究８（アカデミック・リーディング）	1･2	レベッカ・カルマン

水曜日	1	2025以前		言語文化コース/英米地域	英語学研究Ⅲ－４（言語使用分析論）	1･2	吉川　裕介
				言語文化コース/観光文化研究	観光学特殊研究Ⅱ	1･2	増田　央
	2	2026		歴史・文化・社会研究/専門科目B群	宗教哲学特殊研究Ⅱ	1･2	竹下　ルッジェリ　アンナ
			●	共通科目（選択）	言語と平和研究Ⅱ	1･2	竹内　俊隆
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ文化研究Ｃ－４（ドイツ文学２）	1･2	菅野　瑞治也
	3	2026	●	言語研究領域/専門科目B群	言語学特殊研究Ⅳ	1･2	石丸　久美子
				文学・芸術研究領域/専門科目A群	文学・文芸特論Ⅳ	1	複数教員担当
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	歴史文化研究ゼミⅡ（1）中米歴史人類学	1	大越　翼
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	比較哲学・宗教学研究ゼミⅡ（1）宗教学	1	竹下　ルッジェリ　アンナ
				国際関係領域/専門ゼミ	国際関係研究ゼミⅡ（1）アメリカ政治外交論	1	佐々木　豊
		2025以前		言語文化コース/英米地域	英語学研究Ⅱ－４（言語認知論）	1･2	野澤　元
				言語文化コース/東アジア地域	東アジア文化研究Ａ－２（現代中国２）	1･2	朱　一星
				コミュニケーション科目	フランス語コミュニケーション研究４	1･2	ナディーン・バタリア
				コミュニケーション科目	ポルトガル語コミュニケーション研究４	1･2	モイゼス・カルヴァーリョ
	4	2026		言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅡ（2）中国語学	1	島村　典子
				言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅡ（3）日中言語文化対照	1	彭　飛
				文学・芸術研究領域/専門科目B群	文学・文芸特殊研究Ⅷ	1･2	橋本　勝雄
				歴史・文化・社会研究/専門科目B群	現代社会特殊研究	1･2	ユイス・バユス
				国際関係領域/専門科目B群	国際関係特殊研究Ⅳ	1･2	大野　直樹
		2025以前		実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育学特論Ⅴ－２（日本語学）	1･2	坂口　昌子
				コース共通科目	言語文化特殊研究Ⅱ	1･2	楊　蕾
	5	2025以前		コミュニケーション科目	対照言語学研究Ａ－２（英日）	1･2	佐野　まさき
	6	2026	●	実践英語教育領域/専門科目B群	英語教育学演習Ⅱ	1･2	石川　保茂
木曜日	1	2026		言語研究領域/専門ゼミ	ヨーロッパ言語研究ゼミⅡ（1）スペイン語学	1	岡本　信照
				言語研究領域/専門ゼミ	ヨーロッパ言語研究ゼミⅡ（5）ポルトガル語学	1	ペドロ・アイレス
				言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅡ（1）中国語学	1	岡本　俊裕
			●	文学・芸術研究領域/専門科目A群	文学・文芸特論Ⅲ	1	複数教員担当
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	歴史文化研究ゼミⅡ（2）スペイン歴史文化学	1	立岩　礼子
	2	2026		文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅡ（7）現代イタリア文学	1	橋本　勝雄
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	比較社会学研究ゼミⅡ（1）比較社会学	1	ユイス・バユス
				観光学領域/専門ゼミ	観光メディア研究ゼミⅡ	1	戴　智軻
		2025以前		言語文化コース/東アジア地域	東アジア言語研究４（中国語学）	1･2	岡本　俊裕
				実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育学特論Ⅳ－２（応用日本語学）	1･2	近藤　優美子
	3	2026		言語研究領域/専門ゼミ	ヨーロッパ言語研究ゼミⅡ（2）日仏言語文化対照	1	石丸　久美子
				言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅡ（4）日中言語文化対照	1	苗　チェン
				歴史・文化・社会研究/専門ゼミ	社会文化研究ゼミⅡ（2）ブラジル社会文化学	1	伊藤　秋仁
				観光学領域/専門ゼミ	観光経営研究ゼミⅡ	1	増田　央
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ヨーロッパ語学研究Ｃ－４（ドイツ語学）	1･2	橋本　政義
				言語文化コース/東アジア地域	東アジア文化研究Ａ－４（中国文学２）	1･2	竹内　誠
	4	2026		共通科目（選択）	学びの認知科学	1･2	モイゼス・カルヴァーリョ
		2025以前		言語文化コース/英米地域	英米文化研究Ｂ－４（アメリカ文学４）	1･2	坂本　季詩雄
				コミュニケーション科目	ドイツ語コミュニケーション研究４	1･2	ハイケ・ピナウーサトウ
				コミュニケーション科目	対照言語学研究Ｂ－２（中日）	1･2	彭　飛
	5	2026		国際関係領域/専門科目B群	国際関係特殊研究Ⅵ	1･2	名取　郁子
	6	2026		実践英語教育領域/専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅡ（3）第二言語習得論・英語教育学	1	▪田　真美
				実践英語教育領域/専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅡ（4）英語教育学・ICT活用	1	石川　保茂
	1	2026		歴史・文化・社会研究/専門科目B群	表象文化特殊研究Ⅱ	1･2	立岩　礼子
				共通科目（選択）	国際協力研究Ⅱ	1･2	小田桐　確
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ユーラシア文化研究Ａ－１（ロシア語圏１）	1･2	菱川　邦俊

金曜日	2	2026		言語研究領域/専門ゼミ	言語学研究ゼミⅡ（2）英語学・言語認知論	1	野澤　元
				言語研究領域/専門ゼミ	東アジア言語研究ゼミⅡ（6）中国語文字学	1	朱　一星
				文学・芸術研究領域/専門ゼミ	文学・文芸研究ゼミⅡ（2）イギリス文学	1	河野　弘美
				観光学領域/専門ゼミ	観光経済研究ゼミⅡ	1	藤本　茂
				実践日本語教育領域/専門ゼミ	日本語教育学研究ゼミⅡ（4）意味論・日本語教育学	1	由井　紀久子
		2025以前		言語文化コース/ヨーロッパ・ユーラシア・ラテンアメリカ地域	ユーラシア語学研究Ａ－２（ロシア語学）	1･2	菱川　邦俊
				コース共通科目	言語教育と翻訳Ⅱ	1･2	藤田　昌志
	3	2026		言語研究領域/専門ゼミ	ユーラシア言語研究ゼミⅡ（1）ロシア語学・言語類型学	1	菱川　邦俊
				実践日本語教育領域/専門ゼミ	日本語教育学研究ゼミⅡ（1）日本語教育文法	1	中西　久実子
		2025以前		言語文化コース/英米地域	英米文化研究Ａ－４（北米地域４）	1･2	坂本　季詩雄
				実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育研究Ⅳ－２（日本語とコミュニケーション）	1･2	中西　久実子
	4	2026	●	共通科目（選択）	国際ビジネス研究Ⅱ	1･2	国際社会貢献センター講師
	5	2026	●	実践日本語教育領域/専門科目B群	日本語研究Ⅰ	1･2	テーヤ・オストハイダ
		2025以前		言語文化コース/東アジア地域	東アジア文化研究Ｄ－２（東アジア文化圏）	1･2	劉　志強
土曜日	2	2026	●	共通科目（選択）	コミュニケーション能力とテスティング	1･2	杉本　義美
	3	2026		実践英語教育領域/専門科目A群	英語教育実践演習Ⅱ	1	安木　真一
		2025以前		実践言語教育コース/英語教育	英語教育実践演習Ⅱ－２（英語教育の諸問題と対策２）	1･2	安木　真一
	4	2026		実践英語教育領域/専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅡ（1）英語教育学	1	杉本　義美
				実践英語教育領域/専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅡ（2）英語教育学・音声指導・スローラーナー指導	1	安木　真一
				実践英語教育領域/専門ゼミ	英語教育学研究ゼミⅡ（5）教授法・教育コンテンツ研究	1	レベッカ・カルマン
		2025以前		実践言語教育コース/英語教育	英語教育学特殊研究Ⅰ－２	1･2	杉本　義美・安木　真一
				実践言語教育コース/英語教育	英語教育学特殊研究Ⅱ－２	1･2	杉本　義美・安木　真一
				実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育学特論Ⅰ－２（日本語教育文法２）	1･2	中西　久実子
	5	2026		実践英語教育領域/専門科目A群	英語教育実践演習Ⅰ	1	杉本　義美
		2025以前		実践言語教育コース/英語教育	英語教育実践演習Ⅰ－２（授業観察・分析２）	1･2	杉本　義美
	6	2026	●	実践英語教育領域/専門科目A群	英語教育リサーチメソッド	1･2	▪田　真美

集中講義

春学期

入学年度	振替対応科目	科目区分	授業科目名	配当年次	担当者	日　程	講時	教室
2026	●	実践英語教育領域/専門科目B群	英語教育学特論Ⅱ	1･2	池田　真生子	7/27(月)・28(火)・29(水)・30(木)	2・3・4	R534
						7/31(金)	2・3	
	●	実践英語教育領域/専門科目B群	英語指導法Ⅱ	1･2	河内山　真理	8/26(水)・27(木)・28(金)・29(土)	2・3・4	R732
						8/31(月)	2・3	
	●	実践日本語教育領域/専門科目A群	日本語指導法Ⅲ	1	御舘　久里恵	5/30(土)・7/11(土)	1・2・3	R521
						6/13(土)・27(土)	1・2・3・4	
	●	実践日本語教育領域/専門科目B群	日本語教育特殊研究Ⅰ	1･2	西口　光一	8/18(火)・19(水)	1・2・3	R521
						8/20(木)・21(金)	1・2・3・4	
2025以前		実践言語教育コース/日本語教育	日本語教育研究Ⅱ（日本語音声研究法）	1･2	江崎　哲也	8/31(月)・9/1(火)・2(水)	1・2・3・4	R521
						9/3(木)	1・2	

秋学期

入学年度	振替対応科目	科目区分	授業科目名	配当年次	担当者	日　程	講時	教室
2026		実践英語教育領域/専門科目B群	英語指導法Ⅲ	1･2	山本　玲子	11/29(日)・12/13(日)・1/10(日)・ 24(日)	1・2・3	R534
						1/31(日)	1・2	
	●	実践英語教育領域/専門科目B群	英語教育学演習Ⅰ	1･2	杉本　義美	9/27(日)・10/4(日)・18(日)・11/1(日)	1・2・3	R534
						11/15(日)	1・2	
	●	実践日本語教育領域/専門科目B群	日本語教育実践研究Ⅲ	1･2	御舘　久里恵	10/17(土)・12/12(土)	1・2・3	R521
						10/31(土)・11/14(土)	1・2・3・4	



京都外国語大学 教育支援部 大学院事務室
〒615-8558　京都市右京区西院笠目町 6
TEL：075-322-6603
e-mail：daigakuin@kufs.ac.jp
URL：https://www.kufs.ac.jp/graduate/index.html